

平成15年(ワ)第79号,平成16年(ワ)第254号,平成18年(ワ)第249号 損害賠償請求事件

原告 李 福 實 外21名

被告 株式会社不二越 外1名

原告第16準備書面

2007年2月28日

富山地方裁判所民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	島	田	広
同	飯	森	和彦
同	浮	田	美穂
同	奥	村	回
同	加	藤	喜一
同	川	本	蔵石
同	菊		賢一
同	菅	野	昭夫

同 中 村 正 紀

同 野 村 侃 鞞

同 橋 本 明 夫

同 二 木 克 明

同 前 川 直 善

同 松 山 悦 子

同 山 田 博

同 吉 川 健 司

訴訟代理人島田広復代理人弁護士 中 村 雅 代

(目次)

第1章 はじめに	7
第2章 本件強制連行・強制労働の実態	9
第1 強制労働・強制連行に至る歴史的経緯	9
1 日本の朝鮮侵略と朝鮮半島の兵站基地化政策	9
2 「募集」と銘打った強制連行の始まり	9
3 「官斡旋」方式への転換	10
4 「徴用」	11
第2 強制連行政策, 女子勤労挺身隊政策	12
1 国家総動員法と女子勤労挺身隊組織の開始	12
2 女子挺身隊への朝鮮人少女の動員の経路と方法	12
3 新聞広告による扇動	14
第3 まとめ	14
第3章 原告らの被害実態	14
第1 原告らの被害実態総論	14
1 募集	14
(1) 原告らの無知と幼さにつけ込んだ欺罔による勧誘	15
(2) 皇民化教育の影響	18
(3) 甘言に応じない場合の強制	19
(4) 親権者の意思を無視した連行の強行	19
(5) 徴用による強制連行	20
2 原告らの拘束手段	20
(1) 軍隊式の訓練と工場における監視	20
(2) 寮生活における監視	21
(3) 原告らが持参した金銭を強制的に管理したこと	21
3 貧困な食事と寒い環境	22
(1) 食事について	22
(2) 寒い環境	23
4 過酷な労働	23
(1) 勤務形態	23
(2) 仕事の内容	24
(3) 慢性的な睡眠不足	25
5 労働災害, 病気	25
(1) 労働災害	25
(2) 病気	26
6 賃金の支払いがなされなかったこと	27
7 帰国	27
(1) 解放前に韓国に移された原告について	27
(2) 解放まで日本に残された原告について	28
(3) 帰国後の生活について	28

8 小括	31
第2 原告李慈順(原告番号4)の被害実態	31
第3 原告全玉南(原告番号7)の被害実態	35
第4 原告羅贊徳(原告番号11)の被害実態	44
第5 原告安喜洙(原告番号12)の被害実態	50
第6 原告金正珠(原告番号16)の被害実態	56
第7 原告羅花子(原告番号17)の被害実態	68
第8 原告崔姫順(原告番号23)の被害実態	75
第9 まとめ	84
第4章 被告らの共同不法行為	85
第1 被告国と被告不二越との主観的及び客観的関連共同	85
1 国による強制連行・強制労働政策の推進	85
(1) 強制連行政策の歴史と女子勤労挺身隊政策	85
(2) 官民一体となった動員・強制連行	85
(3) 連行後の朝鮮人管理の実態	86
(4) 戦後処理における国から企業への指導	88
(5) 小括	89
2 被告不二越と被告国との密接な関係	90
(1) 被告不二越は日本の軍需産業の中核を担う会社であったこと	90
(2) 被告不二越が「軍管理工場」「軍需工場」の指定を受け、軍の指示・協力のもとに経営されて いたこと	91
(3) 被告国と被告不二越との密接な関係に基づく強制連行・強制労働の推進	92
3 本件強制連行・強制労働における被告国と被告不二越との協力関係	93
(1) 募集、徴用における協力関係	93
(2) 労務管理における協力関係	94
(3) 賃金不払いにおける協力関係	95
4 小括	95
第2 本件強制連行・強制労働の違法性	96
1 国内法上の違法性	96
(1) 拉致・監禁に等しい強制連行・強制労働の顕著な違法性	96
(2) 欺罔行為が計画的かつ組織的なものであったこと	96
(3) 賃金支払もなく労働が強制されたこと	98
(4) 日本人の女性の勤労働員よりも苛酷な差別的扱い	98
(5) 労働者保護立法にも違反していたこと	104
(6) 小括	106
2 国際法上の違法性	106
(1) 本件強制連行・強制労働のILO29号条約違反	106
(2) 奴隷禁止に関する条約	112
(3) ILO5号条約, 同59号条約	113
(4) 小括	113

第3 損害及び因果関係	113
第4 求められる救済内容.....	115
1 「日本の協力者」としての社会的評価.....	115
2 「軍隊慰安婦」との混同の社会的広まり	115
3 小括	117
第5 まとめ	117
第5章 債務不履行責任(安全配慮義務違反)	117
第1 安全配慮義務を否定する被告国の主張の概要	117
第2 被告国の主張の誤り.....	118
1 安全配慮義務の要件としての「特別な社会的接触の関係」について.....	118
(1) 特別な双務的・相互的关系は文献上も必要とされていないこと	118
(2) 一方的権力的関係である刑務所労働においても安全配慮義務は生じうるとされていること	118
(3) 最高裁昭和50年・59年判決は「特別な社会的接触の関係」を契約的接触関係に限定する趣旨ではないこと	119
(4) 強制労働を貸すものが安全配慮義務を負うことは信義則上当然であること	120
(5) 強制労働条約上も国家の安全配慮義務が規定されていること	120
2 使用従属関係について	123
3 安全配慮義務の内容及び違反について	124
第3 まとめ	124
第6章 国際法に基づく請求について.....	124
第1 条約の国内直接適用の要件.....	124
1 国際法と国内法の関係(条約の国内的効力)	124
2 条約の国内直接適用可能性の要件.....	125
(1) 被告国の主張.....	125
(2) 被告国の主張する主観的要件は全く必要がないこと	126
(3) 被告国の主張する客観的要件について.....	129
3 国際法主体性との関係について	132
第2 強制労働条約の直接適用可能性について	134
1 強制労働条約14条の国内直接適用について	134
(1) 狭義の明確性について	134
(2) 完全性について.....	136
2 ILO29号条約1条に基づく慰謝料請求について.....	137
(1) 条約1条は禁止規定であり規定は明確であること	137
(2) 損害賠償を定める2次規制については国際法においても具体的立法は必要とされていないこと.....	137
3 小括	138
第3 本件強制連行・強制労働の強制労働条約違反.....	139
1 ILO29号条約適用の要件たる「強制」の意義.....	139
2 本件強制連行・強制労働のILO29号条約該当性.....	139

(1) 「『処罰ノ脅威』の下に強要されたものであること」の要件について	139
(2) 「任意に申し出たものではないこと」の要件について	140
第4 強制労働条約違反の効果	140
1 条約違反の効果	141
2 損害賠償	141
(1) 強制労働条約第14条に基づく損害賠償(賃金相当損害金)	141
(2) 2次規則に基づく損害賠償(賃金相当損害金及び慰謝料)	142
3 謝罪	142
第5 原告らの被害補償の国際法上の義務を放棄する被告国の驚くべき主張について	143
第6 重大な国際法上の人権侵害救済は裁判所に課せられた責務であること	145
1 強制労働は国際法上の重大な人権侵害であり犯罪であること	145
2 強制労働条約に違反し被害者を放置することは許されないこと	146
3 国内的实施における裁判所の役割の重要性と実態との乖離	146
(1) 国内的实施における裁判所の役割の重要性	146
(2) 日本の裁判所における人権条約の実施状況は批判されていること	146
4 国連「ガイドライン」は日本の戦後補償においてこそ十分尊重されるべきであること	148
第7 まとめ	149
第7章 日韓請求権協定及び法律第144号について	149
第1 請求権放棄に関する被告国(政府)答弁の変遷の信義則違反	149
1 はじめに	149
2 対日平和条約と日韓請求権協定の規定文言の違い	149
3 日韓請求権協定における立法者意思の検討	150
4 日韓請求権協定締結後の展開	154
5 1990年代以降の政府答弁について	156
6 被告国の主張の変遷ないし恣意性について	157
第2 日韓請求権協定及び法律144号は憲法違反であること	159
1 本件請求権が前国家的権利であること	160
2 戦争損害との関係	160
3 正当な補償の必要性	162
第3 単純な請求権消滅論も誤りであること	162
1 人権条約に基づく個人の請求権は外交保護権行使の影響を受けないこと	162
2 平和条約による請求権消滅を否定した国連人権小委員会決議及びその根底にあるユス・コーゲンスの趣旨からして原告らの権利の国家による放棄は無効であること	163
第4 まとめ	165
第8章 国家無答責について	165
第1 はじめに	165
1 被告国の主張	165
2 法律上の根拠の不存在	166
3 判例上も確立していないこと	166
4 学説上も確立していないこと	167

5 小括	167
第2 判例.....	168
1 国家無答責の主張を排斥した判例	168
2 福岡高裁平成16年5月24日判決	168
3 同判決についての評価及び本件との関係について	171
第3 本件行為は私法的関係であること.....	173
第4 法の欠缺と条理法による救済.....	174
第5 最後に	175
1 国家無答責の法理の非常識性	175
2 国家無答責の法理の非許容性	175
第6 まとめ	176
第9章 時効・除斥について	177
第1 はじめに	177
第2 民法724条後段の趣旨・法的性質論.....	178
1 被告国の反論	178
2 民法724条後段は「除斥期間」ではなく「消滅時効」であること	178
3 本件における民法724条後段についての問題の所在(適用制限を認めるか)	180
4 最高裁平成10年判決による民法724条後段の制限	183
5 判断基準.....	190
第3 本件の特徴に関する考察 - 民法724条を本件に適用することは許されない.....	190
第4 重大な人権侵害の責任に対しては消滅時効の適用を否定した国連総会決議について	207
第5 まとめ	209
第10章 おわりに.....	209

第1章 はじめに

本書面は、これまでの審理を踏まえ、総括的に原告の主張を行うものである。

約4年にわたる本件の審理を通して、被告らによる加害行為と原告らの被害について以下のような特徴が浮かび上がった。

被告らの行った強制連行が、幼い少女がほとんどをしめる原告らに対して、勉強したい、立派な人になって親孝行したいといった少女らの抱く夢や希望につけ込む甘言を弄した欺罔や、断ると家族に不利益が及ぶといった脅迫を用いて勧誘を行い、親権者である親の反対を無視しあるいは脅迫により押さえ込んで強行した犯罪的行為であったこと、

被告らの行った勧誘・連行は、被告不二越と被告国との緊密な連携のもとに、学校や地方行政機関を使い、組織的に行われていたこと、

被告らの行った強制労働が、軍隊式の訓練や日常的な厳しい叱責や体罰によって絶対服従を原告らに強要し、原告らから外出の自由を奪い厳しい監視の下においた上で、満足な食事も厳寒の冬季に必要な暖房すら与えず劣悪な生活環境を押しつけ、一部には夜勤まで含む重労働を強要するというものであって、幼い少女らがほとんどであった原告らを不安と空腹と疲労の中で来る日も来る日も重労働をさせた行為はまさに奴隷労働を強いたに等しいものであったこと、

騙されあるいは脅されて不二越に連れてこられ重労働をさせられた原告らは、精神的に深く傷つきながら、帰りたくても帰る術もなく、空腹や寒さ、空襲の恐怖に耐えながら労働するほかなく、怪我をしたり病気になる者も多数出るなど深刻な被害を受けたこと、

原告らの中には、戦後も慰安婦と混同されることを恐れて家族や友人にさえ自らの不二越での体験を語るができない者が多くいたこと、

被告らは、食事や教養・教育についての勧誘時の待遇の約束を全く守らず、賃金についても、戦時中は貯金するなどと称して原告らに賃金相当額を支払わず、また戦後も何ら原告らに連絡をとることもなく賃金不払いを継続したこと。

上記特徴を一言でいえば、被告らが一体となって、幼い少女がほとんどをしめる原告らに対して、拉致・誘拐に等しい犯罪的手段で強制連行・強制労働を行い、著しい肉体的・精神的苦痛を与えた（そして現在も与えている）にもかかわらず、現在に至るまでその責任をとっておらず謝罪もしていない、ということである。

一見して異常で、恥ずべき国家的犯罪行為であることが明らかな、少女らに対する強制連行・強制労働の被害に、日本の司法がどう向き合い、どう解

決をつけるのか，それが本件訴訟に課せられた課題であるといえる。

以下に，速やかに司法的救済がなされるべきことを論ずる。

第2章 本件強制連行・強制労働の実態

第1 強制労働・強制連行に至る歴史的経緯

1 日本の朝鮮侵略と朝鮮半島の兵站基地化政策

日本は1875年に江華島事件を起こし，翌76年日朝修好条規で朝鮮侵略の第1歩を記した。1905年，軍事的強制力を用いて，乙巳条約（第2次日韓協約）で韓国の外交権を奪い，1910年韓国を併合して植民地にした。その後日本は，朝鮮総督府を設置し，軍隊と警察による暴力的民族抑圧政策を行なった。

併合の過程において，また3・1^{サミル}独立運動をはじめとする民衆の抵抗に対する日本政府による徹底した弾圧の中で，数万人の朝鮮民衆の血が流され，民衆の間に恐怖が植え付けられていった。

そうした状況において，1930年代に入ると，日本は，中国侵略戦争に突き進む中で朝鮮半島の兵站基地化を推し進め，皇民化政策のもとでの総動員体制を展開した。

2 「募集」と銘打った強制連行の始まり

(1) 日本は，1937年蘆溝橋事件を起こし，中国侵略戦争を推進した（日中戦争）。そうした中で，1938年国家総動員法が制定され，1939年国民徴用令が公布された。この国民徴用令に基づく労務動員計画が立てられ，初年度の動員計画数は110万人とされたが，うち8万5000人は朝鮮人に割り当てられた。

(2) この労務動員計画に基づいて1939年9月，朝鮮人労働者の日本本土への連行が始まった。「募集」と名づけられていたが，労働力を必要とする事業所が府県長官を通じて厚生省の募集許可と朝鮮総督府の募集地の割り当てを受け，募集人が現地に赴いて面（村）の職員や警察官と協力して労働者を

集めており、実態は日本政府関与の元に行われた強制連行であった。

- (3) 日本国内の労働力が著しく逼迫してくると、面の職員や警察官は力ずくで朝鮮人を駆り出すようになった。

過酷な重労働を強いられた朝鮮人労働者は、監視の目を盗んで逃亡した。逃亡を防止するために、朝鮮人寮は塙垣と鉄条網で囲われ、逃亡して逮捕された者には見せしめに過酷なリンチが加えられた。さらに逃亡を防止するために、強制的に「貯金」させ、朝鮮人労働者には現金を持たせず、また家族を呼び寄せさせた。

土木建築現場やダム建設現場では、強制連行された朝鮮人は最も危険な現場に配置され、事故で殺される者が続出した。

3 「官斡旋」方式への転換

- (1) 対米開戦の翌1942年2月、「朝鮮人労働者活用ニ関スル方策」(甲1号証)が閣議決定された。この決定はその趣旨説明において次のように述べ、強制連行が日本の工業生産力維持に不可欠であることを強調した。「軍要員ノ拡大ニ伴ヒ内地ニ於テハ基礎産業ニ於ケル重労働者ノ不足特ニ著シク...此ノ種労働者ノ需給ニ未ダ弾力ヲ有スル朝鮮ニ給源ヲ求メ以テ現下喫緊ノ生産確保ヲ期スルハ焦眉ノ急務タリ」。この決定に基づき、「労働動員計画ニ依ル朝鮮人労働者ノ内地移入斡旋要綱」が作られ、動員方法が「官斡旋」方式に改められた。徴発業務を朝鮮総督府内に本部を置く朝鮮労働協会が一元的に行ない、労働訓練を施して事業所に引き渡すという方式である。
- (2) この方式変更を境に、朝鮮人の配属先に、日本製鉄、日本鋼管、三菱重工、被告不二越などの鉄鋼・造船・機械メーカーなどの軍需工場が加わり、その比率が高まっていった。侵略戦争のもとで、軍需産業は飛躍的な生産拡大を求められたが、熟練労働者が徴兵される中で、深刻な労働力不足に陥った。被告不二越などの軍需産業は労働力不足を解決するために、政府や朝鮮総督府に働きかけて朝鮮人の強制連行を行なった。

(3) 「募集」から「官斡旋」に転換されたといっても、朝鮮人をその意思に反して強制的に連行するやり方が改められたわけでは全くない。1943年4月16日付「京城日報」によれば、官斡旋で集められた労働者の逃亡が多い原因として「(斡旋を担当する)地方庁は(京城府)本府から割り当てられた労務者の獲得を急ぐあまり、斡旋労働者に炭鉱労働者であることを明示せず、半強制的に狩り出して山元へ輸送するので、その途中炭鉱行であることを覚って逃走したり、又は炭坑へ着いて直ちに逃げだすものも相当ある」と報じられている(古庄正「朝鮮人強制連行と広告募集」在日朝鮮人運動史研究会編「在日朝鮮人史研究」32号9頁)。

(4) 強制連行された100万を超える朝鮮人はタコ部屋に監禁され、少量で粗末な食事しか与えられず、重労働を強いられるという待遇であった。朝鮮人の賃金は日本人労働者より低く、その上どの事業所も、「食費」「愛国貯金」「家族への送金」などの名目で、賃金の大半を天引きした。しかし「愛国貯金」は払い戻しされず、「家族への送金」も実際には行なわれず、無償での奴隷労働が強制されたのである。

4 「徴用」

(1) 侵略戦争が破局に向かう過程で、1943年6月「学徒戦時動員体制確立要綱」、1944年1月「緊急学徒勤労働員方策要綱」、1944年3月「女子挺身隊制度強化方策要綱」などが次々と出され、学生・生徒・女性に対する根こそぎの動員が進められた。これらの学徒勤労働員方針を植民地朝鮮で強行するものとして、1944年5月以降の被告不二越などへの勤労女子挺身隊動員が行なわれた。それは日本海を隔てた遠隔地へ、低年齢の児童までも動員し、賃金を払わないという、国内での勤労働員とは桁違いに差別的で過酷なものだった。

(2) 1944年8月、「半島人労務者の移入に関する件」が閣議決定され、国民徴用令による一般徴用が朝鮮においても発動された。国権を使った強制手

段による連行が始まり，1944年8月の被告不二越への男子勤労報国隊の動員はこの徴用令に基づいて行なわれた。

このように，朝鮮人強制連行・強制労働は被告国の責任で推進されたのである。

第2 強制連行政策，女子勤労挺身隊政策

1 国家総動員法と女子勤労挺身隊組織の開始

(1) 原告らの多くが参加した女子勤労挺身隊も，上記のような国家的強制連行政策の一環として組織されたものである。

1938年4月に制定された国家総動員法（甲2号証）は，国民全体を「徴用」や「協力」の方法により戦争遂行に必要な業務に従事させるものであった。

(2) その後，太平洋戦争開始後の1943年1月20日閣議決定された「生産力増強緊急対策要綱」により女子の使用人数の標準化と女子動員の強化を決定した。さらに，これを具体化する同年9月13日付け次官会議決定「女子勤労動員ノ促進ニ関スル件」により女子勤労挺身隊を組織する政府方針が定められた。朝鮮総督府は，この政府方針に従い「女子モ決戦態勢デ増産戦士トシテ工場デ働カセル」方針を決定し，京城府は同年12月14日までに労務課を新設して，準備作業に取りかかった（甲A78・2頁）。

2 女子挺身隊への朝鮮人少女の動員の経路と方法

(1) 1943年10月8日付毎日新報によると，朝鮮総督府司政局労務課長林勝寿は，「朝鮮では，女子動員の対象が主として学校出身の有閑層なので，その母校の校長に極力斡旋を図るように委託するだろう。そしてまた愛国班，婦人団体など，総力連盟と関係が深い方面に委託して活動を展開する。」と述べた。女子勤労挺身隊の動員の主力となったのは，学校であって，山田昭次が調査した39例中29例，実に74.4%が学校を通じて勧誘をされた（甲A78・10～11頁）。

- (2) 1944年3月18日に閣議決定された「女子挺身隊制度強化方策要綱」(甲3号証)においては、「学校長...ヲシテ女子挺身隊ヲ組織スルニ必要ナル措置ヲ執ラシムルコト」と定められ、女子青年団長・婦人会長・その他職域、地域の団体の長と並んで学校を女子勤労挺身隊組織の為の重要な募集機関として位置づけた(甲A78・8~9頁)。また、動員の対象は、「家庭の根軸たる者」を除いた女子とされた。これにより各学校には組織すべき人数の割り当てがなされ、これを受けた校長の指示の下、日本人教師が生徒や卒業生に対し勧誘を行う態勢が整えられた。また、同要綱は「挺身隊ニ関スル動員ノ業務ハ原則トシテ総テ地方長官之ヲ行フコトトシ尚ソノ業務ノ一部ハ...学校長...ヲシテ補佐セシムルコト」と定めており、地方の行政庁と学校とが一体となって女子勤労挺身隊の動員にあたることが定められていた。
- (3) さらに、1944年6月21日、企業に挺身隊の受け入れ措置を要綱化した「女子挺身隊受入側措置要綱」が次官決定として定められた。挺身隊員に選ばれた者に対しては必要に応じて協力命令が発せられ、協力命令を受けた者がこれに従わないときは国家総動員法6条の就業命令を発することとされ(「備考(2)」)、就業命令の違反者には1年以下の懲役または8000円以下の罰金が課せられた。
- (4) さらに1944年7月6日、朝鮮総督府は「内務大臣請議朝鮮総督府部内臨時職員設置制中改正ノ件」を作成したが、その説明資料には1944年に朝鮮から1万人の女性を動員するために各道への割当を行ったことが記載されている(甲A66=朝鮮総督府部内臨時職員設置制中改正ノ件(抜粋)、原告第10準備書面58頁)。
- (5) こうした行政庁と学校とが一体となった動員体制は、1944年8月23日に公布・施行された女子勤労挺身令(甲4号証)においてさらに強化された。この女子勤労挺身令は、日本で公布されるのと同時に朝鮮でも公布・施行された(甲A78・9頁)。地方長官(朝鮮については道知事、同令21

条)は学校長に対し「隊員トナルベキ者ヲ選抜スベキコトヲ命ズルモノトス」とされたのである(6条)。

3 新聞広告による扇動

女子勤労挺身隊への動員には新聞も大いに活用された。京城府は数回にわたり新聞に女子勤労挺身隊の募集広告を出し(甲A59など)、また女子勤労挺身隊についての美談を報じる新聞記事も掲載された。1944年6月14日付「毎日新報」には「女子挺身隊に志願応募者殺到」との記事が掲載されている。「諸施設は完備」「食事は合勺でおなかいっぱい食べられる」という被告不二越社員の談話など虚偽の内容で少女たちの興味を引こうとする記事も掲載された(甲A58・150頁)。

当時19歳であった原告朴貞淑(原告番号2)も新聞で「挺身隊募集」の記事を見ているが、その記事によれば、賃金が1か月70円というふれこみであった。当時、デパートに勤務していた原告朴貞淑の賃金は、月30円か40円くらいであり、上記記事はその2倍程度という極めて魅惑的な条件であった。同原告はこうした破格の条件に騙されて応募したのである。

このような国全体を挙げての動員体制の下で原告らの悲劇が生み出されたのである。

第3 まとめ

以上より明らかなように、本件強制連行・強制労働は当時の被告国の国家的政策に基づいて実施されたのであって、被告国がその責を免れないことは明らかである。

第3章 原告らの被害実態

第1 原告らの被害実態総論

1 募集

被告不二越への強制連行は、朝鮮総督府のもとで、学校を通しての募集、面事務所などの行政を通しての募集、徴用令書による強制徴用の各方式

によって行なわれた。被告不二越に強制連行された1630人（被告不二越社史に記載された人数）のうち，1090人の女子勤労挺身隊は主として学校を通して募集された。540人の男子勤労報国隊の強制連行は徴用によって面事務所などを通して集められた。

女子勤労挺身隊の募集に際しては，原告らが知識と判断能力の乏しい少女であることにつけ込んだ欺罔や，家族に対する恫喝の方法が用いられた。

（1）原告らの無知と幼さにつけ込んだ欺罔による勧誘

ア 女子勤労挺身隊参加者は，連行の当時，ほとんどの者が当時13歳から15歳という幼い少女であったが，このことは，「内地」の女子勤労挺身隊が，国民学校や女子中等学校の生徒をその対象とせず，概ね18歳以上を挺身隊の対象としていたことと際立った対照をなしている。

イ 原告らに対する勧誘は，学校を舞台に，学校長の強力な指示に基づき，原告らが信頼し尊敬していた日本人教師によって行われ，かつその勧誘内容は明らかな虚偽を含むものであった。

勧誘を担当した日本人教師は，ときには被告不二越の社員と思われる日本人と一緒に，国民学校卒業間際の子供達に，「日本へ行けば勉強ができる」「お花が習える」「タイプライターが習える」「上級学校に通える」「お金が稼げる」「愛国することになる」などと甘言をもって原告らを勧誘した。山田昭次によれば，原告らを含む39名（内訳・東京麻糸紡績株式会社沼津工場へ強制連行された者6名，被告不二越へ強制連行された者22名，三菱重工名古屋航空機製作所道德工場へ強制連行された者10名，鐘淵紡績株式会社全南光州工場へ強制連行された者1名，甲A78・34～35頁）の挺身隊への動員方法で，甘言，甘言と愛国の強調，甘言と脅迫，教員の甘言と厳命という甘言が用いられた者は39名中33名であり，全体の84.6%に上る（甲A78・4，11，27頁）。

ウ 当時朝鮮で教師をしていた池田正枝は，1945年5月下旬勤務先の芳

山国民学校の校長の命令で、挺身隊への応募者には、次のような特権があると校長から言われ、こうした条件を生徒に提示して生徒を不二越に勧誘するよう言われた。即ち、

「一番目は、米どころである富山でおなかいっぱいご飯が食べられ、いまの空腹、ひもじさがなくなるのだということ。

二番目は女学校の勉強をさせてあげられるということ。富山に行けばあこがれの女学校にいけるのだという約束です。

三番目には大きな病院が二つ富山にあり、病にかかったとしても安心できる。異郷にいても安心できるということです。

四番目は映画館があり、毎週映画が見られるということ。楽しく暮らせるということです。」(甲A78・131頁)。

池田は、お国のためということとこれらの条件を挙げて当時担任をしていた学級の少女達を挺身隊に勧誘したところ、少女達は全員手を挙げて、これに応募したと述懐している(甲A78・132頁)。

エ 当時の朝鮮(韓国)において、学校の教師の言葉がいかに重みを持って受け止められ、信じられたかは、次の当時達城国民学校で教師をしていた杉山とみが、関釜訴訟の証人として証言した際の次の証言によく現れている(甲A98 = 杉山とみ証人調書136項)。

「韓国では、日本の感覚以上に先生に対する尊敬の念が強い国でございます。先生のごことは「ソンセンニム」といって、まだ先生の下に、様に当たる「ニム」という言葉が付く呼び方で言う国でございます。ソウルにおります教え子が、今日は先生に感謝をする日です、ありがとうございましたと、小得さんの同級生が電話をくれたりしておりますが、そのような所で、先生の言われることは、親たちも無学でしょうし、もう全面的に信頼し、尊敬し、受け入れるという気持ちだったと思いま

す。ですから，先生の言われることに間違いはないから，勧められることに従っても大丈夫という思いがあったのではないかと思います。」

杉山は，上記証言に続いて，「そうすると，その韓国での先生に対する尊敬の感情というものを利用して，その勧誘が行われたと，そういうふうに考えられるわけですか。」との原告代理人からの質問に対して，「そうですね。もっとも勧誘に有利なといいますか，そういう窓口当たる所へ先生を持ってきたということは，そういうことではないかと思うんですが。」と答えているが，まさにこの証言の示すとおり，被告らが学校の教師を利用して行った勧誘は，朝鮮（韓国）における学校の教師に対する素朴な信頼を悪用した，きわめて悪質なものであったのである。

オ また，原告らの証言や陳述書を見ると，訴外張点順は，学校の担任の教師が，生徒に対して，何度も，「日本に行けば勉強させてくれる。日本は良い国だ。留学することと同じだ」と述べて女子勤労挺身隊への参加を勧誘していた。そうした中である日，訴外張点順の学年は5クラス約350人全員が学校の講堂に集められ，映画には，生け花，ミシンの練習や勉強の様子が写っていたニュース映画を見せられた。その後，それぞれクラスに戻り，そこでクラス担任であった吉田とく子という名の30歳過ぎの日本人教師から，「映画のとおりだから挺身隊に行きなさい。」と不二越へ行くよう勧誘された。この映画の内容を純粹に信じた子供たちはみんな日本に行きたがった。訴外張点順もその例外ではなく，教師から言われた「日本に行けば勉強させてくれる。日本は良い国だ。留学することと同じだ。」という言葉信じて募集に応じた。

カ また，原告柳贊伊（原告番号20）は，顔見知りの朝鮮人の区長から，日本の女学生が働いているところや生け花をしているところなどがとても

綺麗に写された何枚もの写真を見せられ、「日本に行けば、こういうところで仕事もいいし、金もうけもできる」、「生け花、ミシンも教えてくれる」等の甘い言葉で、挺身隊に応募するよう勧誘された。

区長の上記のような話を聞いて、原告柳賛伊は、挺身隊に応募して日本に行けば、家族のためにお金が稼げる、仕事の技術を身に付けることができる、習い事もできると思い込み、区長の勧誘に応じることを決意した。

このようにして強制連行された原告らに約束された条件はことごとく反故にされた。即ち、実際には、被告不二越には、1090名もの少女たちにお花やタイプライターを教えるような施設も計画もなく、少女たちを通わせる「上級学校」もなかった。強制連行した朝鮮人に対しては賃金も支払われていなかった。原告らは、事実と異なる説明を日本人教師らから受け、それを信じて募集に応じたのであり、まさに欺罔による強制連行であった。

原告らが欺罔による勧誘を信じ、不二越に来てから騙されたと感じた様子は、原告らが歌っていた替え歌にもよく現れている。「朝はご飯は8銭、昼が10銭、夜が12銭、合わせて30銭」「日本が良いといったから来たのに、私たちはお腹がぺこぺこでだまされてきた、だまされた」（甲B3の2＝訴外張点順陳述書7，8頁）。

勧誘担当者は、このような原告らの無知と従順さを利用し、さらに向学心や日本への憧れをくすぐり、少女達の歡心を買って、日本へ行くことを了解させたのである。

（2）皇民化教育の影響

こうした甘言に加え、もともと当時の朝鮮の子供達には、皇民化教育で国＝天皇に忠誠を尽くすことが教えられていた。即ち、授業では日本の歴史を教えられ、歴代の天皇の名前を暗記させられたり、学校で毎朝「皇国臣民の誓詞」を唱えさせたり、「海ゆかば」などの歌を歌わされて洗脳されていた。

また、全ての授業が日本語で行われ、朝鮮語を話すと、鞭で打たれたり、トイレ掃除をさせられるなどの罰を受けた（甲A78・12～14頁）。こうした中で教師は絶対の存在であって、その指示であれば逆らうということは考えられなかった。このようなことを明確に述べている原告らもいる反面、述べていない原告もいるが、それは皇民化教育により無意識のうちに天皇への忠誠を尽くすことを刷り込まれ、意識ができないからに他ならない。

（3）甘言に応じない場合の強制

もっともそれでも不二越に行くことを希望しない生徒がいる場合もあったが、そうした場合は、別の強制手段が使われた。例えば、原告裴順禮（原告番号14）の当時の担任は、原告裴順禮を含め何人かを教室に呼び出し、「日本に働きに行きなさい。」と言って、日本に行かせようとしたものの、誰も応じる者がいなかったため、くじを作り、原告裴順禮たち全員にこれを引かせ、原告裴順禮を含めてくじに当たった4人に対して日本に行くよう迫った。

原告裴順禮は、両親に担任から日本に行くよう言われていることを話したところ、両親を含め家族全員がこれに激しく反対されたので、一度はこれを断った。

しかし、担任は、「くじに当たったのに何故そんなことを言うの。」と言ってこれをはねつけたため、原告裴順禮はそれ以上抵抗することができなかった。

（4）親権者の意思を無視した連行の強行

原告らが勧誘担当者である日本人教師の言葉を信じて納得しても、原告らの両親は反対した。皇民化教育は、成人であった両親までは洗脳することはできなかった（甲A78・14～15頁）。両親は、余りに幼い子供たちの遠い日本への動員に怒り、担任の日本人教師や校長に直談判するなどして中止を求めたが、学校ごとに定員が決まっているので一旦応募した以上取り消

せない，断われれば不利益を被る，などと恫喝され，従わざるを得なかった。日本の植民地支配下であり，過去の抵抗運動に対する弾圧で多大な犠牲を経験していた当時の朝鮮において，原告らの両親が上記のような恫喝に抵抗するのは至難であった。それでも両親の了解を得られず，両親の目を盗んで書類に必要な印鑑を持ち出して日本人教師に渡した者もいた。

前述したとおり原告裴順禮は，くじにより不二越に行くよう強制されたため家族に「くじに当たったので日本に行きます。」という話をしたところ，家族全員これに強く反対をし，原告裴順禮の両親は，学校に「幼いので行かせることはできない。」という抗議に行った。しかし，学校はこれを受け付けず，結局原告裴順禮は強制連行に応じざるを得なかった。

このように，親権者である両親の了解がなければならぬのに，その反対を無視して連行が強制された。これは，強制連行以外の何物でもない。上述のとおり朝鮮総督府は各地方に女子勤労挺身隊員の目標割当を行っており，こうした地方ごとのノルマの存在が各地で強引な動員を不可避のものたさせたのである。

(5) 徴用による強制連行

原告朴道一は，1944年8月に徴用令書が来て，「行かなかったら監獄行きだ。」と脅されて，強制連行された。このように甘言等による騙しのきかない朝鮮人青年に対しては，国家権力を直接行使して強制連行を行なったのである。

2 原告らの拘束手段

(1) 軍隊式の訓練と工場における監視

原告らは，富山に到着すると，直ちに，行進，整列などの軍隊式の訓練を強制された。訓練で指導者の指示に従わないかまたは行動が遅れる者があると容赦ない体罰が加えられ，絶対服従が強いられた。

朝は，逃亡を確認するための点呼から始まった。寮から工場までの往復は，

列をなして、「ピッ、ピッ、ピッ」という笛に合わせて行進させられた。

当時の被告不二越生産部生産第2課長の高橋八蔵は、「陸海空の軍人が30名くらい常駐していた。各工場に国民服を着て散らばって監視した」と、軍人が被告不二越に常駐し、監視していたことを不二越の社員に述べている（乙45号証）。

このように被告不二越は、軍隊の監視下におかれた軍需工場であり、原告ら被害者は軍隊の監視下で強制的に仕事をさせられていたのである。

（2）寮生活における監視

原告らの生活の場は寮であったが、その寮においては、朝夕の点呼があり、寮の出入り口には監視人がおり、原告らの外出は、病気の時に病院に行くこと以外は認められなかった。原告らが、病院へ行ったついでに町を出歩いただけでも、事故として扱われ「事故報告書」が作成された（乙16号証の1ないし3）。

また、寮の周りには塀垣があり、地面と塀垣のすき間にも鉄条網が張られ、コンクリートの塀で囲まれた寮では、原告らは1人あたり畳1枚程の割合で、タコ部屋生活を強制された。無断で外出すれば殴られるなどの罰を受けた。

しかし、それでも、原告ら被害者の逃亡が相次いだ。原告李今順はあまりの苦しさに耐えかねて、友達と逃亡したが、警察に捕まり連れ戻された。訴外姜徳景は1度目の逃亡の際は発見されて連れ戻され、2度目の逃亡の際は日本軍に拉致され、そのまま軍隊慰安婦にさせられた（甲A60、61）。第1次訴訟で被告不二越保管の資料を閲覧した弁護士は、少なくとも14名（女性3名、男性11名）の逃亡者がいたことを明記した書類を見つけている（甲A97 第1次不二越訴訟甲40号証と同一）。

（3）原告らが持参した金銭を強制的に管理したこと

原告柳賛伊（原告番号20）は不二越に来る途中の下関において、付き添ったオオムラ先生という人物から、「盗まれてはいけない」との理由から、

持っていた金銭を全部自分に預けるように言われ、原告柳賛伊たちは、言われるままに預けた。オオムラ先生は、原告柳賛伊たちに対し、「いつでも返すから」と言っていたが、実際に富山に着いてからは、原告柳賛伊たちが一々理由を言わなければ、返してもらうことができなかった。このように原告らが金員を持っている場合、これを言葉巧みに預かり、容易に返還しないことで原告らが逃走することを防止していた。

3 貧困な食事と寒い環境

(1) 食事について

ア 戦時中の食事状況

原告らの食事は、おおむね、朝食は麦飯1碗、たくわん2切れ、みそ汁1杯、昼食は三角パン2～3枚、夜もおかずは1品で、魚や肉などは出たことがなかった。朝食が少ないために、朝受け取った昼食用のパンをその場で食べてしまうこともあり、そうすると昼食時には水だけを飲んで過ごしていた。

しかし、原告らのほとんどが13歳から15歳という育ち盛り、食べ盛りの少女達であり、仕事の厳しさよりも、このひもじさが最も苦しいものであった。原告らも陳述書においてほとんど例外なく、空腹をもっとも辛いことであると述べている。例えば、原告安喜洙(原告番号12)は、空腹と寒さで夜眠れないことがしばしばあった、原告柳賛伊(原告番号20)は、「お腹がすいたことが一番苦しかったです。」とそれぞれ述べている。また、李慈順(原告番号4)は、朝食の量が少なかったので、昼食用にもらった小さなパン3つくらいを朝食時に食べてしまい、両親から送ってもらったミスカルで飢えをしのいだ。原告柳賛伊は空腹のために体調が悪化し続け、日本に来て働き出して3か月後には、生理も止まってしまった。そのため、外出すれば厳しい罰が与えられることがわかっているにもかかわらず、家から持ってきた衣類を豆などに替えてもらうためこっそり外出した者もいたし、外に生えている芹

などを摘んで飢えをしのぐ者も多くいたのである。なお、女子勤労挺身隊員の食事の劣悪さは不二越だけではなく、他の挺身隊の勤務した企業、例えば東京麻糸紡績沼津工場でも同様であった（甲A78・20頁）。

イ 終戦（韓国では「解放」。以下「解放」と言う。）後の食事状況

解放後の寮生活は、以前にもまして食事が悪くなり、原告らは家から送ってもらった衣類を持って周辺の農家を訪問して食べ物と交換したり、柿の実をとったりして飢えをしのぎ、ようやく帰国の時を迎えた。

（2）寒い環境

寄宿舍にストーブなどの暖房はなく、夜具として挺身隊員の少女たちと与えられたのは敷布団1枚、着布団1枚のみであった。冬になって、あまりの寒さのため、同室の挺身隊員と抱き合っただけで寒さをしのいだ者も多かった（原告李福實・原告番号1，原告全玉南・原告番号7，原告安喜洙・原告番号12など）。

その結果、原告金正珠（原告番号16），原告柳贊伊（原告番号20），原告徐錦南（原告番号19）など、酷いしもやけになる者も続出し、冬が終わり暖かくなるまで手足が腫れたままかゆみに苦しめられた者まで出た（甲B19の2・6頁など）。

4 過酷な労働

（1）勤務形態

原告らは、最も短い者でも1日8時間、長い者では12時間以上にわたり、工場に拘束され、ミーリングや旋盤による切削作業、研磨作業などの重労働に従事させられた。また、原告らのうち1944年5月から7月に連行された原告らの多くが、「赤番、青番」と呼ばれる2交替制勤務に組み込まれ、1週間交代で夜勤を強制されていた（甲B1の2・5頁，甲B2の2・6頁，甲B3の2・5頁，甲B7の2・5頁，甲B12の2・6頁，甲B19の2・5頁，甲B20の2・4頁，甲B22の2・5頁）。なお、被告不二越

も、被告不二越の勤務態勢は昼勤が午前 8 時から午後 6 時まで、夜勤は午後 8 時から午前 6 時までで、しかも実際には早出や残業が頻繁にあって、原告らの労働時間は 1 2 時間労働が常態化していたことを認めている（被告不二越答弁書 5 頁）。

（ 2 ） 仕事の内容

旋盤で削る仕事、ミーリングで鉄を切る仕事、ベアリングの研磨など、それまで大人の男性らがしていた重労働を、幼い、体も小さな少女達が代わってやることになった。背が低いために、皆一様に足下に台を置いて機械に向かい、作業をした。ノルマを課され、仕事が遅ければ叱責を受けるため、あるいは上司からの命令に非常に素直であったために、原告らは、ひたすら一生懸命課された仕事をこなしていた。例えば、訴外張点順は、精器 4 課に配属され、ミーリングを使用した作業を担当した。ミーリングの機械は大きく、当時身長 1 5 0 センチの同人が、高さ 3 0 センチくらいの箱を足の下に敷いて、ようやく胸の下あたりに作業台が来るような大きさであったが、同人は、箱の上に乗る、鉄を切断する作業に従事した。

また、原告斐順禮（原告番号 1 4 ）が従事させられたのは、旋盤を扱い、金属を削る「外輪の製型加工」という工程であり、同原告は、飛行機の部品であるという説明を受けた。原告斐順禮にとってこの作業は厳しく、手や顔に鉄屑で傷ができた。原告斐順禮の友人の中にはこの作業に従事していて鉄屑で左目に傷を受けた人もいたくらい危険な作業であった。

原告柳贊伊（原告番号 2 0 ）は、鉄棒に旋盤で穴をあけて飛行機の部品を作る作業をさせられた。この作業において扱う鉄棒は、肘から手首ぐらいまでの長さで、太さは腕ぐらいもある、とても重いものであり、本来は 2 0 歳過ぎの男性が行う作業であって、子どもにとっては重労働であったことは言うまでもない。

その上、工場では、「伍長」と呼ばれる日本人男性が監視のために巡回し

ていた。居眠りをしたりするとこの伍長から厳しくしかりつけられた。

このように仕事の内容，労働時間のいずれをとっても，13歳から15歳の少女に課すにはあまりにも苛烈なものであった。

幼い子どもたちにとっては，このような勤務形態そのものが非常に過酷であったが，そのうえ，寮から工場までは徒歩で往復しなければならなかった。

(3) 慢性的な睡眠不足

さらに，夜間には空襲警報のサイレンが鳴り響くなど，睡眠時間を十分にとることもできなかった(甲A56, 57)。日本人の児童たちはこの時期空襲の危険のある都市部から農村部へ疎開させられていたが，原告らは逆に最も危険な軍需工場で日夜勤労に動員され，夜も眠れない状態で働かせられたのであり，露骨な民族差別としかいいようのない取り扱いであった。

例えば，幼かった訴外張点順にとって，夜勤の間はともかく眠くて仕方なく，特に眠気を晴らす手段もなく仕事をしていた。夜食の三角パンを食べるため休憩したときなど，ストーブの前で居眠りしてしまい，ストーブに手をすってしまふことがあるくらいだった。

日勤の時でも仕事が終わると疲れ果て，夜布団を敷くとすぐ寝てしまう状態だったが，夜勤明けの時はさらにひどく，朝食さえも疲れてしまつて食べることができないことがあった。

5 労働災害，病気

(1) 労働災害

このような労働環境の下では，けがや病気も絶えなかった。

上記のとおり，原告らはその年齢に不適當な，過酷な重労働をさせられており，鉄などを扱うという仕事の性質上，機械に手や指が挟まれるなどの怪我が絶えることはなかった。前述したとおり作業中，火花が目に入って，目をけがした者もいた。

例えば原告柳賛伊(原告番号20)は，旋盤の仕事をしていて，その指や

手に生傷が絶えることはなかった。原告柳贊伊自身は、右手の親指を機械で切り、2、3針縫う大怪我をした。このため、現在も、原告柳贊伊の右手親指の爪は変色し曲がっている。怪我をした場合、治療を受けることはできたが、仕事は休ませてもらえなかった。

また、原告崔姫順は、金属を削る機械に指を挟まれてケガをしたこともある。原告崔姫順が機械に指を入れて作業をしているときに友達がトイレから帰ってきて原告崔姫順の機械のスイッチを入れてしまった。このときは左手の人差し指が削られて骨が見える状態だった。1週間は病院に通ったが、その間も仕事は休めず、働きながら病院に通った。

さらに、訴外張点順は、冬の夜勤の作業中、ミーリングの機械の歯車が過熱しないように水をかける作業をしながら、眠気覚ましに近くにいた日本人女性と話をしているとき、左手が歯車に巻き込まれ、まるでするめのように手が平たくなってしまった。それでも医務室で傷口に赤チンを塗って、左手を布でつるだけの簡単な治療を受けただけで、そのまま仕事をさせられた。なお、この手のケガの際も、訴外張点順は教師に韓国に返してくれるように頼んだが、1人では帰ることはできないとして拒否された。

このように、労働災害が頻繁に起こっていることは、原告らの労働環境がいかに劣悪なものであったかを如実に物語っている。

(2) 病気

当時の教育部寮務課長は「朝鮮人の中に『てんかん』に似た症状を起こす者がいて、寮から飛び出していく者がいて... 2～3人送り返した」と証言している(乙45号証)。原告らの中にも精神病の症状に見舞われた者がいる(原告朴順福(原告番号22)は、不二越に来てから不眠症となり、帰国後には神経衰弱にまでなった。甲B22-2=原告朴順福陳述書6,8項)これらの事実は強制連行・強制労働・監禁によって原告ら被害者の精神がずたずたにされていたことを物語っている。

腸チフスやジフテリアなどにかかった者も多く、腸チフスで死亡した者さえいた（甲B 15 - 2 = 原告成順任陳述書7項）。

また、原告崔姫順の証言出てくる城原のように（原告崔姫順11頁 なお以下では各原告本人調書や証人調書の引用の際には「原告 ××頁」「証人 ××頁」と表記する。）、病が重く床に伏せった状態で帰国を求めても長い間認められなかった悲惨な例もあった。

6 賃金の支払いがなされなかったこと

前述したとおり賃金については、勧誘の際に支払が約束されていた。例えば、新聞広告の1か月に70円という高額な賃金に騙され、強制連行に応じた原告朴貞淑（原告番号2）は、1か月に70円の賃金と残業すればその賃金に応じた残業代が支給されると信じ、毎日、交代時間の後2時間くらいは残業をこなしてきた。

原告柳贊伊（原告番号20）は、勧誘の際には、「お金もうけができる。」と言われ、賃金の支払いを約束され、しかも不二越に行った後に同原告を担当した舎監からは、帰国時にまとめて払うという説明を受けていた。

訴外張点順は、寮の女性教師に、友達みんなでお金が空いたので少しお金をくれ。」と言ったときには、「あんた達がなんのお金を欲しいの。」とか、「銀行に貯金したから心配しなくていい、家に帰るときにみんなやる。」と言われていた。

しかし、不二越に勤務している間は逃亡を防止するために支払われることはなかったし（甲A 78・18頁）、帰国に際しても、賃金は支払われなかった。

7 帰国

（1）解放前に韓国に移された原告について

原告らの一部は、1944年7月、被告不二越の沙里院工場建設に伴い、日本から韓国に連行されたが、沙里院工場に機械を運ぶ輸送船が連合軍に

よって撃沈された影響で工場の操業開始が遅れたため，1か月後に出勤するよう指示された上で帰宅が許され，そのまま解放を迎えた。

上記輸送船の撃沈に示されるように，当時は日本近海の制海権も連合国軍に握られており，朝鮮渡航自体が命がけであった。しかし被告不二越は，原告らの命よりも被告国からの沙里院工場建設の命令を優先し，あえて連行を強行した。

沙里院に派遣された原告らに対しては，解放後は被告不二越から連絡はなく，退職の手続きすらとられていなかった。

(2) 解放まで日本に残された原告について

日本に残された原告らは，激しくなる空襲におびえながら引き続き労働させられた上で，解放の日を迎えた。

しかし，被告不二越は，原告らの帰国のための措置をとることなく放置し，そのために原告らは戦後の食糧難の中でさらに苦しい生活を送ることとなった。

不二越で解放を向かえた原告らは，1945年10月になってようやく帰国できたが，その大部分は皮膚病に罹患しており，健康を害していた（甲A55）。

(3) 帰国後の生活について

以下のとおり，原告らの被害は，戦争中にとどまるものではなく，戦後韓国に戻ってからも，原告らは，女子勤労挺身隊に参加したことを理由に大きな精神的苦痛を受けることとなった（原告第12準備書面25～30頁）。

ア 原告らの中には，自らが女子勤労挺身隊にいたことが夫などに発覚したことによって，それまでの幸せな家庭生活が破壊され，離婚などに追い込まれた者もいた。

(ア) 「23歳の時，夫が挺身隊のことをラジオで聞いて，「お前も慰安婦だったんだろう。汚い女だ。」と言って，私に暴力を振るうようになりました。

以後，夫は外に妾の女性を作って，その人の家と私のいる自宅との間を行ったり来たりするようになりました。…夫がお金をくれないので，私が働いて，美容院をしたりして苦労しました。今も夫とは離婚はしていませんが，別居状態が続いています。」（甲B 15の2 = 原告成順任陳述書7頁），

（イ）「私が28歳の時，夫がどこで何を聞いてきたのか，私が『挺身隊に行ってきた』と疑うようになり，私に向かって『汚い女』と言って殴るようになりました。そして，別の女性をつくり，喧嘩が絶えなくなりました。…私は，何度も従軍慰安婦とは違うということを説明したのですが，夫は，私の言うことを聞いてくれませんでした。夫が私を何回もいじめるので，私は，それに耐えられなくなり，35歳の時に，夫と離婚しました。」（甲B 16の2 = 原告金正珠陳述書10頁）

（ウ）「私は帰国し結婚しましたが，夫はどうして知ったのか，私が不二越へ行ったことがばれてしまいました。夫は，私を「淫らな女」と言いながら，ひどく蔑視しました。韓国では「慰安婦」と「挺身隊」の区別がされていないため私が軍人に蹂躪されたものだと思っているからです。さらに夫は，別の女性を得て，今でもその女性と生活しています。それでも私を自由にさせず今も虐待しています。現在も夫は私のことを「慰安婦」だっと思っており，いくら説明しようとしても頭から聞こうとしません。息子までも父と同じように私の過去を良く思っていません（甲B 17の2 = 原告羅花子陳述書6頁）。

（エ）自ら不二越での辛い強制労働の被害にあい傷つきながら，さらに最愛の家族にさえ自らの被害を誤解されさげすまれて家庭崩壊さえに至ってしまう，こうした悲惨な状況の中で，どれだけ上記原告らが苦悶したか，その精神的苦痛は想像を絶するものといえる。

イ さらに，全ての女子勤労挺身隊に参加した原告らを苦しめた最大の被害

は、韓国において「挺身隊」と「慰安婦」という言葉・概念が明確に区別されることなく混同されて使用されてきたため、原告らが軍隊慰安婦と誤解されることをおそれて、自らの被害の実態を明らかにし、補償を求める声を上げることもできない状況に追い込まれていたことである。

(ア) この点、原告李慈順は「帰国後は、みんな不二越に行ったことを言わないようにしていました。慰安婦と挺身隊は同じと思われていたからです。私は1951年に結婚しましたが、夫には、挺身隊に参加したことは結婚の後に言いました。子供には未だに言っていません。韓国では「挺身」という言葉自体が、体を捧げるという受け取られ方が強いのです。それでも、不二越で働いたことはずっと精神的な重荷となっていました。」と語っているほか(甲B4の2=原告李慈順陳述書9頁)、複数の原告が同様の陳述を行っている(甲B7の2原告全玉南陳述書10頁、甲B8の2=原告徐錦蓮陳述書4頁、甲B11の2原告羅贊徳陳述書5頁、甲B18の2=原告金啓順陳述書6頁、甲B22の2=原告朴順福陳述書7頁)。

(イ) また、前述の杉山とみは、帰国後の原告朴小得が同級生らと一切連絡を立てていたことについて、次のように語っている。

「向こうは大変儒教精神の強いところでございまして、女子挺身隊に行ったと言うことがマイナスイメージだと思います。そして、中にはその行ったことを隠してでないと結婚ができなかったという方もおられるというふうに聞いております。小得さんの心の奥深くに秘められた傷は私たちは100%理解することはできないと思いますが、幼いときに勧誘された条件と行ってからの現実の大きな差の失望は、本人にしてみたら裏切られたような感じも持ったでしょうし、そしてそのまま完全な切りも何もつかないままの形で何十年が過ぎ去った後、あの子の心に見てみたらそれは人生の大きな傷として消えることがなかったのだと思います。それでクラスの子供たちにも、お友達にも会いたくないというふうに思っていたのではな

いかと思います。」（甲A98 = 杉山とみ証人調書122項）

（ウ）上記のとおり，原告らの中には実際に女子勤労挺身隊への参加が家族に発覚して家庭崩壊の悲惨を味わった者が複数いるが，そうでない者も，多くの原告が原告朴小得と同じように，信頼を裏切られ，悲惨な状況の中で過酷な重労働を強いられたことによる深い心の傷を共有しているのである。

8 小括

以上のとおり，原告らの受けた勧誘はいずれも欺罔や脅迫によるものであって，ときには親権者の意思さえ無視または抑圧して連行が強行されており，まさに強制連行といえるし，原告らを親元から遠く引き離し，帰りたくても帰れない状態で，徹底した監視と絶対服従の強制の下，劣悪な労働・生活環境下で重労働に従事させた被告らの行為は，文字通りの強制労働そのものである。

以下では，さらに具体的に，原告らの法廷での証言を下に被害実態を整理する（なお，本章第2以下で述べる証言を行った原告以外の原告の被害実態については，第2，第4，第7，第11の各準備書面記載のとおりである。）。

第2 原告李慈順（原告番号4）の被害実態

生年月日	1932年1月5日
性別	女性
強制連行期間	1945年2月～1945年10月（9か月）
強制連行時の年齢	13歳
強制連行時の住所	群山市

原告李慈順に対する被害実態は，次のとおりである（以下は甲B4号証の1・2及び原告李慈順本人調書による）。

1 強制連行前の朝鮮での生活状況

原告李慈順の父親は，従業員を10人ほど使う大きな鉄鋼工場の社長をし

ていた。家族は、両親と、原告李慈順を含め6人兄弟で、原告李慈順の上には一人姉がいて、原告李慈順は上から2番目であった。平和で豊かな家庭であった。

つまり原告李慈順は、生活のために働きに出る必要など全くない家庭環境にあったものであった。

2 勧誘当時の状況について

- (1) 原告李慈順は、1944年9月か10月ころ、挺身隊への勧誘を受けた。当該勧誘は、虚言を弄した悪質なものであった。
- (2) 当時原告李慈順は、公立昭和尋常小学校高等科1年生であったが、高等科の1年生30人が学校の講堂に集められて、小学校6年生20人と一緒に、不二越に関する映画を見せられた。その内容は、原告李慈順と同じか少し年上の少女たちの豊かな生活が描かれていた。おいしそうな食事の様子や、工場での生活も映し出され、少女たちが宿舎で楽しそうに遊んでいたり、お花などの習い事をしたり、本を読んで勉強したりしている様子が映っていたものであるが、とても楽しそうな生活の様子が、きらびやかな美しい映像で映し出された映画であった。それに加えて、学校の先生からの説明もあり、映画と同様に、行けば、楽しく自由で、お金も稼げる、勉強もできる、という説明がなされた。しかも、親の了解を得る前に申込書に署名させておき、それを利用して親の反対を押し切ったものである。
- (3) 実際には、習い事や勉強する機会はただの一度もなく、自由もなく、給料も出なかったものであった。他の原告も皆同じであったことからすると、上記のような待遇をする気は全くないのに、まさに虚言を弄してまだ13歳という異国に夢を馳せる子どもをその思慮分別の不足に乗じて勧誘し、しかも生徒の集団心理と学校の先生という絶対的で逆らえない立場をもフルに利用して勧誘を行い、欺罔と権力をフルに使って13歳の女子を錯誤に陥れてその場で申込書に署名させた上、かかる錯誤に基づく申込書への署名を利用し

て親の反対を押さえ込むのに利用したものであって、極めて悪質で違法性が高いものである。

3 不二越への移動

移動中の船舶では、空襲に備えた訓練が行われた。日本に空襲があるなどという話は聞いていなかったので、原告李慈順は恐怖を感じた。これはまだ悲劇の発端に過ぎなかった。

4 軍隊式訓練について

最初の1か月くらいは、高く足を上げて軍隊式に行進する訓練や体操の訓練がなされた。1か月近くの間、そんな訓練に明け暮れていた。動作を間違えると、大きな声で厳しく叱られるなど、厳しい訓練であった。これも、韓国で聞いた話と全然違っていたもので、原告李慈順は自分が騙されていたことに気づいた。そのころから、帰りたいという気持ちが強くなったが、自分の意思で帰ることなど到底認められない状況であり、また後述のとおり、脱走することも不可能であって、まさに自由を拘束された上で、強制労働を強いられる状態が続いたものであった。

5 不二越での生活

25人が一部屋で暮らし、畳1枚が一人分のスペースであった。到着したのは寒い時期だったが、暖房がなく、とても寒い思いを強いられた。

1945年5月ころ、ジフテリアにかかったこともあるが、他にもジフテリアにかかった人が何人もいて、医者の治療も受けられず、10日間ほど部屋に放置されるのみであった。

食事は、朝は、小さな茶碗にご飯がほんの少しあるのみで、お昼の分としても、朝のうちに小さなパン3個程度支給されるのみであった。余りにも量が少なく、朝のうちに昼の分も食べないと、空腹でとても辛くなるほどで、常時空腹で苦しめられるような状況であった。それで両親からミスカルを送ってもらって飢えをしのいだが、それを要請する手紙には、検閲があって、

お腹がすいた，とは書けなかったため，ミスカルを送ってもらうのにも，一苦勞であった。また，飢えをしのごために村の人と衣服を交換して生の豆をもらったこともあった。そのために着るものがなくなり，研磨作業で使う布製のヤスリを洗って布の部分を剥がして，それを干して下着を作らねばならない状況であった。

風呂はなく，夏場のみ，洗面所で，身体を洗ったり水をかぶってしのがなければならぬ状況であった。

習い事も勉強する機会も，全くなく，毎日働くだけであった。

6 監視態勢について

寮では，引率したオサダ先生を含む3～4人の先生が，寮の入口の管理室に陣取り，生徒を監視していた。この監視が怖くて，一旦寮に入ったら外出できなかつた。

規則は厳格で，違反した人が罰として両手を挙げて長時間廊下に立たされたこともあった。また，勝手に外出したことで寮長から怒られている人もいた。

外部の人との面会は自由にできず，寮内の面会室で，監視の日本人と一緒にしか許されなかつた。実際に，原告李慈順の従兄弟の姉の夫が来てくれたことがあったものの，苦勞しているだろうが我慢しなさい，という当たり障りのない話しかできなかつた。本当は同人は，連れて逃げ出すつもりだったが，監視が厳しくて断念したものであった。

上記のような面会方法は現在の刑務所における面会方法と同様のものであり，結局原告李慈順らは，被告不二越の敷地内に監禁されて，以下に述べる強制労働に従事させられたことが明らかである。

7 不二越での仕事と給料不払い

原告李慈順は，研磨課に所属し，ベアリングの玉を紙ヤスリで磨く作業をさせられた。座って行う作業で，力が必要であり，肩が痛くなった。機械にベアリングを入れる時に注意力が必要で，集中してベアリングの様子を見なけ

ればいけないので、目が疲れていつも充血していた。疲れ目から目の具合が悪くなり、病院に行かなければならなくなった。

勤務時間は午前8時から午後6時ころまでで、工場の行き帰りは10分から20分の間で、集団行進して行った。寮から工場に出かける前と工場から寮に帰った後には点呼があった。アオモリという日本人女性（女子師範学校2年生）が班長で、監督をしていたほか、日本人の工場長が巡視に回って来ることもあった。

原告李慈順は、以上の労働に少なくとも6か月程度（終戦まで）は従事したものであるが、その間の給料は1円ももらえなかった。

8 帰国とその後の状況

終戦後、帰国旅費がなかったため、2か月間程度足止めを食った。被告不二越は帰国の旅費も出さなかったため、仲間の父親が旅費を出してくれるまで、約2か月間、足止めを食ったものであった。

帰国のための移動に5日かかったが、その間をおにぎり2つだけで過ごさねばならない、という過酷な日々であった。釜山に着いた時には、よほどみすばらしく見えたようで、帰国した原告李慈順らに対し、「日本の乞食はあっちに行け」と罵声が浴びせられるような状況であった。

帰国後、不二越へ行ったことは隠さねばならなかった。慰安婦と挺身隊は同じと思われていたからである。その後李慈順は、挺身隊に行っていたことは、夫には打ち明けたが、子どもや友達にはいまだに言えないもので、ずっと精神的重荷となっている。

以上のとおり原告李慈順は、本件で受けた精神的苦痛は重大である。

第3 原告全玉南（原告番号7）の被害実態

生年月日 1930年5月14日

性別 女性

強制連行期間 1944年6月～1945年7月（14か月）

強制連行時の年齢 14歳

強制連行時の住所 馬山市

1 強制連行前の生活状況について

(1) 原告全玉南は、日本に強制連行される前は、祖父母、母、兄、叔母と本人の6人で、慶尚南道馬山市午東洞234番地に暮らしていた。

原告全玉南の父は、原告全玉南が3歳の時に亡くなり、以後、母が家計を支えていた。

叔母は、原告全玉南より2歳年上であった(原告全玉南1頁)。

原告全玉南の一家の当時の生活レベルはちょうど中くらいで、母が市場で魚を売って家計を支えていた。おやつを食べることもでき、空腹を我慢しなければならぬということはないという事はなかった。

原告全玉南は、兄より性格が活発で、男勝りだったため、母や祖父母から、男になれば良かったのにねとよく言われ、とてもかわいがられた。また、兄弟の仲もよく、しょっちゅう兄と一緒に遊んでいた。

(2) そのころの原告全玉南は、将来は自分の店を持ち、事業を拡げて家族がもっと楽をできるようにしたいと考えていた。

また、その当時は、日本について特に悪い国というイメージはなく、むしろ朝鮮よりも進んだところと思っていた。

2 募集について

(1) 原告全玉南が国民学校6年生の時の2月、不二越の男性社員2人が馬山市ソノオ国民学校に来た。そして、6年生の女子約150名が学校の講堂に集められ、映画を見せられた。その映画では、旋盤を回して仕事をしている様子や生け花をしている様子、ミシンをかけている様子が撮影されていた。

このような勧誘映画を、原告全玉南は、何度も見せられた。

不二越の男性社員は、映画の後で、会社の工場の様子や、華道を教えている様子を撮影した写真を見せながら、不二越に来れば、お金を稼ぎながら、

勉強もでき、技術も身に付けることができる、契約期間は、2年であり、2年後に帰るときにはお金ももらえるなどと言って、原告全玉南たちに、不二越に来るよう何度も勧誘した。

また、不二越までは、会社の社員と先生が付き添うとも言っていた。

日本人の校長先生も、原告全玉南に対し、勉強しながら技術が学べる、お花も習える、2年後に帰ってくるときには立派な技術者になっているだろうと言って不二越に行くよう勧めた（同調書2頁）。

- (2) その当時、原告全玉南は、将来、自分で事業を始め、少しでも母に楽をさせたいと思っていたこともあり、勉強ができて、仕事に必要な技術も身に付けることができ、お金も稼ぐことができるという話はとても魅力的だった。

また、その当時、国民学校で、日本政府の言うことに従うのは当たり前という教育を受けていたこともあり、原告全玉南は、2年間、日本政府に忠義を尽くそうと思い、不二越の募集に応じようとした（同調書2頁）。

勉強しながら技術が学べる、お花も習える、2年後に帰ってくるときには立派な技術者になっているだろうという勧誘により、立派になって、母に楽をさせてあげたいと思う純真な心をもつ幼い子どもを欺罔する行為がいかに悪質であるかは、明白である。

- (3) 原告全玉南が不二越に行くつもりであると母に相談すると、母は「どうしてもわざわざ遠くに苦勞しに行くのか」と反対した。原告全玉南は、「2年間の契約で、工場もいいし、勉強もできるし、技術も習えるので、どうしても日本に行きたい」と言って母を説得しようとしたが、母の反対の態度は変わらなかった。

当時、父方の叔母（未婚）と一緒に住んでいたため、原告全玉南の家には、独身の娘が2人いる状態であり、午東洞の役人から「1つの家庭に2人の娘がいる場合、その内の1人は挺身隊にいかせる」と言われていた。朝鮮が日本の植民地とされていた当時、役人の言うことに反対すること、その上、日

本政府の方針に逆らうことは、とても考えられないおそろしいことであった。しかし、原告全玉南の母は、それでも、原告全玉南たちが不二越に行くことに反対し、役人に対しても、原告全玉南たちを行かせることはしないと書いていた。

しかし、原告全玉南は、役人に上記のように言われていたこともあり、2人のうちどちらかが日本に行かねばならないのであれば、体や性格が弱い叔母の代わりに活発な自分が行こう、母の承諾が得られないのであれば、母の知らないうちに行こうと考えた（同調書3頁）。

幼い子どもであった原告全玉南は、純粹に甘言を信じ、さらに役人からの圧力もあり、勧誘に応じることになったのである。

(4) 原告全玉南以外にも、同じ国民学校から、5人が不二越に行った。

不二越までは、オオムラ先生とハラシ先生（不二越の工場の担当で女性）が原告全玉南達に付き添った。不二越の社員も付き添っていた。

1944年4月のある日、不二越に行く子どもが、馬山市庁に集合した。50名程が集合しており、全員が女性で、見たところ14歳から20歳ぐらいまでの人ばかりであった。

馬山を出発して釜山に着くと、チンジュ市からも50名程が来ていた。そして、約100名が同じ船で日本に行った。

3 不二越での仕事について

(1) まず、富山に到着してから最初の3日間だけ、お花とミシンの勉強をした。

そして、原告全玉南がお花の勉強をしている時、寄宿舍の寮長（日本人）が、たくさんの写真を撮っていた。

やがて、原告全玉南の後に募集に応じてきた朝鮮からの女子勤労挺身隊員たちが、上記の写真を見たと言ったことから、その写真が募集に使われていたことが判明した。不二越は、上記の写真を、朝鮮で少女を募集する際に不二越での生活がいかに魅力のあるものであるかを宣伝する材料として利用して

いたのである。

被告不二越が原告全玉南にお花とミシンの勉強をさせたのは、後にも先にもこの3日間だけであり、明らかに写真を撮ることが目的であった（甲B7の2の4頁，同調書8頁）。

（2）到着後4日目には、工場に行くように命令された。最初は、工場と寄宿舍の往復の際の行進の訓練をさせられた。

到着後5日目に、20歳位の日本人の女性に、仕事の内容を教えられた。仕事の内容について教えられたのは、この時が最初で最後で、後は、自分1人で仕事をせねばならず、自分で見よう見まねで仕事を覚えた。

原告全玉南が命令された仕事は「ガワヌキ」と言い、外輪と内輪を組み合わせて1つのベアリングを作る仕事であった（同調書4頁）。この仕事は、一日中立ってする作業であった。班長からは、毎日、ノルマの分量を書いた小さなメモが渡され、ノルマの分量のベアリングを作成するよう命令された。

直径20cmくらいの大きさのベアリングであれば26個、直径3cmから5cmの小さいものであれば1日200個、一番小さいものであれば1日900個という数であり、このノルマは、大人と同じ量であった。ノルマは、ベアリングの大きさによって異なり、600個、700個というノルマのこともあった（同調書8頁，13頁）。

原告全玉南は、2年後には給料をもらって帰ることができる、がんばればもっと給料がもらえらると思ひ、ノルマを超えて作った。

しかし、朝鮮から一緒に来た他の子ども達は、ノルマを達成することができず、ノルマを達成できなかった者に対して、工場長は、机の上を鉄でできた道具でたたき大きな音をたてられながら、「半島人」「ばかやろう」等と言ひながら、怒鳴って怒っていた。

ノルマを達成できない理由が機械の故障であっても同じように怒られた（同調書9頁）。

(3) 不二越では、昼勤と夜勤の2交代制をとっており、1週間ごとに昼勤と夜勤を交代した。

昼勤の場合、朝は6時に起床し、朝食後に工場に行き、午前7時から午後6時までが勤務時間であった。休憩は、昼食休憩の1時間だけであった。

夜勤の場合、午後6時から仕事が始まり、午後12時から午前1時までの1時間だけが休憩時間であり、お弁当かパンを食べていた。

ほとんど休憩なしに、ずっと立ちながら仕事をしていたので、寄宿舍に帰ると、食事後疲れて寝てしまう状態だった(甲B7の2の5頁)。

幼い少女が夜勤をし、大人と同じノルマで、怒鳴られながら仕事をしているという過酷な勤務状態が、原告全玉南の証言により鮮明になっている。

(4) 原告全玉南は、仕事をしている時に、危険を感じたことも度々あった。

原告全玉南は、機械油を飲み込むことが間々あった。夜と昼の班が交代する際、機械にたまった油をパイプで抜くという作業が必要であった。少なくとも1日2回はその作業が必要であった。その際に、機械にたまった油はパイプを使って口で吸い込み、十分な分量の油を吸い込んだら、パイプの口をふさいで油が元に戻らないようにするのである。うまく加減をして吸って、一旦止めて、油が外に出てくるようにするのであるが、口で油を吸い込みすぎて、油を飲んでしまうことがよくあった。トイレでうがいをしても飲み込んでしまったものを出すことはできなかった。このため、喉を痛め、冬は咳がひどくなった。後日、医者に、気管支と肺が悪いのは、油を飲んだせいだと言われたほどであった(同調書6頁)。

また、工作中、月を見ながら、母のこと、故郷のことを思い出してぼんやりしてしまい、そのため、機械のベルトが外れて、左手の薬指と小指を切る怪我をしたことがあった。血がかなり流れ出したので、タオルで指を押さえて、そのまま病院に連れて行かれ、そこで3針縫う手術を受けた。糸を抜くことができたのは1週間後だったが、仕事は、怪我をした翌日からしなければな

らなかった。しかし、怪我をした手に力が入らず、ノルマを達成できなくなった（同調書 5 頁）。

また、左手をけがして右手ばかり使うようになり、右手に無理がかかり、右手の関節が曲がってしまった（同調書 6 頁）。

さらに、削った鉄くずが足に当たり、足にもけがをした（同調書 4 頁）。

また、工場に暖房はなかったので、冬などは寒さのために何回も風邪を引いたが、風邪を引いても仕事を休むことはできず、病院にも行けず、何の薬ももらえなかった（同調書 7 頁）。

病気や怪我によっても十分な治療を受けられず、休息も取れないという過酷な労働実態が原告全玉南の証言では、鮮明に表れている。

4 不二越での生活について

(1) 食事の量は、朝鮮で暮らしていた時の半分以下しか与えられず、原告全玉南は、常に空腹状態であった。

朝食は、みそ汁とたくわん 2 かけら、ご飯少しであり、夕食も同じであった。昼食は、最初のころは弁当であったが、すぐに三角パンだけになった。日本に来る前の半分くらいの量の食事しか出なかった。

原告全玉南は、お腹がすいた時、実家から届けられたミスカル（大麦を炒って粉にしたもの）を水に溶かしたものを、お腹が一杯になるまで飲んで空腹を我慢した。母からは 2 か月に一度荷物が届けられた（同調書 10 頁）。

荷物は、最後の 3、4 か月は届かなくなった（同調書 11 頁）。

戦争が激しくなると、実家からの荷物も届かなくなり、空腹に耐えられない状況がさらにひどいものとなった様が明らかである。成長期の子どもが家族と離れ、十分な食事をとることができない状況は、それだけでも過酷である。

(2) 原告全玉南が不二越にきてしばらくしてから、不二越での仕事や生活が耐えられなかったためか、脱走者が 1 人出た。

その脱走者はすぐに捕まったが、その後、舎監による監視がとても厳しく

なった。寄宿舎では、常に団体で行動することを強制され、また、寄宿舎の外に出ることは完全に禁止された。寄宿舎の出入り口には、舎監の先生がいつもおり、監視していた。また、寄宿舎に帰ると、必ず点呼がなされた。点呼は、朝起きたとき、工場に行く前、工場にいったから、寝るときと1日4回あった(同調書12頁)。一方、日本人は、自由に外出できた。

(3) 原告全玉南の入浴は、1週間に一度だけであった(甲B7の2の7頁)。

(4) 原告全玉南が不二越に来てから初めての冬である1944年から1945年にかけての冬はとても厳しく、寄宿舎の1階が埋まる位まで雪が降った(甲B7の2の7頁)。

寄宿舎は畳の部屋で一切暖房がなく、冬の寒さは耐え難かった。

不二越からは、敷き布団、掛け布団をそれぞれ1枚ずつ与えられただけであり、2人で重ねて抱き合って寝る等して寒さをしのいだ。しかし、寒さのためか、やがて足腰に強い痛みを感じるようになった。このことが、座骨神経痛を患うきっかけとなった(同調書13頁)。

1944年から45年にかけては、富山が例年になく厳しい冬を迎えた俊であり、積雪も例年に比べ多かったのであり(甲A74=報告書)、オンドルがある朝鮮から、暖房施設のない日本での生活を強いられた原告全玉南の生活状況は、悲惨であったとしか言いようがない。

(5) 原告全玉南にとって、空襲が一番恐ろしい出来事であった。

空襲があると、工場で作業しているときは、工場の裏側にある畑に避難した。工場の近くに防空壕はなく、防空壕に避難したことはなかった。

なお、空襲の時は寄宿舎の外に出ることができたため、畑からジャガイモを拾って、生で食べることもあった。それくらい常に空腹だったのである。空襲の際には、もうこのまま母に会えずに死ぬのではないかと思い、怖かった(同調書14頁)。

(6) 原告全玉南は、不二越で働いている時、日本人から「半島人」と呼ばれて差

別され、とてもくやしい思いをした。例えば、工場長や寮長には、「半島人だから仕事ができない」、などと言われていた（同調書 14 頁）。

不二越での日本人との差別は明確であり、差別によって原告らは、多大な苦痛を負わされた。

5 賃金について

(1) 原告全玉南は、勧誘に来た不二越の社員や日本の寄宿舍の寮長から、2年間の契約期間が終わって、帰る時にまとめて渡すと言われていたため、給料を受け取ったことは一度もなかった。原告全玉南らと同じ立場の「キムラ」が、引率の先生に給料がどのように支払われるか聞いた際にも、2年後に帰る際にもらえると言われた（同調書 15 頁）。

(2) 給料について考えるという余裕もなく、給料について自ら聞くということではできなかった（同調書 15 頁）。

幼い原告らは、働いていれば給料がそのうちもらえるのだと漠然としか考えていなかった。そのことから原告らの幼さが明らかとなる。

また、ノルマを超えて頑張れば給料が多く支給されると信じ、一生懸命働いた原告全玉南が、現在まで給料を一円も受け取っていないことから、同人が多大な精神的苦痛を強いられたことが、明らかである。

6 帰国後について

(1) 原告全玉南は、7月14日の朝、沙里院に着き、それから、工場か事務所を見学し、その日のうちに釜山に帰れと言われて、釜山に行く通行券のようなものに印鑑をもらって、それで汽車に乗って家へ帰った。

不二越からは、1か月の休暇と聞かされており、1か月以内に連絡すると聞いていた。

荷物は置いていけと言われ、作業着を着たまま帰った（同調書 16 頁）。

(2) 家族は、事前に知らされていなかったもので、最初はとても驚き、すぐに家族全員が喜んだ。とりわけ母は、生きて再び会うことができたことを非常に喜

んだ（同調書 17 頁）。

やがて，8月15日には日本が降伏したため，沙里院に行かずに済んだ。

(3) 原告全玉南は，沙里院で働いた後には，給料がもらえるものと，実家に帰った後も信じていた。しかし，日本の降伏後，不二越からは何の連絡もなく，結局給料をもらうことができなかった。その後も，どこに，どのように抗議すればよいかも分からず，どうすることもできなかった（同調書 17 頁）。

(4) 原告全玉南は，不二越の社員や，先生の言葉に騙されて，母に楽をさせたいとの思いから，日本に行った。しかし，日本に到着後，勧誘の時の言葉が全て嘘だったと分かった時，自分の気持ちを踏みにじられたという思いで，とても言葉では言い表せないくらい，悔しい思いをした。しかし，いくら後悔してもどうすることもできず，そのためさらにつらい気持ちになった。

また，その後の日本で体験した寒さと重労働のため，長年，座骨神経痛に悩まされ，今でも扇風機に当たることができない。

今でも，幼い時，不二越の社員の言葉にだまされて苦勞したことを思い出すと，悔しい思いがよみがえるのである。

(5) 原告全玉南は，上記のような悔しい思いを胸に抱きながらも，不二越での経験を周囲の人に話すことができなかった。「挺身隊」と言えば軍隊慰安婦のことだと，同胞に誤解されるからである（甲 B 7 の 2 の 10 頁）。

7 小括

原告全玉南の不二越での生活は，上記のように奴隷のような生活であった。幼いとき，被告不二越の社員の言葉に騙されて苦勞したということの悔しさは，全く薄れることはない。原告全玉南は，このような原告全玉南の苦勞についての被告らの責任を明確にし，真実を究明する，正義と条理に適った判決を希望している。

第 4 原告羅贊徳（原告番号 11）の被害実態

生年月日 1929年3月28日

性 別	女性
強制連行期間	1944年4月～1945年7月(15か月)
強制連行時の年齢	15歳
強制連行時の住所	浦項市

1 強制連行前の生活状況

原告羅贊徳の本件連行前の同居の家族は、父母、兄、姉、弟3名、妹2名であった。父は商船の船員で、神戸、大阪にも入港しており、世情に通じており、家族は比較的裕福な暮らしをしていた(原告羅贊徳2頁、11頁)。連行前の同原告の写真には、きれいな人形も写っており、当時の幸福な家庭の状況が伺える(甲B11の2=原告羅贊徳陳述書2頁)。

2 「勧誘」と出発

原告羅贊徳は1944年3月に出生地浦項の兄山尋常小学校を卒業した直後に日本の工場で働くべく勧誘を受けた。同原告が母から聞いた話によると、郡の日本人職員が里の事務所に対し、小学校を通して日本に働きに行く子を集めると指示し、それに従って小学校の教師と里長とが同原告の自宅に来て勧誘したのである(原告羅贊徳2頁、甲B11の2=原告羅贊徳陳述書2頁)。同原告が勧誘されたのは、成績が良かったから選ばれたとのことである(同原告らが不二越に連行された最初の子どもたちであったことからすると、まずは優秀な子からという効率重視の発想が被告国ないし被告不二越側にあったことが窺われる。)。

勧誘された25名を集めての説明会が邑の事務所で開かれたが(後述の小学校教師の妹(成人)と小学6年生の1名のほかは、原告羅贊徳とほぼ同年齢である。)、勧誘された子らは説明会への出席を義務付けられ、説明会には親は誰も出席しなかった(親が1名も同行していないことからすると、親の同行は禁止されていたものと見られる。)(原告羅贊徳2～5頁)。

説明会には、不二越の男性社員1名、後に原告らを不二越に引率した女性

2名（学校教師と里の職員）が出席して説明したが，そのほかに，小学校の教師1名が，後に原告らとともに不二越に行った21，2歳の妹を同行して出席していた（この小学校教師は，自分の妹も連れて行けるほど安全だと勧めるために出席していたものと推測される。原告羅贊徳4頁）。

不二越の男性社員は，自分の所は大きな会社であり，子どもに勉強も技術も教えてあげて養成したいと述べた。説明の要点は，技術を学ぶことができ，帰国してからその技術を教えることができる。会社の中の学校で勉強ができる。お金が儲かる。月給をきちんと払う。生け花，書道，ミシンを教える，というものであった（後に述べるように，からの全てが偽りであった。）。

原告羅贊徳は不二越の男性の説明をそのまま疑うことなく信じ，日本に行きたいと思った。しかし，その旨を両親に言うと，両親は同原告が小さいからと反対した。すると，里長が同原告の母親に対し，同原告を日本に行かせなければ，母親を「供出」させる，つまり，慰安所に送ると言って脅迫した（原告羅贊徳5頁）。母親は強く反対できなくなった。父親は反対し続けていたが，商船の仕事で留守の間に原告は出発してしまったのである。

1944年4月末，説明会に出席した原告羅贊徳ら25名は，説明会に同席した女性2名（学校教師と里の職員）に引率されて不二越に向けて出発した。その引率の2名は，不二越の男性社員が説明会で言っていた勉強やその他の約束が守られないのであれば原告らを連れて帰国すると述べていた（原告羅贊徳7頁）。原告らは不二越に行かされた最初の子どもたちであった。

3 不二越での当初の状況

原告らは1944年5月初めに富山市の不二越の工場に着いた。当初の数日間，原告らの待遇はよく，食事の内容もよく，仕事はまだ始まらず，上記引率の女性2名とともに社内を見学したりした。ところが，数日して突然引

率の2名が姿を消し、その後、状況が一変し原告らの苦難が始まった（原告羅贊徳7頁。甲B11の2＝羅贊徳陳述書3頁）。被告不二越側が引率者2名をも騙し、待遇の良いところを見せて安心させて帰国させたのか、引率者2名も被告側とともに原告らを騙したのかは不明である。

4 不二越での仕事

引率者がいなくなってから、原告らの仕事が始まった。25名全員が熱処理部に配属され、複数の班に分かれ、原告羅贊徳ともう1名は主として検査の仕事を担当した。熱処理は文字通り熱で処理するので全般に火傷の危険のある仕事であったが、原告羅贊徳らの担当した検査の仕事も手袋を二重三重にしている先の部分もすぐ熱で真っ黄色に変色する熱さであり、手元が狂うと火傷しかねないものであった。また、検査は非常に正確性が要求される難易度の高い仕事であるところ、流れ作業の一過程であるため、原告ら2名の仕事が遅れると全体に影響するというストレスにも曝されていた（原告羅贊徳8頁）。

仕事の時間は定時としては午前8時から午後6時までであったが、自分の班の仕事が定時で終わって後に他の班の仕事を手伝いに行かされて遅くなるが多かった（原告羅贊徳10頁）。

休日はなく、日曜日にも仕事があり、「月月火水木金金」であって、余暇と言える時間はなかった（原告羅贊徳11頁）。同原告は原告代理人の「余暇はありましたか。」との質問に対し、「仕事が終わったあと、洗濯とか、寄宿舍で体を拭くことぐらいの余暇はありました。それ以外の余裕はありませんでした。」と答え、また、「不二越で辛かったことは、自由がないこと、食事が足りなかったこともありますが、一番辛かったのは、休みが取れずに仕事ばかりしなければいけなかったことです。」と述懐している(同12頁)。

5 不二越での生活

被告不二越は、勧誘の際の約束に反し、原告らを学校に行かせず、習い事も

書道 1 回，生け花を 1 回ずつ実施しただけであり，あとは仕事ばかりさせたので，原告羅贊徳は騙されたと思った。同原告は，自分は優秀で選ばれて日本に来たという自尊心（プライド）を傷つけられたと感じた。同期の子の中には騙された，家に帰りたいと泣く子らもいた。原告羅贊徳も家に帰りたいと思ったが，自分のいる場所がどこかもよくわからず，もし逃げ出せば両親が不利益を蒙ると思い，どうしようもなかった（原告羅贊徳 8 頁，甲 B 1 1 の 2 = 原告羅贊徳陳述書 3 ~ 4 頁）。

原告らは，コンクリートの塀に囲まれた「第 1 2 愛国寮」での 8 人部屋・10 人部屋の集団生活を強いられ，何をすることも自由はなく，外出は原則的に禁止された。舎監の小林先生は，寮では原告らから最も恐れられていた人物であり，原告らの日常生活の全てを管理していた。寮の出入り口には「先生」ら（原告らは被告不二越関係の大人を「先生」と呼ぶのが常であった。）の待機場所があり，会社の門には守衛がいたため，実際にも無断外出は困難であり，空腹のため食物を求めて目を盗んで外出しようとした者が見つかったときはひどく怒られた（原告羅贊徳 9 ~ 10 頁，甲 B 1 1 の 2 = 原告羅贊徳陳述書 4 頁）。

封書の手紙は禁止され，葉書は検閲されていたため，原告らが実情を家族らに伝える術もなかった（原告羅贊徳 10 ~ 11 頁）。

他方，被告不二越は，寮の先生に原告らをわざわざ写真館に連れて行かせ，記念写真を撮り，元気であるらしい様子の写真として原告らの実家に送らせた（甲 B 1 1 の 4 の写真は，1944 年初夏のものと思われる。）。

食事は当初は原告羅贊徳としてはそれほど空腹を感じるものではなかったが，その後は量的にも質的にも極めて悪くなって毎日空腹の状態となった。昼は最初は弁当が出たが，その後（おそらく 1945 年に入ってから）は三角パンだけとなり，それも朝食時に渡されたので朝食の量が足りないため，朝に食べてしまい，昼食はなしということが常となった（原告羅贊徳 10 頁，甲

B 1 1 の 2 = 原告羅贊徳陳述書 4 頁)。

寮の部屋に冬も暖房はなく寒く、寝具も掛け布団と敷布団が 1 枚ずつ支給されて毛布はなかったので、原告らは 2 人 1 組になって布団を 2 枚重ねにして 2 人一緒に寝て寒さを凌ごうとした。

原告羅贊徳は寒さと空腹とで辛く、父母や故郷が思い出されてホームシックで辛く、夜毎に泣くようになった(甲 B 1 1 の 2 = 原告羅贊徳陳述書 4 頁)。1945 年 4 月に原告羅贊徳の父親が亡くなり、電報が届き、同原告は泣きながら帰してくれと被告不二越関係者に頼んだが、会社側は、同原告が帰ったからといって父親が生き返るわけでもないと言い、帰国を認めなかった。弔事等で帰国を認める前例を作らないためと推測された(原告羅贊徳 1 2 頁)。

原告羅贊徳の同期の同僚の中には病気となり精神状態がおかしくなった者がいたが、被告不二越は仮病を疑い、放置し、その後同人が食事もとれなくなってからようやく帰国させた(原告羅贊徳 1 1 ~ 1 2 頁)。

6 賃金について

他の原告と同様、毎月支払うとの勧誘時の約束は守られず、被告不二越から原告羅贊徳に対して賃金は全く支払われぬまま今日に至っている。同原告は舎監の小林先生に対して質問したことがあるが、舎監は通帳に貯金して全部保管してある、帰国時に全部渡すと述べていた(原告羅贊徳 9 頁, 1 1 頁)。舎監の小林先生は寮では最も怖い存在であり、その小林先生が大事な通帳を手中に収めていること自体が同原告にとっては恐怖であった。同原告は通帳を見たことはなく、実際には帰国に際しても通帳は渡されず、被告不二越からは帰国後も何の説明もなかった。

7 帰国

1945 年 7 月、被告不二越は沙里院の工場で原告羅贊徳らを働かされるために帰国させ、同原告は一旦沙里院に着いて数日してから工場の準備がで

きるまでの1か月との予定で自宅に戻ったが、そのままいわゆる「終戦」となり、解放された。しかし、同原告が沙里院に置いて来た荷物はそのままとなり、上述のように賃金も全く支払われないままとなった。

8 帰国後の生活

原告羅贊徳は日本に行っていたことは家族以外には秘密にしていた。家族の者も、母と兄は同原告が勉強と仕事をしに行ったと認識していたが、他の家族は勉強だけに行ったと思っていた。同原告は日本での実際の生活実態、仕事だけさせられたことを家族にも話さなかった。不二越で働かされていたことはだれにも話さず、当時の写真も隠していた。自分の意思で行ったが実は騙されていたのだとの思いがあり、辛い経験をしたとは人には言えなかった。勉強に行ったはずなのに話が違っていったことと、慰安婦だったと誤解されることを怖れて秘密にしたのである（原告羅贊徳13頁）。

同原告は、帰国した1、2年後に結婚したが、夫には最近まで日本に行っていたことは秘密にしていた。日本で何をしていたと問い詰められるのを怖れたのである。子にも秘密にしていた。1994年と1999年に新聞で挺身隊と慰安婦の違いの書かれた記事が出たが、1999年に両者を明確に区別した上で挺身隊の人に申告を呼びかける好意的な報道がなされたときに同原告ははじめて夫に不二越に行っていたことを話したのである。

9 結び

原告羅贊徳は、勉強ができるなどと騙されて親元遠く「連行」されて、自由を奪われて工場労働に従事させられ多大の苦勞をしたが、騙されたことが知られ、慰安婦と誤解されることを恐れ、事実を長年口外できずにいたものであり、その被害意識と被告らへの恨みは強く、労働についての当然の対価、補償と謝罪とを求める意思は強く、被告（関係者）らに対しては、自分と立場を置き換えて考えて欲しいと考えている。

第5 原告安喜洙（原告番号12）の被害実態

生年月日	1930年8月23日
性別	女性
強制連行期間	1944年4月～1945年7月(15か月)
強制連行時の年齢	13歳
強制連行時の住所	馬山市

1 強制連行前の生活状況

原告安喜洙の父は、地主であり、区長を務めていた地方の名士であって、銀行の支店長を務めていた。家庭では、使用人を4、5人使うなど当時の韓国では裕福な家に育った。そのため挺身隊に参加するまでは外で働いた経験がなかった(原告安喜洙5頁)。

2 募集について

(1) 甘言を用いた勧誘

原告安喜洙は、当時の成湖(ソンホ)国民学校の6年生(13歳)の時、学校の教師らや日本から来た人物より不二越へ行くよう勧誘を受けた。その際、日本から来た人物は、

ア 女学校で勉強ができる。

イ お金を稼げる。

ウ 生け花が習える。

という甘言を用いて原告安喜洙を欺罔し、勧誘した。男尊女卑の思想の下、卒業後韓国に残っていても十分な教育を受けられる見込みのなかった原告安喜洙にとって、「女学校で勉強ができる。」ということは現代の我々が想像もつかないくらい魅力を感じる条件であった(原告安喜洙4頁)。何故なら同原告は、女学校を卒業し、公務員となり、市役所の社会課に勤務して恵まれない人を幸福にしたいという夢を持っていたからである(原告安喜洙5頁)。幼かった原告安喜洙は、このような欺罔行為を何の疑いもなく信じ、不二越へ行くことを決意し、上記勧誘を承諾した。

後述するとおり原告安喜洙の両親は、この話に強く反対したが、原告安喜洙自身上記甘言を信じ、不二越へ行きたいと熱望するようになっており、母親に「クラスの他の人も行く。」という嘘をついた。儒教思想の強かった当時の韓国において同原告が親に嘘をつくということは他にはなかった。それくらい同原告は、純粹に上記甘言を信じていたのである。さらに原告安喜洙は、食事を絶って不二越へ行かせるよう両親を説得した（原告安喜洙 6 頁）。

（ 2 ） 両親の反対とこれに対する教師らによる強制

原告安喜洙の両親は、「幼いお前が何のために遠い日本に行くのか。」と言って激しく反対したが（原告安喜洙 6 頁）、教師らは両親を「不二越へ行くと本当に良い。しっかり連れて行って、しっかり連れて帰るから安心して任せて欲しい。」と甘言を用いてその反対を封じようとした。これに加えて前述した原告安喜洙が母親に「クラスの他の人も行く。」という嘘をついたなどの事情により同人の母親は最終的に折れた。

（ 3 ） 上記勧誘に原告安喜洙及びその両親が応じた背景

かかる甘言を用いた勧誘もさることながら、当時の韓国は日本による植民地支配下にあり、韓国人の力が弱かったこと、子どもであっても、教師に逆らえば、トイレの掃除をさせられたり、廊下で 1 時間の授業中手を挙げて正座をさせられたりしていたことから（原告安喜洙 2 ～ 3 頁）、原告安喜洙やその両親が教師に逆らうことに限度があった。原告安喜洙が不二越へ行ってから同原告の父親は、不二越に「幼い子であるので、よく面倒を見て欲しい。」という趣旨の手紙を送っている（原告安喜洙 7 頁）。両親は、幼なかったわが子を遙か遠い日本へ連れて行かれ、憤りを感じていたのであろうが、そうした気持ちを抑え、かかる手紙を不二越に書いた悲痛な親心は子を持つ者であれば分からない者はいないのであって、察するに余りある。

（ 4 ） 日本への出発

原告安喜洙は、国民学校卒業直後に馬山市役所に集合し、日本人の男性 2

人の下，5，60人程度の仲間と不二越へ行った。原告安喜洙は，富山に着いて雪が降っているのを見た時，悲しくなって一晩中布団の中で泣き明かした（原告安喜洙15頁）。

3 不二越での仕事について

原告安喜洙は，不二越に到着してから10日程度，朝9時から夕方5時まで，厳しい軍隊式の訓練を受けた。

その後，原告安喜洙は，飛行機のベアリングの製造作業に従事させられた。その際旋盤を用いたが，原告安喜洙は，背が小さかったため木の台に乗って作業しなければならなかった（原告安喜洙8頁）。同原告と同じくらいの年齢の日本人はおらず（原告安喜洙10頁），こうしたところにも当時の韓国人差別が現れていた。

原告安喜洙は，鉄の棒の真ん中にドリルで穴を空け，予めふってある目盛りまで穴を空けるとそれを切断する作業を繰り返し，こうした部品を1日に200から300個製造していた。原告安喜洙は，「多く製造すればするほど給料が高くなる。」と言われていたため，通常200個程度製造するところを300個程度製造していた。かかる作業をするためには，鉄の固まりを持ち上げる必要があり，幼かった原告安喜洙には重く，相当過酷なものであった。しかも，機械が回転しているため髪が巻き込まれる危険性があり，いつも帽子をかぶる必要がある危険と隣り合わせの作業であった（原告安喜洙9，18頁）。

また，仕事は2交代制であるため夜勤もあった。夜勤の時は，眠くなるため緊張して仕事をする必要があり，原告安喜洙は，目をこすったり，目を開けて精神をひきしめたりして，これを乗り切った。こうした努力と「寝たら事故につながる。」という思いのため同原告自身は居眠りをすることはなかった（原告安喜洙10頁）。しかし，成人であっても夜勤は，精神的・体力的に厳しい。いわんや13歳の少女にとって過酷でなかったはずはない。

4 不二越での生活について

(1) 食事について

原告安喜洙が与えられていた食事は、朝食がごはん、みそ汁、たくわんなどの漬け物、昼食が中に具が入っている三角のパン1個か、こぶし大の握り飯1個か混ぜご飯であり、ご飯の量も少なく、絶えず空腹に悩まされ続けた。

そのため挺身隊員は皆空腹であったので、他人の食事を取る者もあり、その場合、取られた者は食事なしで仕事をしなければならなかった。中には空腹に耐えかねて、寮から逃走したものもいた(原告安喜洙13頁)。

このような食事の結果、原告安喜洙は発育不良となった。兄弟は皆背が高いにもかかわらず、同人だけが低いという状態である。成長期に十分な食事を取ることができなかったことに鑑みればむべなるかなというべきである。

(2) 暖房等について

寄宿舍にはこたつ、ストーブといった暖房施設はまったくなく、冬の寒さは過酷であった。

それにもかかわらず支給された寝具は、1人について敷布団とカーキ色の毛布1枚ずつであり、掛け布団すらなかった。原告安喜洙は、寒さのため寝られず、友人と抱き合って寝たが、それでも空腹と寒さで眠れないことがしばしばあった。

(3) 外出及び家族との連絡について

外出も禁止され、外出したことが舎監に知れると罰を受けた。

こうした生活を親に伝えたくとも、手紙は舎監に内容を検閲されていたため、思うようなことを書けなかった。

5 賃金について

原告安喜洙が不二越で働き初めてから約1か月が経過した時、給料が支給されなかったため、舎監に問い合わせると舎監は「ちょっと待っていてみる。」と言い、その後、同原告は、2、3回聞いたが、「よく分からない」という回答しかなかった。さらに聞くと、舎監は、「会社の方で銀行に貯めてあって、

2年の期限が終わって韓国に帰る時に支払う。」と回答した（原告安喜洙10～11頁）。原告安喜洙は、舎監のこの回答を信用したが、結局給料は支給されることはなかった。部品を多く作ればたくさんの給料が支給されるという言葉を純粹に信じていた。そのため原告安喜洙は、給料が支給されなかったことにより多大な苦痛と失望感を覚えた。

6 勉強などについて

不二越に行って働いてからも、勧誘の際に約束されていた勉強をさせてもらえることもなければ生け花を習わせてくれることもなかった。そもそも前述したとおり1日中過酷な労働に従事させられ、勉強できるような状況ではなかった。

それでも原告安喜洙は、一縷の望みを託して舎監に勉強や生け花のことを尋ねた。しかし、舎監は、「分からないからもう少し待ってくれ。」という回答に終始した。その後同原告は、2, 3回舎監に尋ねたが、やはり回答は同じであり、女学校に通わせてもらえることもなかった。原告安喜洙は、勉強から遠のいたということを感じ、騙されたと感じたが（原告安喜洙11頁）、抗議はできなかった。原告安喜洙は、その理由として工場から帰ってきても舎監が窓から監視しており、自由がなく、抗議できる立場になかったからであると述べている。手紙が検閲されていたことを併せかんがみれば（原告安喜洙12頁）、同原告が自由がないと感じ、もっとも楽しみにしていた勉強などができないということを悟りながらも、舎監などに抗議もできなかったことは容易に理解しうるところである。同時に原告安喜洙の怒り、絶望感は極めて大きかった。

7 父親の死亡について

原告安喜洙が不二越にいる間、同原告の父親が亡くなった。父親は、6番兄弟の末っ子だった同原告を可愛がってくれた。

原告安喜洙は、一刻も早く帰国したかったのだが、舎監はそのように帰国することも言ってくれなかった。また、同原告は、幼く、舎監に帰国させて欲し

いと頼むこともできなかった。原告安喜洙はその理由として、舎監は仕事のことばかりで関心がなかったからと述べている（原告安喜洙 15 頁）。同原告は、幼心に帰国を頼んでも叶えられないことを感じていたのであろう。

韓国では親の死に目に会えないのは、日本以上に親不孝であると考えられているのであり、同原告は、自分が親不孝であるということとそれをそれ以来絶えず感じてきた（原告安喜洙 14 頁）。

8 帰国について

原告安喜洙は、1945年7月に帰国した。帰国した際、引率した日本人に給料を支払うよう頼んだが、「2年間の期限が終わっていないので出せない。」という回答であって、自宅に戻るための汽車の切符を渡してもらっただけで、給料が支払われることもなかった。

第6 原告金正珠（原告番号16）の被害実態

生年月日	1931年8月2日
性別	女性
強制連行期間	1945年3月～1945年10月（8か月）
強制連行時の年齢	13歳
強制連行時の住所	順천시

1 強制連行前の朝鮮での生活状況

(1) 原告金正珠の家族は、甲B16の4の家系図のとおりであるが、原告金正珠が順天市の南国民学校（小学校）3年生の時に実母が亡くなっている。原告金正珠と継母との間にはほとんど交流はなかった。

原告金正珠の祖父は、漢方薬を扱う店を開いており、また、田圃、畑をいくらか所有しており、畑などでとれた作物を売って生計を立てていた。家には使用人が5人ほどおり、当時としては豊かな家庭であった。

原告金正珠の父は、1942年、日本軍に徴用されて、慶尚南道の釜山鎮海（プサンチネ）というところで働かされていた。父との手紙のやりとりは可

能であったが、実母が亡くなってからは、両親ともいないためにとても寂しい思いをした。そのため、祖父母と姉の金性珠が、両親の代わりとして、原告金正珠を育ててくれた。

特に、原告金正珠にとって、姉の存在は大きく、実母が亡くなった後は、実母と同じ存在と呼べるものであった。例えば、学校への通学の際に一緒に行くだけでなく、原告金正珠が忘れ物をして自宅に取りに帰らなければならないときにも一緒に付き添ってくれた。原告金正珠が怖い思いをして寝ることができないときは、側で一緒になって寝ることもしてくれた（原告金正珠 2 頁）。

(2) 姉の金性珠は、1944年に日本の名古屋三菱に勤労挺身隊として連行された。

原告金正珠にとって姉は実母と同様の存在であったから、原告金正珠は、いわば実母を失うに等しい辛い思いをしたのである。

(3) また、姉の金性珠がオオガキ先生から勤労挺身隊として日本に行くことを勧誘された際には、日本に行ったら、働いてお金を稼ぐことができる、勉強もできる、いつでも帰ることもできる、などと言われた（甲 B 16 の 2 = 原告金正珠陳述書 2 頁，原告金正珠 3 頁）。

お金を稼ぐことができる、勉強ができるという勧誘の台詞が何の裏付けもない虚偽であったことは明らかであり、勧誘行為の悪質さを示しているが、本件における特別の悪質さは、いつでも帰ることができる、という台詞にある。なぜなら、幼い少女である金性珠にとって家族と離れて遠い日本に行くことが極めて不安なものであることは明らかである。そのような不安を抱えている金性珠にとって、いつでも帰ることができるということは、勧誘に応じて日本に行くことを決断させる重要な要素となり、また、原告金正珠等の家族が、金性珠の日本行きに強く反対することを控えさせる効果をもったであろう。

しかし、実際には、姉の金性珠から原告金正珠に対して手紙が届くことさえもなかったのであり、そのため、原告金正珠から姉に対して手紙を書くこともできなかった（原告金正珠 4 頁）。

このようにして原告金正珠にとって実母も同様の存在である姉と全く音信不通のまま 1 年間が経過したことが、原告金正珠に、姉と会いたいという気持ちを強くかき立て、日本に勤労挺身隊として行くことを決断させる強い動機となったことは明らかである。

2 募集から日本到着まで

(1) 原告金正珠は、1944年12月ころ、オオガキ先生から、女子勤労挺身隊への勧誘を受けた。

原告金正珠に対してなされたオオガキ先生の勧誘は、原告金正珠の姉金性珠に会いたいという気持ちを利用した卑劣きわまりないものであった。

すなわち、オオガキ先生は、原告金正珠が姉に会いたいと望んでいることを知っていたため、女子勤労挺身隊に応募すれば、日本で姉に会い、一緒に住むことができる、学校にも一緒に通うことができる、と言ったのである（原告金正珠 5 頁）。オオガキ先生は、姉の金性珠の募集を行った当事者でもあるから、金性珠が名古屋に行ったことを知っていたことは明らかである。また、この時募集された勤労挺身隊が不二越に行くことも当然知っていたはずである。

つまり、オオガキ先生は、原告金正珠が日本に行っても姉に会うことができないことを知りつつ、日本に行けば会うことができると言って、原告金正珠を騙したのである。原告金正珠の姉に会いたいという希望を逆手にとって、騙して勤労挺身隊に応募させたオオガキ先生の行為が極めて卑劣かつ悪質なものであることは明らかである。

なお、オオガキ先生が自らの行為が本来は許されないものであることを知っていたことは、家族の付添もなく原告金正珠だけで祖父の印鑑を持ってきた

にもかかわらず，その印鑑を受け取って，書類に押印したことからもうかがえる（原告金正珠 5 ～ 6 頁）。

- (2) 原告金正珠は，姉金性珠だけでなく自分までもが日本に行くことになれば，祖父母をとて悲しませることを知っていたため，祖父母を悲しませたくないという思いから，日本に行く直前まで，日本に行くことを話すことができず，日本に出発する当日になって，祖父母に対し，日本に行くことを話した。

当然ではあるが，祖父母が，原告金正珠の日本行きに反対して引き止めたため，原告金正珠は家にとどまって集合場所に行かなかった。

すると，邑事務所から役人がやってきて，祖母がその役人の足にすがって泣いて原告金正珠を連れて行かないよう頼んだにもかかわらず，その役人は，強引に原告金正珠を集合場所に連行したのである（原告金正珠 6 ～ 7 頁）。

原告やその家族らの希望も無視して，原告らを女子勤労挺身隊として日本に強制的に連行したことを，これほどあからさまに示す出来事もないであろう。

- (3) 原告金正珠が日本に行く船に乗っていた時，その船に対する空襲がなされたことがあり，幸いにもその船が沈められることはなかったものの，原告金正珠は，死の恐怖を味わい，また姉や両親，祖父母にも会えないまま死んでしまうのかという悲しみを感じた（原告金正珠 7 ～ 8 頁）。

原告金正珠は，それまでの人生において，死の恐怖を感じたことも，家族に会えないまま死ぬかもしれないという悲しみを感じたこともなかったものであり，故郷から遠く離れた場所で，そのような恐怖や悲しみを感じたことは，極めて大きな心の傷，精神的苦痛になった。

3 不二越における生活

- (1) 原告金正珠が富山に到着したのは 1 9 4 5 年 3 月であったが，その時点においても，2 階の屋根の上くらいまで積雪があり，寒さも原告金正珠が体験した中で最も厳しい寒さであった（原告金正珠 8 頁）。

原告金正珠の供述は，気象記録からも裏付けられており，例えば，1 9 4 5

年3月当初時点でも約130センチの積雪があり、しかも、同月27日まで降雪があった(甲74の3頁)。また、1945年3月の平均気温も、最高気温で3.6度(例年より-1.6度)、最低気温で-0.5度(例年より-1.7度)という記録的な寒さであった(甲A74の1~2頁)。

このような記録的な寒さと積雪であったにもかかわらず、原告金正珠に対して与えられたものは毛布2枚だけであり、寄宿舍にも工場にも暖房設備はなかった。また、工場での作業は全て素手で行われた(原告金正珠9頁)。

その結果、原告金正珠は、凍傷にかかり、手足が倍の太さになるくらい腫れ上がった(原告金正珠8頁)。しかし、原告金正珠は、凍傷の治療を受けることができなかつただけでなく、仕事を休むことも、仕事の量が減らされることもなかったのである(甲B16の2=原告金正珠陳述書7頁)。

幼い少女である原告金正珠は、このような苛酷な環境において寒さに耐えながら工場で作業をさせられたのであり、このような経験が原告金正珠の心に深い傷を負わせたであろうことは明らかである。

(2) 寄宿舍の周囲には全て鉄条網が張られており、また日本人3名の舎監により原告ら韓国から来た勤労挺身隊は監視を受けていた(原告金正珠14~15頁)。このため、寄宿舍を出ることは事実上不可能となっており、原告金正珠は、工場に行く場合しか寄宿舍の敷地から出ることはできなかった。

そして、工場の門にも日本人の監視員がおり、また、工場内においても、工場長、班長などにより常に監視されていた(原告金正珠13~14頁)。

また、家族に手紙を出すことは禁止されており(甲B16の2=原告金正珠陳述書8頁、原告金正珠15頁)、自分の今の状況や気持ちを家族に伝えることもできなかった。こちらから手紙を出せないため、家族から手紙が来ることもなかった。

前記のように、原告金正珠は、姉金正珠と会うことができるという希望を持って日本に来たにもかかわらず、不二越に姉がいないことから、オオガキ先

生や不二越に騙されたことを知ったのであり，その時に非常な悲しみを感じたことは明らかである。その上，前記のように常に監視され，家族と連絡を取ることも許されなかったのであり，囚人以上に酷い扱いを受けたと言える。かかる扱いによって，原告金正珠が，どれほど悲しく寂しい思いをしたか，想像もできないほどである。

(3) 後述のように苛酷な労働を強いられていた原告金正珠にとって，食事は唯一といっても良い楽しみであった。

ところが，育ち盛りの年齢であった原告金正珠に与えられた食事は，極めて貧弱なものであった。

具体的には，朝食はご飯とみそ汁，昼食は三角パン2つ，夕食はご飯とたくわんとみそ汁，というもので，この食事が帰国するまで毎日続いた。これ以外の特別な食事というものはなかった（甲B 16の2 = 原告金正珠陳述書6頁，原告金正珠15～16頁）。

原告金正珠は，少ない食事量による空腹に耐えきれず，野草をとってきて，生でご飯と一緒に食べることでした。そのため，2，3回ほど腹痛をおこしたこともあった（甲B 16の2 = 原告金正珠陳述書6頁，原告金正珠16頁）。

以上のとおり，原告金正珠に与えられた食事は極めて劣悪なものであり，大きな精神的苦痛を原告金正珠に与えるものでしかなかった。

(4) 寄宿舍において，原告らに与えられたスペースは，一人あたりわずか一畳であった（甲B 16の2 = 原告金正珠陳述書7頁）。

不二越から原告らに支給されたものは，赤い薬，綿，ちり紙，封筒，鉛筆等が入った衛生袋，作業服と下着が各1着というものだけであり，衛生袋が枕にもなった（甲B 16の2 = 原告金正珠陳述書8頁，原告金正珠15頁）。

衛生面に関していえば，原告金正珠は，不二越において風呂に入ったことは一度もなく，寄宿舍の洗面所の水道を使って，身体を洗うしかなかった（甲

B 1 6 の 2 = 原告金正珠陳述書 7 頁)。

また、原告金正珠が、勤労挺身隊に勧誘されたときに話されたような勉強をすることは、不二越において一度もなかった。

以上のとおり、原告らの生活環境は、極めて劣悪なものであった。かかる状況において、原告金正珠が、母国での幸せな生活と比較してあまりに惨めな生活に、非常に辛い思いをしたことは明らかであろう。

(5) 原告金正珠は、日本人から差別されるという体験もしている。

すなわち、日曜日に原告金正珠が洗濯をしていると、寄宿舍のそばに住んでいる日本人の大人や子どもから「チョウセン、チョウセン」などと言われたことがあった。

当時の原告金正珠は、皇民化教育の影響により、内鮮一体なのになぜそのようなことを言われなければならないのかと思って腹を立てた (甲 B 1 6 の 2 = 原告金正珠陳述書 7 頁)。

原告金正珠は、日本人から受けた差別そのものだけではなく、皇民化教育により、差別に対し上記のような怒り方をするように洗脳されていたことに対して、怒りや悲しみを感じている。そして、原告金正珠にこのような悲しみをもたらした責任が国にあることは明らかである。

(6) 以上に述べたような苛酷な生活の中で、原告金正珠は、毎晩泣きながら過ごし、早く故郷に帰ることを希望した。

しかし、故郷に帰りたいと話した場合、日本人からひどい目に遭わされるのが怖くて、日本人の誰にも話すことはできなかったのである (甲 B 1 6 の 2 = 原告金正珠陳述書 8 頁)。

上記の事実から、原告金正珠が、故郷に帰りたいという希望を話すことさえもできないような雰囲気の中で生活していたことが分かるのであり、この点からも、原告金正珠の生活環境の劣悪さ、そして、そのような中で生活した原告金正珠が感じた苦しみの大きさは明らかである。

4 不二越での仕事

- (1) 原告金正珠は、工場と寄宿舍を往復する際に行進する訓練を1週間ほどさせられた後、すぐに、工場において、ベアリングの外側のリングを製作する仕事をするように命令された。

研修や訓練というものはなかったため、原告金正珠は、自らの仕事を他人の作業する様子を見て覚えた(原告金正珠10頁)。

- (2) また、原告金正珠の身長が約145センチしかないにもかかわらず、大人が使用するような機械での仕事を命令されたため、リンゴ箱を二つも重ねて、その上に立つことによって、やっと機械を操作していた。

- (3) 原告金正珠が命令された仕事は立ちながら行うものであったため、午前7時から午後5時までの規定の労働時間の間、昼食休憩の1時間を除き、連続して立ったまま仕事をさせられるという苛酷なものであった(原告金正珠11頁)。しかも、昼食でさえ、その場において、箱の上に座って食べさせられた(原告金正珠11頁)。

このため、仕事の終了時には足が非常に痛くなり、寄宿舍に帰ると、水道水に浸したもので湿布をしたり、マッサージをしたりした。しかし、痛みが完全になくなることはなく、翌日も痛みが残った状態で連続して立ったまま作業を強いられた。しかも、足が痛いという理由で仕事を休むことは許されず、また、休日は毎月15日以外にはなかったため、2週間以上も連続してそのような作業を強いられたのである(甲B16の2=原告金正珠陳述書6頁、原告金正珠11~12頁)。

このようなことが毎日続いたためか、原告金正珠の足には痛みが残り続け、現在でも足の痛みが残っているため、歩行が困難となっている(甲B16の2=原告金正珠陳述書6頁、原告金正珠12頁)。現在、病院から手術を勧められているが、金銭的な余裕がないため、手術もできない状況にある。

- (4) 原告金正珠が命令された仕事にはノルマがあり、規定の労働時間内にノルマ

を達成できないと、ノルマを達成できるまで残業が命令された（原告金正珠 13頁）。また、規定の労働時間内にノルマを達成できなかった場合は、工場長や班長から厳しく叱られた。

実際、原告金正珠は、ノルマを達成できなかったため、工場長に叱られたことがあり、その際、非常な恐怖を感じたのである（甲B16の2＝原告金正珠陳述書5頁）。

(5) 原告金正珠らは工場長や班長の厳しい監視下におかれ、トイレに行くわずかな時間ですら、トイレにいる時間が長すぎると注意されるほどであった（原告金正珠14頁）。

(6) 原告金正珠自身は、仕事に怪我をすることはなかったが、危険な目にあったことは何度かあり、一度、旋盤を回すベルトが外れて飛び、それが当たったことがあった（甲B16の2＝原告金正珠陳述書6頁）。

また、原告金正珠が覚えている出来事として、釜山からきた子どもが、足のふくらはぎを機械で切っけてしまい、手術したという出来事がある（甲B16の2＝原告金正珠陳述書6頁、原告金正珠12～13頁）。

(7) 原告らは、仕事においても、日本人と比べて差別を受けていた。

例えば、日本人は、常に、原告らよりも楽な仕事をしており、部品を点検して仕分けしたり仕上げたりする仕事は日本人が行い、原告らは、旋盤を使って部品を削るなど困難な作業をさせられていた（甲B16の2＝原告金正珠陳述書7頁）。

また、日本人は、毎週日曜日が休日であったが、原告らは毎月15日に休日を与えられるだけであった（原告金正珠14頁）。

(8) 以上に述べたとおり、原告金正珠は、大人でさえ辛いと感じるような、苛酷な労働を約8か月間も強いられたのである。このような労働を強いられた結果、原告金正珠が感じた精神的苦痛は甚大である。

5 空襲について

(1) 原告金正珠は，不二越において，毎晩のように空襲警報が鳴ることを経験しており，一晚の間に 2 回空襲警報が鳴ることも珍しくなかった（甲 B 1 6 の 2 = 原告金正珠陳述書 8 頁，原告金正珠 1 6 頁）。

そのため，原告らは，すぐに逃げる事ができるよう，靴を履いたまま寝ていた。そして，空襲警報が鳴るたびに，掛け布団をかぶって外に逃げていた。日本人には与えられていた防空ずきんさえ，原告らには与えられなかったのである（原告金正珠 1 6 頁）。夜中に避難するため，周囲がよく見えず，雪に埋まったり，田んぼで転んで，右膝をすりむいたりしたこともあった（甲 B 1 6 の 2 = 原告金正珠陳述書 8 頁）。

また，原告金正珠は，避難する度に，両親にも，姉にも会えないまま死ななければいけないのかと，常に恐怖を感じていた。その恐怖がいかに大きなものであったかということは，現在でも，原告金正珠が，空襲警報が鳴った時のことを生々しく思い出したり，空襲のことを夢に見て，夜中に起きたりすることがあることから分かる（甲 B 1 6 の 2 = 原告金正珠陳述書 9 頁）。

さらに，空襲警報が解除され，寄宿舍に戻っても，当然ながら，なかなか寝付くことができなかった。そのため，ほとんど寝ることができないまま，工場に出勤しなければならなかったのである。前記のような重労働を，寝不足のまま強制されることがいかに辛いことかは，容易に想像できるであろう。

(2) 上記のような空襲により，原告金正珠が心に深い傷を負ったこと，そして，そのような結果をもたらした責任が国にあることは明らかである。

6 賃金について

原告金正珠は，不二越において，どのような名目であれ，金銭を受け取ったことは一度もなかった（原告金正珠 1 7 頁）。また，不二越から，両親に送金しているとか，通帳に預金してあるという話もなかった。

原告金正珠が，貴重な時期を，前記のような重労働を強制されるという過ごし方をさせられたにもかかわらず，不二越から一銭の支払いもなされなかつ

たことにより，不当に搾取されたと感じたこと，そして，不二越が原告金正珠に対する仕打ちに対し補償も謝罪もしないことによって，非常に大きな精神的苦痛を感じたことは明らかである。

7 帰国後

- (1) 原告金正珠は，日本の降伏後の1945年10月になって朝鮮（韓国）に帰ることになった。故郷では，祖父母，父，姉の金性珠も帰っており，家族全員と再会できた。

原告金正珠は，家族と再会できた時の気持ちを，翼がついて浮く感じがするほど嬉しい気持ちと表現している（甲B16の2＝原告金正珠陳述書9頁）。

原告金正珠が家族との再会に最大限の喜びを感じたという事実から，逆説的ではあるが，日本における体験の苛酷さ，原告金正珠が受けた苦しみの大きさが浮かび上がってくると言える。

- (2) 原告金正珠は，韓国において警察官と結婚し，その夫との間で男の子2人，女の子1人の，3人の子どもを出産したが，長男，長女が幼くして亡くなったため，子どもは次男一人だけであった（原告金正珠18頁）。

原告金正珠が勤労挺身隊として不二越に行ったことを夫に知らなければ，原告金正珠の戦後の人生は穏やかなものであったであろう。ところが，原告金正珠が28歳の時，夫に，勤労挺身隊として日本に行ったことを知られてしまったことが，その後の原告金正珠の人生を辛いものにしてしまった。

すなわち，当時の韓国に広まっていた「挺身隊」を「軍隊慰安婦」とする誤解に基づき，夫も，原告金正珠が軍隊慰安婦として日本に行ったと思いこんだのである。原告金正珠に「軍隊慰安婦」の過去があると思いこんだ夫は，原告金正珠を「汚い女」と罵り，別の女性と交際するようになり，ついには，原告金正珠と離婚した。

もちろん，原告金正珠は，夫に挺身隊のことを知られてから離婚するまでの約7年間，繰り返し，「挺身隊」と「軍隊慰安婦」が異なることを説明したの

であるが、夫は、当時の韓国に広まっていた誤解を信用して、原告金正珠の言うことを信用しなかったのである。

以上のような結果をもたらした根本原因は、原告らに虚偽を述べて「挺身隊」に勧誘し、日本に強制的に連行した当時の日本政府と不二越にあることは明らかである。この意味で、原告金正珠もその夫も、日本政府と不二越らの犠牲者といえる。

- (3) 離婚後、原告金正珠は、もちをつくって売り歩く仕事をしながら、子どもを育てた。生活はとても苦しく、当時の貨幣価値で1日約1000ウォンの稼ぎがあれば良い方で、米を買う時も、籾殻のあるお米を買って食べており、米代だけで約300ウォンほども必要だった(甲B16の2 = 原告金正珠陳述書10頁, 原告金正珠20頁)。また、子どもに対して安いキムチを食べさせることしかできず、肉や魚などのタンパク質を食べさせることはほとんどできなかったのである(原告金正珠21頁)。かかる供述内容からも、原告金正珠がどれほど貧しい生活をしていたかが分かるであろう。

そのように苦しい生活の中でも、原告金正珠は、子どもの進学費用を貯金するために、爪に火をともしような生活をしたのである。

- (4) 日本政府と不二越による違法行為は、日本の敗戦後も、原告金正珠に、上記のような苦しい生活をもたらしたのである。

この点からも日本政府と不二越の違法行為の悪質さ、被害の重大さは明らかである。

8 小括

以上のとおり、原告金正珠は、勤労挺身隊として不二越に強制連行されたことにより、人生そのものを狂わされたのである。

原告金正珠は、この訴訟を提起した理由について、挺身隊として日本に強制連行されたことにより「人生を恨(ハン)を抱かされて送ることになったのです。」「私の人生に対して補償をして下さい。」と述べている。

ところが、日本政府と不二越は、訴訟において誠実に謝罪するどころか、様々な理由を付けて補償を拒否しており、原告金正珠が述べるように「日本は、何の補償もせずに、私たちが死ぬのを待っているとしか思え」(甲B16の2 = 原告金正珠陳述書11頁)ない態度をとり続けている。

だからこそ原告金正珠は、人権の最後の砦である裁判所が、彼女らの人生を救済するため、正義と条理に適った判決をするよう希望しているのである。

第7 原告羅花子(原告番号17)の被害実態

生年月日	1931年10月10日
性別	女性
強制連行期間	1945年3月～1945年10月(8か月)
強制連行時の年齢	13歳
強制連行時の住所	羅州市

1 強制連行前の生活状況

原告羅花子は、農業を営む父母の長女として生まれ、父母、兄1人、妹3人の家族と共に全羅南道の羅州に居住していた。原告羅花子の実家は米作農家で、同人も含め一家総出で農業をしていた。生活レベルは、当時の韓国においても、あまり裕福とは言えず、食事もそれほど十分に食べられていた訳ではなかった(原告羅花子3頁)。

2 不二越への勧誘

(1) 原告羅花子は、1945年2月、大正国民学校の6年生であった。原告羅花子は3月に卒業を控えていた。

学校で勉強していると、教室に、日本からやってきた男性2名が勧誘に来た。地図などを書きながら富山について説明をし、不二越のことを自慢げに説明した(同調書3頁)。そして、不二越に行けば、学校も行けるし、お金も稼げると説明をし、勧誘したのである。

魅力的な条件を並べた勧誘は巧みで、原告を含め4名の女生徒が、行きたい

と思い、自ら手を挙げた（同調書４頁）。

原告が、行きたいと考えた主たる動機は、勉強であった（同調書４頁）。当時１３歳の少女であった原告羅花子には、韓国にこのままではできない勉強が出来るのが、魅力であった。原告羅花子は、上の学校に行きたいと非常に強く思っていた（同調書２３頁）。そうすれば、長女として、韓国での貧しい生活も打開できるのではないかと、妹たちにも楽をさせてあげられるのではないかと期待を抱いたのである。

このような勧誘を、大局的にものごとを判断することができない子どもに対して行ったことは、あまりに卑劣である。日本には、空襲の危険などもあり、また、親元から遠く離れた日本に行くことがどういうことかを、幼い原告羅花子には考えることができなかった。

それを、担任教師の木下勇までもが一緒になって、原告羅花子を勧誘したのである。

(２)原告羅花子は、帰宅後すぐに不二越に行くよう勧誘されたことを両親に話した。これに対して両親は、「日本へ行ったらＢ２９の空襲もあって死ぬよ。何故行こうとするの?」と言い、泣いたり叩いたりして大反対した。

原告羅花子の両親は、先生に贈り物をするなどして原告羅花子の不二越行きを取り消してもらおうとしたがかなわなかった。

また原告羅花子は、それまで両親が泣いているところなど見たこともなかったもので、ただごとではないと感じ、不二越へ行くことを恐ろしく感じ、再考して木下に不二越へ行くことを断った。

原告羅花子は、何度となく断ったが（同調書２０頁）、これに対して木下と日本人男性は、「あなたの代わりにお父さんを連れて行くことになるよ。」と言い、原告羅花子を脅迫した。

幼かった原告羅花子にとって、この言葉は重くのしかかった。父親を連れて行かれたら、残りの家族では農業が営めないからである。原告羅花子として

は、もはや不二越に行くしかなかった。

そのため原告羅花子は、同意があったことを示すための印鑑も、父母に無断で持ち出し、木下に渡した（同調書6頁）。

このように、原告羅花子に対する勧誘は、担任教師とともに、最初は甘言を弄して少女である原告羅花子を騙し、両親からの説得で羅花子が女子勤労挺身隊への参加を思いとどまろうとすると、今度は父親を身代わりにするかのような卑劣な脅迫を用いるという、極めて違法性の強いものであった。

(3) 原告羅花子は、1945年2月、卒業を待たずに日本へ渡った。最初に不二越の話の聞いてから約半月後のことだった。

原告羅花子は、同じ学校の教師である岡先生（同調書15頁）の引率の下、羅州駅で1泊してから列車で釜山に送られた。釜山までの道中、全羅道の各地から多数の少女が列車に乗せられてきた。釜山で1泊した後、連絡船で下関へ行き、そこから列車で富山まで連れて来られた。原告らは、富山に行くまでの間、汽車と船に酔ってめまいがしていた。「両親をあれだけ心配させ、泣かせて、そして自分はこんな辛い思いをしている。」と思うと、原告羅花子は涙がとまらなかった。

かかる思いをして到着した富山は、とても寒く、雪が積もっていた。

3 不二越での仕事について

(1) 原告羅花子が不二越へ着いてから1か月、体操や軍事式の厳しい訓練を受けた。軍事式の訓練は「回れ右、前へ進め。」などといった行進が主な内容であった。原告らには、これ以外に仕事のための研修はなかったし、この厳しい訓練によって、日本での生活がこれまでと全く違うものであることを思い知らされた（同調書15頁）。

(2) 原告羅花子らは、朝6時に起床、朝7時に工場に出勤し、夜7時頃に終業し、寮へは午後8時頃に戻った。工場までは徒歩で10分程度であり、休憩時間は、昼の1時間のみであった。

(3) 原告羅花子は、他の挺身隊員と共に、旋盤で鉄を削る仕事に従事していた。旋盤に鉄の棒を固定して回転させ、削った。1ミリ単位で定規で計りながら太さをそろえなければならず(同調書8頁)、精密さをも求められる作業であった。

原告羅花子にとっては、旋盤など生まれて初めて見る機械であったが、それを幼いながらに操作して仕事をするを求められた(同調書8頁)。幼い少女には相当に力を要する作業であった上、中には仕事に指を切断する者が出るような危険な作業だった。同じ作業に従事していた者が指を切断して病院に行くため工場を出て行くところは、原告自身も目にしている(同調書9頁)。また、原告羅花子自身、作業中に鉄くずが刺さったり、ひっかいたりという傷がたくさんできた。原告羅花子は、今考えると、本来であれば大人の男性が従事すべき作業だったし、また、自分たちのような幼い子どもが、空腹の状態です、そのような作業をしていたことに恐ろしささえ感じている(同調書8頁)。

(4) 工場には40歳くらいの日本人の監視員がおり、原告羅花子らは絶えず監視されていた。怠けるのを防ぎ、逃亡を防ぐためであった。監視員は、原告らがトイレに行くときもついて来た(同調書9頁)。

さらに、この監視員とは別の日本人の監督からは、その日に与えられた仕事をその日のうちに終わることができなければ、叱責を受けた。居残りしてその日のうちに仕事を終わねばならず、時にはそれでもできないこともあり、そうした場合翌日にその仕事をしなければならなかった。原告羅花子は、日本人の監督に対しても、恐怖心を抱いていた(同調書11頁)。

4 不二越での生活について

(1) 原告羅花子が居住していた寮の周囲は鉄条網で覆われており、自由に外出できなかった。寮は、畳1畳毎に1人寝なければならない狭さで、1部屋に20人くらいが頭をつき合わせて2列で寝ていた。

寮には小さい風呂があったものの、あまり入浴させてもらうことはなく、時には2週間も入浴できないことがあった。

(2) 原告羅花子が与えられていた朝食は、ご飯に白い細切れの麺のような物が混ざったものとスープ(みそ汁や澄まし汁)としょうゆをかけた野菜少々のみであった。原告羅花子は、その分量について、非常に少なく、3才の子どもが食べるくらいの量であったと記憶している(同調書11頁)。

昼食は三角に切ったパン3切れだけのみであった。原告羅花子は、その大きさについて、一辺が10センチ弱の三角形、厚さが1センチほどと記憶している(同調書11頁)。

夕食はご飯が出されていたが、それも朝食と同程度の量であった(同調書12頁)。

いずれも食事の量が足りなかったため、原告らは絶えず空腹であった。原告羅花子の家は韓国であまり裕福ではなかったが、それでも、不二越での食事よりも韓国にいたころの食事のほうがよかったと感じていたほどであった(同調書12頁)。

原告羅花子らは、空腹を満たすため、寮に帰る時に道に生えていたヨモギを摘み、そのヨモギをご飯に混ぜて食べたこともあった。それほどにひもじかった。しかし、これをたくさん食べ過ぎ、下痢をし、病院に行くほどの状態になったため、二度と口にしなかった(同調書13頁)。

原告羅花子の友人達も同じようにヨモギを食べる者が多かった。その中には下痢になり、さらに吐いて目眩がすると言いながら、そのうちに我慢ができなくなって病院に行き、1か月の間病院で加療を余儀なくされた者もいた。

(3) 原告羅花子は、不二越にいる間に腸チフス(腸チフス菌による伝染病)に罹り、2週間ほど入院した。この時、高熱が出、髪の毛が抜け、食事も食べられない状態であったため(同調書13, 21頁)、原告羅花子は死を覚悟した。実際原告羅花子の友人の中には死亡した者もいる。入院している間、幼い羅花

子は、母のことを思い出し、家に帰りたいたと泣いた（同調書14頁）。それまで、両親と長い期間離れていたこともないのに、遠い異国の地で、幼い少女が、死に至るほどの病にかかったのであるからそれも当然である。そして原告羅花子は、退院後も、2週間ほどの間、寮で休養していなければならなかった。

原告羅花子が入院していた間、腸チフスのため、他にも韓国人の女子勤労挺身隊員が入院していた。

また、不二越にいる間、衛生状態も悪い上、栄養失調もあり、原告羅花子はひどい疥癬（疥癬虫の寄生によって生ずる伝染性皮肤病）に悩まされた。

（4）原告羅花子は、実際に日本に来てみると、生活のあまりの違いに、すぐに家に帰りたいたと思うようになった（同調書15頁）。

軍隊式の厳しい訓練もあり（同調書15頁）、前述のように食事も韓国にいたころよりもずいぶんと少なかったからである。

前述の教師・岡は、不二越まで原告羅花子たちを引率してきてからしばらくの間、不二越に留まっていた。そのため、同人に対して、原告羅花子らは、何度も韓国に帰りたいたと訴えていた（同調書15頁）。これに対して、岡は、原告羅花子らに何も言うことなく、韓国に戻った。原告羅花子らは、岡が帰国したことを知り、もう韓国に戻れないと思ひ、嘆き悲しんだ（同調書15頁）。

原告らは、こうした状況にあっても、罰を恐れ、帰国の意思を不二越の関係者に伝えることも、脱走することもしなかったし、考えたこともなかった。異国の地で、信頼できる人もなく、帰りたいたと訴えることもできなかった。

家族が心配することを考えると家族への手紙に「帰りたいた。」ということを書くことすらできなかった。

（5）原告羅花子が不二越にいる間、空襲警報は昼夜を問わずあった。昼は機械を動かしたまま逃げ、夜は空襲警報のために十分に睡眠を取ることができなかった。就寝時避難に備えてリュックを肩にかけ、靴を履いて寝ていた。空襲警

報があると、布団をかぶって畑や田を目指して一目散に走った。逃げている時に力が尽き、身体の調子が悪くなった時には、「逃げるのを止めて、死のう」とまで考えた。

原告羅花子は、実際に、遠くで空襲により爆撃を受けている様子を見たこともある。60年以上が過ぎた現在でも、その様子を思い出すことがあるほどの恐怖であった。

5 賃金について

原告羅花子は、韓国で説明を受けた賃金を支給されることはなく、支給時期等についての説明を受けたことはない。原告らは、賃金も支給されず、勉強もさせてもらえず、おかしいと感じていた。しかし、働いているからいつかは支給されると漠然と思っていた。お金を稼げるという勧誘を受けて不二越に来た若い原告らが、お金をもらえると信じたのは当然であった。

また、原告羅花子は、このようなことを周囲の人間には質問もできなかった。他の挺身隊員とも話すこともしなかった。何故なら、工場の監督員も舎監も当時の若い原告羅花子には、全員が見知らぬ人ばかりで（同調書16, 17頁）恐ろしく感じられ、質問できる雰囲気ではなかったからである。

6 帰国後について

(1) 1945年8月15日の解放（終戦）の後、仕事はなかった。帰国の説明があって、1945年10月に汽車で下関に行き、そこから船で釜山に行って、帰宅した。

その際賃金については何も説明がなかったが、原告羅花子は働いたのだから当然にもらえるはずだ、韓国に戻れば送ってくれるだろうと考えていた。しかしその期待は裏切られた。

(2) 帰国後原告羅花子は結婚したが、原告羅花子が不二越へ行ったことは夫の知るところとなった。夫は、原告羅花子を「淫らな女」と言って蔑み、叩かれた。夫のみならず同じ地域の人たちにも知られ、冷たい目で見られるようになった。

った（同調書 18 頁）。これは、韓国においては「慰安婦」と「挺身隊」の区別がされていないため、原告羅花子が軍人に蹂躪されたものだと思われるからである。

原告羅花子の息子までも父と同じように同人の過去を快く思っておらず、息子夫婦は、そのことが原因で家を出て行ってしまった（同調書 18 頁）。

原告羅花子は、不二越に勤務していた間も苦しい思いをした。しかし、それだけでなく、帰国し、結婚した後今日においてでさえ、塗炭の苦しみを味わっているのである。

(3) 原告羅花子は、この裁判において、慰安婦と勤労挺身隊とは違うということも理解してもらいたいし、これまでの永年のつらい思いを晴らしたいと強く思っている（同調書 19 頁）。

7 小括

原告羅花子は、違法性の強い勧誘によって不二越に来ざるを得なくなり、厳しい監視と極めて貧困な生活環境のもとで、幼い少女に不釣り合いな厳しい労働をさせられてきたものである。そして、正当な賃金さえ支払われることないまま、解放後は、理不尽な誤解を受け非常につらい思いをしてきたのである。

このような幼い頃の重大な損害、さらには、その長期にわたる原告羅花子の苦難に鑑みれば、原告羅花子の損害に対しては、当然に正当な補償がなされるべきである。

第 8 原告崔姫順（原告番号 23）の被害実態

生年月日	1931年2月2日
性別	女性
強制連行期間	1945年2月～1945年7月（6か月）
強制連行時の年齢	14歳
強制連行時の住所	全州市

1 強制連行前の生活状況について

原告崔姫順は1931年2月2日、全州市に生まれた。家族は父母の外は弟が1人いたが、父と弟は原告崔姫順が小学校3年生のときに満州に行き、行方不明となった。

父と弟がいなくなってから、原告崔姫順の家は非常に貧しくなった。母は家政婦や行商をしながら原告崔姫順を育ててくれた。原告崔姫順が不二越への勧誘を受けた小学校6年生の当時は、母は行商のため田舎に通う生活をしており、短いときで2、3日、長いときは1週間ほど留守にすることがあり、その間原告崔姫順は1人家に残って食事や洗濯をしながら母の帰りを待っていた（原告崔姫順本人調書2頁）。

原告崔姫順は、家は貧しかったが、外交官になる夢を持っていた。母が苦勞しているのを見て、大人になったら立派な人になり親孝行をしたいと考えたからである（同調書2頁）。原告崔姫順は学業の成績がよく、特に数学が得意だったが、経済的な理由から小学校を卒業しても中学に進学することが困難な状況だった。原告崔姫順の友人には中学校に進んだ者が何人もいた。原告崔姫順に対する女子勤勞挺身隊への勧誘は、原告の母に孝行するために勉強して立派な人になりたいという気持ちに巧みにつけ込んだものだった。

日本については、学校で日本と韓国（当時の朝鮮）は「内鮮一体」であり日本は韓国を守ってくれる国だと教わっていたので、いい国だと思っていた。豊かな国だとも聞かされていた。

2 募集について

- (1) 原告崔姫順は、1944年12月ころから数回にわたり、女子勤勞挺身隊への勧誘を受けた（同調書2頁）。当時原告崔姫順は、海星尋常小学校6年生で、14歳だった。原告崔姫順は9歳のとき小学校に入学したので、14歳でもまだ小学6年生だったのである。

ある日、6年生40人くらいがいる教室に日本人が校長と一緒にやってきて、「日本の不二越に行けば、お金も稼げるし、勉強もできる。」「食事は

十分食べられる。」「日本に行ったら、何でも習うことができ、立派な人になれる。」という魅力的な話をした（同調書3頁，甲B23-2＝原告崔姫順陳述書1頁）。

- (2) こうした勧誘を受けた後，数回にわたり，1人1人の生徒が担任の教師に呼び出され，不二越に行くよう勧誘された。原告崔姫順が担任教師に将来の希望を聞かれて外交官になりたいと答えると，担任教師は立派な人になるために日本に行くように勧誘した（同調書3頁）。まさに原告崔姫順親子が置かれた生活の苦しさで，そこから生じる原告崔姫順の将来への夢を悪用して行われた勧誘であった。

こうした教師らの話を聞いて，「不二越はお金も稼げるし勉強もできるいいところだ。行けば立派な人になれる。」と信じ込んだ原告崔姫順は，不二越に行くことを承諾した。

- (3) 本人が女子勤労挺身隊への参加を希望しても，保護者の承諾が必要であったが，原告崔姫順の場合は母が行商にでていて不在だったため，担任教師が母のかわりに教師自身の印鑑を使用して承諾書類を作成した（同調書4，5頁）。この書類作成の事情の詳細は不明であるが，不在の母親の同意がないことを知りながら強引にことを進める担任教師のやり方には，当時の学校において組織的かつ強力に動員が行われていた実態が現れている。

その後担任教師からあらためて母の承諾をもらってくるようにいわれた原告崔姫順は母に不二越に行きたいと話した。しかし母は，原告崔姫順のことをひどく心配し，一人娘だから日本にやることはできない，と強く反対した。

母は，驚いて学校にも出かけて行って担任の教師に抗議し，原告崔姫順を日本へやるわけにはいかないと言ったが，担任教師からは既に書類が作成されて上級機関に上がってしまった，決まったことは仕方ないと言われた。また教師の言葉を信じ込んでいた原告崔姫順が立派になってこそ親孝行ができるのだから日本に行きたいと聞いて聞かなかったこともあり，母親もしぶし

ぶあきらめざるを得なかった（同調書 5 頁，甲 B 2 3 - 2 = 原告崔姫順陳述書 2 頁）。

- (4) 原告崔姫順たち全州からの挺身隊員 5 0 名は，1 9 4 5 年 2 月 2 5 日ころに全州を出発して，釜山で他の地方からの挺身隊と合流した後，3 月 1 日に日本に到着した。

原告崔姫順のいた 6 年生 4 0 人のクラスから 7 名挺身隊に参加した。一緒に参加した人達は，原告崔姫順と同じように貧しい家庭の出身者が多かった。出発前には全州からの挺身隊員 5 0 名が旅館に一泊して合宿し，引率担当のカナヤ先生から日程などの説明を受けた。この合宿では，カナヤ先生から「これからは団体行動だ，絶対に個人行動はだめだ」との指示が出され，まるで軍隊に行くような雰囲気だった（同調書 6 頁）。この合宿のときに，母が日本に持っていくためのミスカルと着物を届けてくれたが，これが出発前に母と会って話をした最後の機会となった。

- (5) 出発の日には全州駅前に出発式が行われた。一般の人や家族が見守る中，原告崔姫順たちは軍隊のように行進をした。原告崔姫順の母も含め，見送りの家族たちは泣いていた。しかし原告崔姫順たちと家族の間には多数の警察官がおり，原告崔姫順は母の顔を離れて見るだけで，会って話をするとはできなかつた。

日本に向かう船の中で，「半島女子挺身隊乙女の歌」の歌詞を書いた紙をもらい，歌を教えてもらった。また航海の途中に空襲に備える訓練があり，サイレンが鳴ると皆非常袋をつけてデッキに上がった。日本では空襲があるなどという話は全く聞いていなかったのだから，原告崔姫順はとても驚き，怖くなった。

日本に到着した原告崔姫順たち女子勤労挺身隊員は，特別列車に乗せられて不二越まで運ばれた。途中スパイがいるといけないという理由で，わざわざ大阪の市内は夜に通過するように時間をずらしたりしていた。

(6) 不二越に到着した翌日から，約 1 か月にわたり軍隊式の訓練が行われた。運動場に毎日出て，軍人のように，「歩調取れ！」と号令をかけられて軍隊式行進の練習を繰り返すのである。この訓練のときはまだとても寒くて，手が凍るように冷たくなり，原告崔姫順は本当につらい思いをした。

訓練には大隊長，中隊長と呼ばれる軍服を着た男性が 3 名参加し，原告崔姫順たちを指導した。その下には小隊長と呼ばれる女性の教師がいた。1 つの小隊には 1 0 0 人程の挺身隊員がいた。原告崔姫順たち全羅北道の学生 1 0 0 名は第 2 小隊だった。訓練に参加する挺身隊員たちは分隊に分けられ，挺身隊員の中から分隊長が指名された。

ともかく何をするにも軍隊式で，上の者の命令に従わないとひどく叱られた。訓練中にときどき，遠くにいる隊長が手をあげて「集合！」と号令をかけることがあり，そのときはすぐに走って集合しなければならず，ときどき集合に遅れた挺身隊員 2 ， 3 名が中隊長から平手で頬をぶたれることがあった。

原告崔姫順自身も中隊長からぶたれたことがあり，そのときは頬が腫れてひどく痛み，耳がジーンとなった。原告崔姫順は韓国では母からも学校の教師からも殴られたことがなかったので，強い恐怖心と同時に憤りを感じたが，怖くて何も言えなかった（同調書 8 ， 9 頁）。

まだ幼い少女であり，それまで体罰を受けたこともなかった原告が突然厳しい体罰を受けて感じた恐怖感は極めて大きかった。原告崔姫順たちはこの中隊長に叱られることがとても怖くて，叱られたときには泣きながら訓練を受けていた。こうした訓練の体験を通じて，上の者の指示には絶対服従という態度が幼い原告らに植え付けられていったのである。

このような厳しい軍隊式の訓練を受けて，勧誘のときに聞いた話と全く違うと思った原告崔姫順は，韓国に帰りたいたいと思ったが，上の人の命令を聞かないと罰を受けるので，帰ることもできず，命じられたとおり働くしかなか

った。

3 不二越での仕事について

(1) 原告崔姫順は、不二越では軸受2課に所属し、ベアリングの仕上げの仕事をしていた。同じ課に原告崔姫順の知っている女子勤労挺身隊員が3人ほどいたが、日本人もたくさん働いていた。日本人の女学生たちが働いていたが、週に一度は実家に帰っていて、原告崔姫順は実家から持ってきた餅などを食べさせてもらったことがあったが、原告崔姫順らは休日も働いていた(同調書9頁)。

(2) 朝6時ころ起きて7時に出勤した。仕事が終わる時間は時期によって違っていたが、遅くなることが多く、夏でも少し暗くなってから帰っていた。寮に帰って食事をし、体を洗うと、それからまもなく就寝時間である10時になった。

原告崔姫順の仕事は、機械でベアリングを磨くものだったが、1日に磨くベアリングのノルマが決められていて、食事の時間以外は一生懸命仕事をしないとノルマがこなせなかった。機械の前で1日ずっと立ちっぱなしの仕事だったが、原告崔姫順は背が高かったので、足下に箱を置く必要はなく、下駄を履いて作業をしていた。日本人の男性の工場長が仕事場を行ったり来たりして原告崔姫順たちを監視していた。原告崔姫順はまじめだったのでこの工場長から叱られたことはなかったが、物を落としてすぐ拾わないと、大きな声で怒られた。

(3) 機械の前には機械に動力を伝えるベルトが高速で回転していた。原告崔姫順の2つ隣の日本人の女学生が、このベルトに巻き込まれて大けがをしたことがあった。ベアリングにナンバーを付ける機械にベアリングを送り込む作業をしていて指が切断された日本人の男性を見たこともある。

原告崔姫順の仕事は力は必要なかったが、目が病気になった。原告崔姫順がミスをすると、それまでベアリングを削ったりしていた人の仕事は無駄になるので、集中して作業しなければならず、目がとても疲れた。病名は不明だが、あまり仕事に熱中したので生じた病気だと言われた。病気のために目がまぶしくて見えにくくなり、上を見上げることができなくなったが、下の方は見るこ

とができたので作業を続けた。この目の病気のために休みはもらえず，病院にも行かなかった。

また原告崔姫順は，金属を削る機械に指を挟まれてケガをしたこともある。原告崔姫順が機械に指を入れて作業をしているときに友達がトイレから帰ってきて原告崔姫順の機械のスイッチを入れてしまった。このときは左手の人差し指が削られて骨が見える状態だった。1週間は病院に通ったが，その間も仕事は休めず指に包帯を巻いた状態で仕事をさせられ，働きながら病院に通った（同調書10頁）。

原告崔姫順と同じ学校から女子勤労挺身隊に参加した城原という少女は，不二越に来てから具合が悪くなったが，病気がひどくなり1945年7月ころ他の者が沙里院に移されるのに合わせて韓国に返され，その後韓国で病死した。城原は不二越では寮で寝たきりの状態が長く続き，病に伏せている間も韓国に帰国したいと述べていたが，病気にもかかわらずなかなか帰国させてもらえなかった。戦後原告崔姫順が城原の家を訪ねたところ，城原の母は「私の娘は死んで，あなたは生きて帰った」と言って泣きながら原告崔姫順を抱きしめた。（同調書11頁）。もとより城原の病気がいかなるもので，早期に帰国すれば死を免れたか否かは明らかでないにしても，帰国が著しく遅れその間家族が看病できなかったことが，城原の死に伴う家族の精神的苦痛を著しく高めたことは疑いをいれないところである。

4 不二越での生活について

(1) 原告崔姫順が暮らした寮では1部屋に25人くらいの挺身隊員が寝泊まりしていた。工場からは離れたところにある寮で，挺身隊員10人くらいがまとまって工場と寮の間を行き来した。工場に行く前と帰ってきた後，それに寝る前に点呼があった。寝るときには日本人の教師が寮内を巡回していた。

寝る時間や起床時間，工場の行き帰りの時間など，決められた規則を守らないとひどく怒られた。病院に行くときでも工場の正門で出入りの時間をチェッ

クされた。外出して戻ってくる時間を守らない者は罰を受けていた。

また、工場の門のところには門番がいて、通る人を監視していた。

- (2) 原告崔姫順自身、あまり怒られることはなかったが、それでも寮に入って間もない1945年3月ころ、みそ汁にご飯を入れて食べてはいけないと言われていたのにそれを守らなかったために罰を受けた。不二越では食事中も監督が巡回しており、その監督に見つかったのである。この時は食事の間1時間ぐらい食堂の外で立たされていた。

こんな生活だったので、友達同士では韓国に早く帰りたいと話していたが、教師には怖くて言うことができなかった。

- (3) 原告崔姫順が寮での生活で一番困ったのは食事の量が少ないことであった(同調書12頁)。寮での食事は、朝と夜がご飯とみそ汁とたくわんか海苔くらいだった。海草が入ったスープが出ることもあったが原告崔姫順の口には合わなかった。各部屋に配られるご飯を1部屋25人程で分けると、茶碗に半分もなかった。ご飯は豆ご飯で、夏にはくさくなっていたときもあった。

昼食は三角パンが3つだけ出たが、みんな朝のうちに食べてしまっていた。ただ原告崔姫順はまじめだったこともあって昼までとっておいてお昼に食べた。

何しろお腹が空くのがつらい生活だった。お腹が空いて苦しいのに耐えきれず寮から逃げ出した人の話を聞いたことがある。

寮から手紙を出すときは、まず寮の事務所に封を開けて出していた。中身を検閲されるため、手紙には韓国に帰りたいという本当の気持ちは書けるはずもなく、元気でやっているとだけしか書けなかった。

- (4) 終戦の日のしばらく前から毎日のように空襲警報が鳴るようになって、寝られなくなった。靴と非常袋を枕元に置いて寝て、警報が鳴ったら電灯は付けずにすぐに逃げるということが続き、毎日寝不足で眠かったのをおぼえている。

8月1日には、夕食後に警報が鳴り、布団をかぶって川辺に非難していたところ、夜10時くらいから明け方にかけて激しい空襲があった。このときは川

辺から焼夷弾がはじける様子が見えて、その破片が自分のところに飛んでくるような気がして本当に怖い思いをした。空襲の後、富山市内は一面灰になっていた。

5 賃金等について

原告崔姫順は、不二越にいる間、賃金は全くもらっていない。

行事と言えば、一度だけ、工場で働く原告崔姫順たちの様子を撮影した映画を見せてもらったことと（これは韓国に送って家族に見せるという説明だった。）、韓国から来た人の歌を聴いたことがあるくらいだった。お花や書道の時間はなかったし、勉強も教えてもらったこともなかった。

このように韓国で勧誘のときに聞いた話は全くのでたらめだった。

6 帰国に至る事情について

1945年8月15日、みんなで集まってラジオ放送を聞き、終戦を知った。そのときまで自分は空襲で死ぬだろうと思っていたので、終戦と聞いて、生き延びたというほっとした気持ちが出た。

解放後は仕事がなく、食事はもらっていたが、毎日お腹が空いていて、着物と豆を交換しながら何とか暮らしていた。帰国前には持っていた着物は全て交換してしまった。解放後もなかなか韓国に返してくれなかったが、道庁の関係者が迎えに来てようやく帰れることになった。原告崔姫順が帰国後聞いたところによれば、解放後なかなか原告崔姫順が日本から帰ってこないで、母はひどく心配し、小学校の担任の家に押しかけて行き、「判子を押しした責任をとれ。」「娘が帰ってこなければ私（原告崔姫順の母のこと）の死骸を片付けるか、私の娘をあなたが連れてきなさい。」と言ったことがあるほどであった。母は原告崔姫順を待ちわびて、解放の日から毎日毎日、全州駅に出てきて、その駅の終列車を見るまで家に帰らなかったという。そのときの母の気持ちを思うと、原告崔姫順は自分の苦勞よりも母に心配をかけたことが申し訳ないという気持ちで、胸が一杯になる。

1945年10月に、ようやく原告崔姫順は帰国することができたが、帰国の際にも、不二越から賃金のことは何も説明されていない。

7 帰国後について

(1) 不二越から列車で帰国中、列車の中からひざの皮膚がかゆくなりはじめた。家に帰ってからは足がだんだん痛くなり、痛みは耐え難いものになったが、お金がなくて病院にも行けなかった。

母は思いあぐんで、誰かからにれの木がいいと聞いて皮を裂いて貼り、おかげで原告の症状は治った。そのときの苦労は言葉ではとても表現できないほどであったが、その後も後遺症で病院に行き治療を受けた。その後原因不明の耳の痛みがしばしば続き、左耳の鼓膜が破れて、今は片方の耳でだけ聞いている。

(2) このように、戦後の苦労も語り尽くせるものではなかった。勧誘の言葉を信じて挺身隊に参加してしまったことを思い出すと、今でも後悔の気持ちがおこる。

原告崔姫順は、幼い子どもを連行して労働させたのに、賃金さえ払おうとしない被告国と被告不二越の態度に強い憤りを感じている。

第9 まとめ

以上のとおり、本件では、他の戦後補償訴訟に比しても数多くの原告の陳述及び証言が証拠となっているが、それらはいずれも、被告らの行った勧誘行為における欺罔・脅迫の実態を明らかにし、原告らがいかにして労働を強制され、強制された不二越での生活と労働がいかに苦しいものであったかを具体的に示しており、また、戦後も挺身隊参加のことを家族に語れなかった原告や挺身隊参加がばれて悲惨な家庭崩壊を経験した複数の原告の例により戦後も被害が続いていたことを示している。

こうした原告らの深刻な被害が救済されるべきものであることは、論を待たないといえる。

第4章 被告らの共同不法行為

第1 被告国と被告不二越との主観的及び客観的関連共同

1 国による強制連行・強制労働政策の推進

(1) 強制連行政策の歴史と女子勤労挺身隊政策

強制連行・強制労働の方式は、1939年9月から「募集」方式で開始されたものの、1942年2月からは「官斡旋」方式に変更され、1944年9月からは徴用方式も併用された（原告第10準備書面45頁以下参照）。

本件で問題となっている女子勤労挺身隊は、「女子挺身隊制度強化方策要綱」（1944年3月18日付閣議決定 甲A3）、「女子挺身勤労令」（1944年8月23日勅令519号 甲A4）等の一連の政府の女子勤労挺身隊政策によって組織されたものである。

朝鮮における女子勤労挺身隊についても、その組織の方法は上記の女子挺身勤労令に依拠して、朝鮮総督府及びその地方組織から各学校の学校長に至る指揮命令系統が活用されて各地域や学校に割当がなされ、面の役人や学校の教師が募集を担当させられていた。しかし、実際の動員方式については、朝鮮では特定の13種類の職業についていた女性以外は国民登録を行なっていなかったため、「女子勤労挺身令」による動員はほとんど行なわれず、官斡旋による動員がなされていた（原告第10準備書面56頁参照）。

(2) 官民一体となった動員・強制連行

以下に述べるように、原告ら女子勤労挺身隊員の動員は、報道機関なども巻き込みながら、国と企業が一体となって行った。

ア 被告国は、朝鮮総督府を通じて各道に対して動員計画を割り当て、朝鮮総督府の指導のもとに動員が進められた。

すなわち、1944年7月6日、朝鮮総督府は「内務大臣請議朝鮮総督府部内臨時職員設置制中改正ノ件」を作成したが、その説明資料には1944年に朝鮮から1万人の女性を動員するために各道への割当を行ったことが記

載されている（甲 A 6 6 = 朝鮮総督府部内臨時職員設置制中改正ノ件（抜粋），原告第 1 0 準備書面 5 8 頁）。

イ こうした政府の方針のもと，昭和 1 9 年から 2 0 年にかけて，「毎日新報」等の朝鮮の新聞には頻繁に女子勤労挺身隊関連の記事や広告が掲載されるようになり（甲 A 5 8 = 記事リスト），昭和 2 0 年 1 月 2 4 日と同月 2 6 日には，京城府が「来れ職場は女性を呼ぶ 女子挺身隊ヲ募ル」と題する広告を掲載した（甲 A 5 9 = 毎日新報広告）。

こうした記事や広告は，女子勤労挺身隊の労働条件が良いことや（上記広告には「待遇 年齢ニ依リ優遇ス」「福利施設 完備」などとうたわれている。），女子勤労挺身隊への参加が愛国になると述べて，参加を扇動するものであった。

ウ そして，各地域や学校では，道や面の職員，学校の教師らが，朝鮮総督府の指導にしたがって，原告ら若い少女達を勧誘した。

（ 3 ）連行後の朝鮮人管理の実態

以下のとおり，連行後の朝鮮人管理の実態をみても，国と企業が一体となって朝鮮人労働者の管理にあたっていたことが明らかである。

ア 協和会を通じた官民一体の管理

朝鮮人労働者管理に中心的役割を果たしたのが協和会と呼ばれる組織である。協和会とは，「協和事業は一視同仁の聖旨を奉体し内地に在住する外地同胞の内地化を基調とし，之を保護善導して生活の安定向上を図り以て皇国臣民として奉公の誠を全うせしむると共に内地同胞の相愛の情誼を促進し国民偕和の実を収むることを以て要旨とする」（甲 A 6 6 = 朴慶植編「在日朝鮮人関係資料集成第四巻」1 2 7 0 頁）というものである。

1 9 3 9 年 6 月，厚生省，内務省，文部省，拓務省，朝鮮総督府が中心となり，中央協和会が設立された。そして 1 9 4 0 年 3 月までに 1 道 3 府 4 2 県すべてに道府県協和会が設立された。富山県でも 1 9 3 9 年 1 1 月 1 7 日

に富山県協和会が設立されている。

道府県協和会の下には各支会が警察署内に置かれ、支会長は警察署長が勤め、その下に地域と職場ごとに分会が置かれており、地方政府、警察の指揮の下に地域単位、職場単位で管理を行う体制となっていた（甲A66 1288頁）。

そして、日本に強制連行された朝鮮人労働者は、全て協和会に加入が義務づけられ、協和会により管理されることとなっていた。富山県が発した、「協和会事業拡充二関スル件」（昭和15年3月30日付富山県学務部長通達）でも、「（六）労働者ノ保護指導 半島人労働者ヲ保護指導スル為内地在住者ハ総テ富山県協和会支会ノ会員ニ所属セシメ」とされていた（昭和15年4月付『厚生時報』第三号 樋口雄一編「協和会関係資料集」315頁）

イ 政府による「移入労務者訓練及取扱要綱」の策定

さらに、強制連行された朝鮮人労働者に対しては政府の定めた「移入労務者訓練及取扱要綱」に基づく管理がなされていた。

すなわち、1942年2月、日本政府は「官斡旋」方式による強制連行を決定すると同時に、厚生省生活局長、労働部長、職業部長、内務省警保局長名で警視總監、各地方長官宛に「移入労務者訓練及取扱要綱」を発し、強制連行した朝鮮人労働者の管理方法について定めた（甲A66 1260頁）。

同要綱には、就労予備訓練、生活訓練、作業訓練、皇民訓練、躰錬、等の様々な訓練を実施することが定められ、団体訓練、規律訓練、躰錬などを通して、徹底した軍隊式の訓練によって命令 服従の関係が強制されていった。また、外出、外泊や外部との接触を厳重に取り締まり、逃亡の防止を図ることも定められていた。

ウ 警察を動員した管理

また、警察や軍隊といった権力機構も、実際の労働者の管理に密接に関与

していた。

協和会の組織が各地方の警察を中心に組織されたものであったことは既に述べたが、「移入労務者訓練及取扱要綱」においても「職場内ノ紛議ハ直チニ警察官署ニ通報シ」とされ、警察が職場内の紛議に直ちに介入する仕組みが作られていた。

エ 国の指導による賃金不払い

1942年「出勤労務者訓練服務心得準則」において、強制連行した朝鮮人労働者に賃金を支払わず「貯金」させ、通帳は当該工場事業場で管理せよとの指導をした（甲A66 1266頁）。これは、朝鮮人労働者の逃亡の防止を目的とする政策であり、この政策によって強制連行された朝鮮人労働者は賃金も受け取れないまま奴隷のような労働を強制されることとなった。

（4）戦後処理における国から企業への指導

ア 治安政策としての帰国の指導と賃金不払いの指導

日本政府は、戦後処理においても、治安政策として早期に強制連行した朝鮮人を帰国させる政策をとる一方で、帰国する朝鮮人への賠償や権利の保護には何ら関心を払わないばかりか、賃金不払いの指導を行った。

すなわち、日本政府は、1945年9月1日付の「朝鮮人集団移入労務者等ノ緊急措置ニ関スル件」（甲A68）を各地方長官に発し、「朝鮮人集団移入労務者ハ次ノ如ク優先的ニ計画輸送ヲナス」として、「輸送順位ハ概ネ土建労務者ヲ先ニシ石炭山労務者ヲ最後トシ地域的順位ニ付テハ運輸省ニ於テ決定ノ上関係府県、統制会、東亜交通公社ニ連絡ス」「所持品ハ携行シ得ル手荷物程度」「帰鮮セシムル迄ハ現在ノ事業主ヲシテ引続キ雇用セシメ置キ給与ハ概ネ従来通りト為スベキモ8月15日以降差当り左ノ如ク措置スルコト」とし、「賃金ノ支給ニ付テハ当座ノ小遣トシテ必要ナル程度ノ現金ヲ本人ニ手渡シ残金ハ各人名義ノ貯金トナシ事業主ニ於テ保管シ置クコト」などとした。

ここには、自らの産業政策の都合により石炭炭坑労働者については帰国を後回しにする一方、帰国者の手荷物を一方的に制限し、戦後の労働についてまで賃金をただちに払わずに貯金するよう指導するなど帰国者の権利を無視する態度が顕著に表れている。

イ 賃金の違法な供託の指導

朝鮮人等の強制連行者に対する未払い賃金については、被告国が、以下のように原告らの権利行使を妨害する供託を指導していた。

昭和21年8月27日民事甲A第516号民事局長通達「朝鮮人労務者等に対する未払金等の供託に関する件」(甲A9 一次訴訟の乙3)及び昭和21年10月12日付け労発第572号「朝鮮人労務者等に対する未払金その他に関する件」(甲A10 一次訴訟の乙2)は、被告国が、事業主に対し、受取人の居所不明、通信不能等の事情により現在未払となっている朝鮮人労務者等の賃金は、通達の供託要領に従い供託するよう指導する内容の通達である。

そもそも弁済供託は、受領拒絶、受領不能、債権者不確知のいずれかの供託原因が存在する場合にのみ可能なものであるが(民法494条)、上記通達はこうした要件を問題とすることなく一律に供託を指導している点で供託原因を欠く違法な供託を指導したものと見える。

また、弁済供託においては、供託者は遅滞なく債権者に供託の通知をすることが必要である(民法495条3項)。しかし、上記、通達は供託通知の発送を指導しておらず、労働者に、賃金請求、供託金還付請求の機会すら与えなかった点でも違法である。

そして、企業は、こうした政府の指導にしたがって違法な供託を行ってきたのである。

(5) 小括

以上に述べたとおり、国と企業は、連行からその後の労働者管理、さらに

は戦後処理まで、文字通り一体となって強制連行・強制労働政策を推進したのである。

2 被告不二越と被告国との密接な関係

(1) 被告不二越は日本の軍需産業の中核を担う会社であったこと

被告不二越は、1928年、機械工具の国産メーカーとして富山市において設立され（当時の商号「不二越鋼材株式会社」）、天皇のお召艦であった巡洋艦那智からとったナチ（NACHI）を商標とした製品を生産していた（甲A69＝不二越五十年史16頁，18頁）。

1937年に日中戦争が勃発し、軍需生産が本格化すると、特殊鋼の需要は著しく高まった。かかる状況において、不二越は高級特殊鋼の生産を開始し、1939年には、やはり需要が増加していた軸受生産を開始した（甲A69＝不二越五十年史 41頁ないし46頁）。

1938年には、被告国は、航空機製造事業法、工作機械製造事業法を制定して工作機械の製造を被告国の奨励と保護のもとに置き、翌年には、被告国は、国家総動員法による国家総動員試験研究令を施行し、高級工作機械の国産化を推進し、被告不二越もまた、被告国から施策命令を受けて、軍からの催促を受ける中で、ブローチ盤、ブローチ研削盤を完成させて市場に出した（甲A69＝不二越五十年史46頁ないし48頁）。

当時、被告不二越の主要生産品であるベアリングや軸受は、航空機、軍艦、戦車、軍用自動車などの兵器に用いられる軍需部品であったことから、軍人が工場を直接監視する中で、被告不二越は、原告ら強制連行被害者を軸受課、精器課などで労働させて軍用機部品、機銃、弾丸などを製造させることで軍需工場として発展してきたものである（甲A69＝不二越五十年史68頁）。

このような環境の中で、被告不二越は、満州事変以後、軍需物資であった特殊鋼に対する需要の高まりに乗じて業績を伸ばしその後次々に軍需物資や兵器の生産を拡大していった（甲A69＝不二越五十年史56頁ないし61

頁)。

被告不二越の売上高は、被告国によって敷かれた戦時体制の中で、1944年には、2年前の売り上げの2倍を超える1億4410万円に達し、純利益は1.4倍の2761万円に跳ね上がるという急成長ぶりであった(甲A69 = 不二越五十年史69頁)。

このように、被告不二越は、戦時下、被告国の保護のもとで、軍需品を製造することで急成長してきたのであり、戦時中は被告国の軍需産業の中核を担う会社として存在していたものである。

(2) 被告不二越が「軍管理工場」「軍需工場」の指定を受け、軍の指示・協力のもとに経営されていたこと

ア 被告不二越は、1934年に海軍省指定工場となって被告国との密接な関係を構築して販路を広げた(甲A69 = 不二越五十年史27頁)。

そして、1938年から翌年にかけては陸海軍共同管理工場の指定を受け、陸海軍から管理者・監督官の派遣を受け、工場は、軍管理工場となり、各監督官事務所の屋上に陸軍旗・海軍旗がひるがえり、皇族や陸海軍首脳の視察が相次ぐといった状況であった(甲A69 = 不二越五十年史48頁)。

さらに、1944年には軍需会社として第1次指定を受け、富山工場は軍需及び海軍大臣の所管に、東富山製鋼所は軍需大臣の所管とされ、第2次指定においては、富山工場はさらに陸軍大臣の所管とされ、小倉工場も軍需大臣の所管となった。その他、被告不二越の各地の工場も陸軍大臣・海軍大臣の所管に組み入れられた(甲A69 = 不二越五十年史65頁)。

イ 軍需産業は国家総動員法に基づく軍需工場事業所検査令、同施行規則、及び軍需工場法等により、政府の管理下にあった(甲A5の1, 甲A5の2)。

軍需工場法においては、軍需工場の生産責任者(代表者)、生産担当者及び従業員(勤労報国隊など別個の制度により業務に従事する者は除く。)は徴用されたものとみなす旨規定されており(6条)、政府は生産責任者につ

いて解任権をもち，会社による選任がない場合には任命権ももっていた（４条）。また，事業内容，会計，業務執行・運営等会社業務の全般にわたって政府に命令・監督権が与えられていた（８条ないし１８条）。

実際に，１９４４年３月には，軍需省と朝鮮総督府から工具工場と製鋼工場の一部を朝鮮に移転せよとの命令を受けた被告不二越は，平壤付近の沙里院と力浦に施設を移転することとし，勤労女子挺身隊員４２０名を主体とした作業員を送り出すなどしている（甲Ａ６９＝不二越五十年史６７頁ないし６８頁）。

このように，被告不二越の経営は，被告国の命令・監督の下に置かれていたものである。

ウ 被告不二越と軍とのつながりが強まるにつれ，被告不二越は，資金，資材，労働力の全てにわたって，各種立法措置によって国からの援助を受けるようになった。

「不二越五十年史」（甲Ａ６９）によれば，１９４５年の被告不二越の全労働者数は３万６２５３名であったが，そのうち徴兵などで８３４５人が休職し，実際に働いていたのは約２万８０００人程度であった。

被告不二越はこの労働力不足を解消するために，軍部の強力な支持を受けて，９６１８人を，学徒動員，徴用，朝鮮からの女子勤労挺身隊，男子勤労報国隊の動員などで補っていた（甲Ａ６９ ６８頁）。

また，被告不二越は，軍需生産施設拡大のための国策としての資金助成も受けていた。すなわち，「臨時軍事費特別会計」から，１９４１年下期に５４７万円，４３年下期に２５６７万円，４５年上期に１億４４５７万円もの「前受金」を製品の引き渡しに先立って受け取っていたのである（甲Ａ６９ ６９頁）。

（３）被告国と被告不二越との密接な関係に基づく強制連行・強制労働の推進

以上に述べたとおり，被告不二越は，他の企業以上に被告国と密接な関係を

保ちながら，強制連行・強制労働を押し進めたのであり，強制連行・強制労働による損害について，被告国と被告不二越が連帯責任を負うべきことは明らかである。

3 本件強制連行・強制労働における被告国と被告不二越との協力関係

(1) 募集，徴用における協力関係

原告らの募集，徴用は，以下のように被告らの緊密な協力関係の中で遂行されたものであった。

ア 1944年5月ころ，京城府は，毎日新報に被告不二越が女子勤労挺身隊を募集している旨の広告を出し，女子勤労挺身隊に参加して被告不二越で働くよう扇動した（甲A59＝毎日新報広告）。

イ そして，学校ごとに挺身隊参加人数が割当てられ，これを受けて各学校の校長が各教師に対して教え子を挺身隊へ勧誘するようにと指導し，指導を受けた各教師がそれぞれの教え子である原告ら幼い少女たちを欺く等して勧誘することによって，原告ら幼い少女たちは，被告不二越に連行されて来たのである。

この勧誘は，皇民化教育の強い影響を背景に，原告ら少女が逆らうことのできない学校の日本人教師を使って行われた勧誘であった。

また，幼い少女たちを欺く勧誘は学校だけにとどまらず，郡庁に職員から呼び出され（甲B18の2），あるいは，洞（行政区画の名称）長，区長などが原告らの自宅にまで赴いて行われた（甲B5の2）。

これとともに，被告不二越幹部もまた，朝鮮の学校に赴き，日本人教師が原告ら少女を欺いて勧誘する際に付き添う等の活動をし，また，教師に原告ら幼い少女の連行についての協力を求めていた（甲B11の2）。

ウ 原告ら幼い少女たちを欺く等して被告不二越に連行することについては，被告国が任命した富山県知事からの任命を受けた森動員課長が，1944年秋に朝鮮に渡り，朝鮮総督府に働きかけたということもあった（甲A70＝

北日本新聞記事（1944年11月6日付）。この記事は1944年11月のものであるが、この記事以前にも、被告不二越の意を受けた富山県知事から朝鮮総督府に対し、原告らの強制連行について働きかけがあったことは確実であり、女子勤労挺身隊の被告不二越への強制連行については、最初からこのような働きかけに基づき行われたことは明らかである。

エ 男性労働者については、徴用令書により強制徴用が行われ、勤労報国隊に組織されたが、被告不二越はその受け入れを国民勤労報国協力令第5条に基づき被告国に申し入れ、それに従って被告国が徴用した労働者を被告不二越に送り込んだのである。

オ このように、原告らに対する募集・徴用は文字通り被告らの連携・共同の下になされていることが明らかである。

（2）労務管理における協力関係

被告不二越への連行、工場内での監視、拘束も、以下のように、被告らによる緊密な協力関係の中で一体とな行われたものであった。

ア 原告らが日本に連行される際に集合させられた場所は、府の役所やソウル市役所の前などであり、原告らを監視する警察官がいたこともあった（甲B9の2，甲B23の2）。

イ そして、原告らを日本にまで連行したのは学校の教師や地方公務員たちであり、被告不二越は、日本人教師や地方公務員たちから、原告らの引き渡しを受けて就労させた（甲B11の2）。

原告らを連行してきた日本人教師の中には、原告らが帰国するまで、回りに鉄条網が張られた宿舎に原告らとともに寝泊まりし、原告らの監視に当たった者もいた。

ウ 原告らが被告不二越で就労させられるようになってからは、陸海軍の軍人が30名くらい常駐し、各工場に国民服を着て散らばって監視するなど（乙45 高橋八藏供述）、軍も原告らの監視、拘束に協力していた。

エ 原告らが朝鮮に船で帰還する際には、軍艦が用いられたりしたこともあった（甲B19の2）。

オ 被告国は、1942年、「出勤労務者訓練服務心得準則」において、朝鮮人労働者に賃金を支払わずに「貯金」させ、通帳は当該工場事業場で管理せよとの指導をし、被告不二越は、これに基づき原告らに賃金を支払わなかった。

カ このように、原告らに対する連行、監視、拘束には、学校教師、警察官、軍の関係者らが深く関与し、賃金さえも支払わず、一体となって原告らに被告不二越での労働を強制していたものである。

（3）賃金不払いにおける協力関係

前記「1（4）戦後処理における国から企業への指導」においても述べたが、被告国は、被告不二越に対し、戦中、戦後を問わず、労働についての賃金の不払いと、未払い賃金の違法供託を指導した。そして、被告不二越は、この指導に積極的に協力して、賃金を貯金したと称して、原告ら勤労女子挺身隊に賃金を支払わず、また、未払い賃金の供託をした。そして、被告国は、被告不二越のかかる違法行為を是正するどころか容認し、違法な供託を積極的に受理したのである。

以上のとおり、被告国と被告不二越とは、原告らに対する賃金不払いについても協力関係にあった。

4 小括

以上に述べたとおり、国は、戦争遂行のため、原告らを含む女子勤労挺身隊の強制連行、その後の労務管理、さらには賃金不払いまで、不二越をはじめとする企業と一体となって、強制連行・強制労働政策を推進した。

また、とりわけ不二越は、日本の軍需産業の中核を担う会社として、国と密接な関係を保ちながら、強制連行・強制労働政策を推し進めた。

そして、以上のような強制連行・強制労働政策に基づき、国と不二越は、募

集，徴用，労務管理，戦後処理等あらゆる場合において協力しながら，原告らに対し，本件強制連行・強制労働の不法行為を行ったのであるから，本件において国と不二越が連帯責任を負うことは明らかである。

第2 本件強制連行・強制労働の違法性

1 国内法上の違法性

(1) 拉致・監禁に等しい強制連行・強制労働の顕著な違法性

第2章及び第3章において述べたとおり，被告らが原告らに加えた本件強制連行・強制労働は，幼い原告らを拉致・誘拐して監禁して長時間の重労働を強制したに等しく，その違法性は明らかである。

すなわち，本件強制連行は，直接の連行の手段として欺罔や脅迫が用いられていたことにおいても，また，日本が朝鮮に対して野蛮で強権的な植民地支配を継続していた状況下で，日本の政府機関や学校関係者によってなされた連行である点においても，幾重にも原告らの自由な意思を蹂躪するものであった。

当時未だ幼い少女であった原告らにとって，欺罔や脅迫により，家族から遠く引き離されて孤立させられたこと，教師や職場の監督者の指示に従わなければ懲罰を受ける状況の下で軍隊式の生活を強制されたこと，帰国を申し出ても許されなかったこと，ひたすら長時間の重労働を強いられる環境に置かれたこと等が，どれほど大きな精神的なショックを与えるものだったかは想像に難くなく，本件強制労働は極めて強い強制力をもって原告らに労働を強制するものであった。

こうした拉致・監禁に等しい強制連行・強制労働が強い違法性を有することは明らかである。

(2) 欺罔行為が計画的かつ組織的なものであったこと

ア 被告らによる欺罔行為は計画的かつ組織的なものであり，この点からもその違法性の強さは明らかである。

すなわち，被告らは，原告らに対して，教師や道，面の役員を使って「不二越に行けば上級学校に行ける」「お茶やお花が習える」「お金が稼げる」等の勧誘を行ったが，実際には，1089名の原告ら女子勤労挺身隊員が通えるような上級学校もなければ，茶道や華道を習うような施設もなかったのであるから，被告らによる欺罔は計画的で極めて悪質なものであった。

この点，被告不二越は，女子勤労挺身隊員に対して華道や茶道を教える施設があった証拠として乙14号証を提出する。この写真そのものが宣伝に利用されていたものである疑いが極めて強く（乙14の5には「五 写真八慶尚北道ノ父兄慰問団ノ来寮ノ際華道実習見学ノ状況」との説明が付されており，父兄慰問団に見せるために行われた実習であることが窺われる。），そもそも各写真に添えられた説明のような週1回ないし2回の頻度で稽古が行われたとは考えられない。

そして，万が一，被告不二越の説明どおりだとしても，そこに写された施設の規模からして，1089名もの女子勤労挺身隊員らに習い事をさせることは不可能である。すなわち，乙14号証の作法実習の写真に写っている隊員の数はずか28人に過ぎず，週1回このような実習が開かれていたと仮定しても各隊員が年1回受講できるだけである。同じく乙14号証の5の華道のけいこの写真に写っている隊員の数はずか20名であり，このようなけいこが仮に週2回開かれていたとしても，やはり各隊員が年1，2回受講できるだけであり，「お茶やお華が習える」と宣伝するような施設の状況でなかったことは明らかである。

イ また，賃金についても，後述（3）のとおり，勧誘当時，被告不二越は賃金を支払っていなかったにもかかわらず，あたかも賃金が支払われるかのように宣伝していたのであり，この点の欺罔も明らかに計画的なものである。

ウ さらに，女子勤労挺身隊員の動員が国と企業が一体となって組織的に推し進めたものであることは前述のとおりであるが，校長から少女らに対する勧

誘内容を説明され「あくまで志願するようにもって行ってください」と指示されたという池田正枝の証言（甲A54＝「二つのウリナラ」131頁，137頁）は，欺罔行為自体が極めて組織的に行われたことを示しており，この点でも違法性は顕著である。

（3）賃金支払もなく労働が強制されたこと

強制連行・強制労働の期間中，原告らには賃金が支払われず，事実上無償の労働が強制されていた点でも，被告らによる強制連行・強制労働の違法性は顕著である。

この点，被告不二越は，朝鮮からの女子勤労挺身隊員らに対しても日本人同様賃金を支払っていたと主張し，当時の不二越の職員らの陳述書を証拠として提出している（乙42，44，45号証）。

しかしながら，原告らの就労中に賃金が原告らの手に渡されていなかったことは，不二越が多額の金銭を未払金として供託したと主張していることから明らかである（乙4，5，25号証。但し上記供託が真実なされたものか否かについては大きな疑問がある。）。

原告らのうち何人かは，賃金について尋ねても「預金してある」などと説明されたのみで支払ってもらえなかったことを陳述しており（甲B1の2-7頁，甲B3の2-8頁，甲B7の2-8頁，甲B8の2-4頁，甲B11の2-4頁，甲B19の2-9頁等），「国民貯蓄」や「預金」がなされていたとしても原告らの意思によるものでないことは明らかであり，これら「預金」等の存在をもって賃金支払いということは到底できない（なお，不二越第一次訴訟についての富山地裁平成8年7月24日判決も「右の預金ないし国民貯蓄名義の金員が，一旦原告らに交付されたとか，あるいは，原告らの意思に基づき預け入れられたとかの事実を窺うに足りる証拠はなにもない」と述べて，被告不二越による弁済の抗弁を排斥している。）。

（4）日本人の女性の勤労働員よりも苛酷な差別的扱い

被告不二越は、「会社において朝鮮半島出身の労働者を特別に差別して過酷な労働条件下に置いたり，監禁・虐待したりしたといった事実はない」旨主張するが（被告不二越答弁書3頁），以下に述べるとおり，原告らに対する強制連行・強制労働は，日本人女性の勤労働員とは大きく異なっており，極めて差別的な虐待に他ならないことは明らかである。

ア より若い少女らが対象とされたこと

（ア）原告らの年齢分布

女子勤労挺身隊に参加した原告らの強制連行当時の年齢の分布をみると，以下のとおりである。

12歳	4人（18%）
13歳	7人（32%）
14歳	6人（27%）
15歳	3人（14%）
16歳	1人（5%）
19歳	1人（5%）

このように，女子勤労挺身隊に参加した原告らのうち，14歳以下のものが4分の3を占めており，平均年齢は13.8歳である。

しかも，当時の朝鮮では，学齢に達してもすぐに学校に通わず，遅れて国民学校（現在の小学校にあたる。）に入学するものが多く，原告番号2朴貞淑及び原告番号20柳贊伊を除けば全員が国民学校を卒業する前後1年以内に勧誘を受けている（国民学校普通科6年生が組織的な動員の対象になっていたことは前記のとおりである。）。

この点，前述の杉山とみもつぎのように述べて，国民学校をその年に卒業した生徒が勧誘対象の中心であったことを認めている。「男の，割に年配の先生方が卒業生のところを回って勧誘しているということを知りました。（代理人質問：卒業生というのはその年に卒業した生徒ということでしょう

か。) そのあたりがよくは分からないんですが、一番主に動かされたのは、その年に卒業生を出した担任の先生だったと思います。」(甲A98 = 杉山とみ 証人調書87, 88項)。

(イ) 日本人女性の年齢及び学年

これに対して、当時不二越に動員された日本人女性は、「女子勤労報国隊」「女子勤労挺身隊」に組織されていたが、どちらにおいても当時の高等女学校卒業生(16歳以上)や専攻科在學生(16歳~19歳)、または高等女学校3, 4年生(14歳~16歳)で組織されていた(甲A62 = 「1944年の学校制度」)。乙17号証の2「不二越」の「女子勤労報国隊の感想談を聴く」の記事でも、取材を受けた女子勤労報国隊員の年齢は18歳から22歳となっている。また、乙17号証の1「お嬢さんも総進軍 工場に頼母しい奮闘」の記事及び乙18号証の1「織手にたぎる愛国の血潮 女子挺身隊、報国隊活躍」の記事でも、滋賀県からの女子勤労報国隊及び富山市からの女子勤労挺身隊の大半が「女学校出身者」と記載されている。)

しかも、日本人の場合には、小学校卒業前後1年以内の少女が親元から引き離されて動員されることはなかった。

したがって、原告ら朝鮮の少女に対する動員は、明らかに、日本人の女性よりも、年齢においても学年においても幼い少女を対象にした点で差別的なものであった。

イ 勧誘にあたって欺罔や脅迫が用いられていること

原告らが受けた勧誘が、欺罔や脅迫によるものであったことは、前記のとおりである。原告らに用いられたような欺罔や脅迫が、日本人女子勤労挺身隊動員の際に行われたという報告は皆無である。

ウ 労働・生活条件における大きな格差

(ア) 夜勤が強制されていたこと

原告らのうち1944年5月から7月に連行された原告らの多くが、「赤

番，青番」と呼ばれる2交替制勤務に組み込まれ夜勤を経験しており，幼い原告らにとって，極めて過酷な夜勤労働が強制された（甲B1の2 5頁，甲B2の2 6頁，甲B3の2 5頁，甲B7の2 5頁，甲B12の2 6頁，甲B19の2 5頁，甲B20の2 4頁，甲B22の2 5頁）。

これに対して，日本人の女性については，ごく一部の志願者を除いて夜勤の対象とはなっていなかった。

（イ）帰郷を許されず，行動の自由が著しく制限されていたこと

原告らが，朝鮮に帰ることは許されなかった。多くの原告が朝鮮に帰りたいたいと訴えたが，何れも聞き入れられなかった。

当時まだ幼い少女が，短い者でも8か月，長い者では15か月もの間，家族から引き離され，海を隔てた日本で暮らすことは，大変な精神的苦痛を伴うものである。

「不二越二十五年」（乙24）の201頁には，朝鮮からの女子勤労挺身隊員3人が入社直後に逃亡を図ったとの記載がある。故郷から海を隔て，地理もほとんど分からない日本国内で逃亡すること自体，幼い少女にとっては想像を絶する恐怖を伴うことであるが，そのような恐怖を乗り越えても何とかして故郷に帰りたいたいと思う者が出たこと自体が，少女達にとって不二越への強制連行がいかに過酷であったかを雄弁に物語る事実である。

また，原告らについては外出の自由が厳しく制限されていたことは，第3章において述べたとおりである。

これに対して，日本人女性の場合は，休みの日には帰宅が許されており，帰宅した女性達は，家族との団らんを楽しみ，また不二越に戻ってくる際には実家から様々な食料を調達してこることができた。

幼い少女達に対し，長期間にわたり家族と全く会えない生活を強制し，行動の自由を厳しく制限した点においても，原告ら朝鮮の少女達に対する動員が日本人の女性よりはるかに過酷なものだったことは明らかである。

(ウ)「工場事業場ニ対スル中等学校低学年竝国民学校高等科児童ノ勤労働員ニ関スル件」等の通達における扱いとの相違

a 文部省は、1944年7月24日付通達において、それまで勤労働員の対象外とされていた男女中等学校低学年（2年以下）及び国民学校高等科の児童を勤労働員の対象とすることを定め、この方針は1944年8月16日付閣議決定「昭和十九年度国民勤労働員計画策定ニ関スル件」においても確認された（甲A63）。これを受けて、文部省は、1944年9月7日付で「工場事業場ニ対スル中等学校低学年竝国民学校高等科児童ノ勤労働員ニ関スル件」と題する通達を出した（甲A64）。また、富山県もこれらの決定・通達を受けて、1944年9月30日付で富山県内政部長が地方事務所長、市長、学校長宛に「国民学校高等科児童及中等学校低学年生徒工場事業場勤労働員ニ関スル件」と題する通達を出している（甲A65）。

ところが、原告らに対する取り扱いは、以下の点においてこれらの通達と相違するものであった。

b 深夜勤は中等学校3年以上のものしか対象にならないとされていた。富山県の通達でも「深夜作業ハ之ヲ課セザルコト」として中等学校低学年児童らの夜勤の禁止を明記していた。

しかし、原告番号1李福実（12歳、中等学校1年相当）、原告番号3張点順（14歳、中等学校2年相当）、原告番号7番全玉南（14歳、中等学校2年相当）、原告番号12安喜洙（13歳、中等学校2年相当）、原告番号22朴順福（14歳、中等学校2年相当）らのように、それより若い原告らについても夜勤が強制されており、上記通達にも違反した児童虐待ともいえるべき強制労働が行われていた。

c 作業時間は1日8時間（食事休憩1時間を含む）を標準とすると定められていた。富山県の通達では「作業時間ハ1日8時間（食事休憩等概ネ1時間ヲ含ム）ヲ標準トスルコト但シ臨時必要アル場合ニハ1月中10日以

内ニ於テ 1 日ニ付 2 時間ノ残業ヲ課スルコトヲ得ル」とされていた。

しかし、被告不二越の勤務態勢は昼勤が午前 8 時から午後 6 時まで、夜勤は午後 8 時から午前 6 時までで、しかも実際には早出や残業が頻繁にあつて、原告らの労働時間は 1 2 時間労働が常態化しており（被告不二越答弁書 5 頁）、幼い原告らに規定の時間をはるかに超える長時間労働が強いられていたことが明らかである。

d 上記文部省通達では「生徒児童ノ配置ハ通勤ヲ原則トス」とされていた。但し、この点は富山県の通達では不二越に配慮したのか「出勤する生徒児童は通勤を建前とす但し受入側に於て宿舍施設等完備する場合に限り教職員付添の上宿泊勤務せしめ得ること」として文部省の通達の基準を大幅に緩和している。

しかし、実際には日本人の低学年女生徒らが宿泊勤務させられることはなく、専ら原告ら朝鮮人女子勤労挺身隊のみが宿泊勤務を強制されたのである。

以上のとおり、原告らに対する取り扱いは、当時の文部省や富山県の通達からしても過酷であり差別的なものであったことが分かる。

エ 帰国後の生活について

日本人女性の場合、勤労働員体験について、戦後になって軍隊慰安婦と混同されるのを恐れて隠し続けるという精神的苦痛や、発覚した場合に軍隊慰安婦だったと誤解され、酷い扱いを受けるという精神的苦痛を生み出すことはなかった。

これに対して、既に戦時中から、朝鮮においては「挺身隊 = 慰安婦」という誤解が広まっており、原告らのうちの多くの者が、このような誤解を避けるために夫や子どもにも女子勤労挺身隊参加の事実を隠し続けるという精神的苦痛や、夫や子どもに発覚した場合に、軍隊慰安婦だったと誤解され、酷い扱いを受けるという精神的苦痛を受け続けた。

オ 小括

このように，原告らに対する強制連行・強制労働は，当時の日本人女性の勤労働員と比較してもはるかに大きな苦痛と過酷な条件での労働を強いる差別的なものであり，戦時の社会状況を理由に合理化できるようなものではない。

(5) 労働者保護立法にも違反していたこと

ア 労働者募集取締令

内務省は，1924年（大正13年）12月に内務省令第36号「労働者募集取締令」を制定した。

「労働者募集取締令」は，「職工，鉱夫，土工夫その他の人夫」の募集と雇用について，労働条件を記載した書面（「就業案内」または「雇用契約書案」）を作成し就業場所所轄地方長官に届け出を行うべきことと（3条），その書面を募集の対象者に交付して「懇示」すべきこと（10条）を基本の柱として定めている。

書面に記載すべき事項は，「雇用主体」（3条1号，募集主は雇用主体でなければならないとされる）と「労働条件」である。労働条件として記載が義務付けられたのは，就業場所（3条2号），短期就労の場合の就労期間（3号），業務（4号），就業時間・休憩時間・休日・夜間作業の条件（5号），賃金（6号），宿舍・食事の費用・往復旅費負担に関する事項（7号），制裁に関する事項（8号），雇用期間・解雇に関する事項（9号），負傷・疾病・死亡の場合の扶助救済（10号）である。労働条件として今日の労使関係で取り上げられている諸点はすべて掲げられている。

また，労働条件に付随する義務として，書面に記載した事項が「事実と相当相違した」場合や「虐待，陵辱」を加えた場合等に，雇い主（「募集主」）において「帰郷のため必要なる措置」を講ずべき義務が特記されている（16条）。

労働者募集取締令は「職工，鉱夫，土工夫その他の人夫」の募集と雇用について規定しているが（２条），これらの労働者の募集に甘言や欺罔的手段がつきまとうこと，募集の際の約束が守られないこと，寮や飯場など密室化した場所に隔離して拘束状況下で暴力的支配により使役する例が多いこと，しかも雇用関係からの離脱が困難化することなどから，国自身がこうした私契約関係の基準化と取締りに乗り出したもので，基準化の柱には契約内容の書面化が据えられている。契約内容を書面化し，それを順守させていくことで虐待や陵辱等の違法行為を未然に防ぎ，労働者の保護を図っていこうというものである。

イ 労働者募集取締令による禁止行為

労働者募集取締令は，禁止し取締りを図るべき違法な行為として，募集に当って「事実を隠蔽し誇大虚偽の言辞を弄し，その他不正の手段を用いること」（１２条２号），「応募を強要すること」（３号），「女子に対し風俗を紊る虞ある行為をなすこと」（４号），「遊興を勧誘しまたはその案内をなすこと」（５号），「濫に応募者の外出，通信もしくは面接を妨げ，その他応募者の自由を拘束しまたは苛酷なる取り扱いをなすこと」（６号），「応募者を保護する者に対し応募者の所在を隠蔽しまたはこれを偽ること」（１０号）等を挙げ，また「未成年者はその法定代理人の承諾あるにあらざれば之を募集することを得ず」と定めている（１３条）。

「就業案内，雇用契約書案その他募集に関し配布すべき文書に虚偽の記載をなしたるとき」および右の１２条，１３条の禁止行為を行ったときには罰則が適用される。

ウ 小括

以上のように，上記労働者募集取締令は，甘言や欺罔手段を用いて労働者を募集しあるいは応募を強要し，保護者の承諾なく未成年者を募集すること，自由を拘束した状況下で使役することが違法であることを，法令上に明記し

た。

しかし、被告国及び被告不二越は、原告らを、甘言や欺罔手段を用いて勧誘し、保護者の承諾なく未成年を募集し、自由を拘束した状況下で使役させており、かかる被告らの行為は労働者募集取締令の基準や禁止行為に違反しており、違法性は極めて高い。

(6) 小括

よって、被告国及び被告不二越らの行為が、国内法上違法であったことは明らかである。

2 国際法上の違法性

(1) 本件強制連行・強制労働のILO29号条約違反

ア ILO29号条約適用の要件たる「強制」の意義

ILO29号条約は、第2条において「本条約ニ於テ『強制労働』ト称スルハ或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務ヲ謂フ」と規定しており、そこでは強制労働の要件として、「処罰ノ脅威」の下に強要されたものであること、任意に申し出たものではないこと、の二つを満たすことが必要とされている。

そして、「処罰ノ脅威」には、刑事罰はもちろんのこと、不利益を被る全ての場合が含まれるとされる（吾郷眞一「国際労働基準法」46頁）。

イ 本件強制連行・強制労働のILO29号条約該当性

(ア) 女子勤労挺身隊に参加した原告らは、欺罔されて日本へ連れてこられた上、厳しい軍隊式の訓練を受け、常に監視された状態に置かれ、外出も一般的に禁止された。また、規則に違反すれば、厳しく叱責され、暴力を受け、食事を与えられず、あるいは正座させられる、などの不利益を被る状況下で、労働させられた。

(イ) 原告らに対する労働強制の重要な契機の一つは、不二越に到着した直後に行われる軍隊式の訓練にある。この訓練は、原告らが不二越に来た時期によ

っても異なるが，数日から約 1 か月にわたり，毎日のように指導者の号令下に軍隊式の行進や体操を繰り返すものであった。

指導者の指示に従わない場合には，原告崔姫順が以下のように述べるとおり，厳しく叱られ，体罰が加えられることもあった。

「ともかく何をするにも軍隊式で，上の人の命令に従わないとひどく叱られました。訓練中にときどき，遠くにいる隊長が手をあげて『集合！』と号令をかけることがあるのですが，そのときはすぐに走って集合しなければならず，集合に遅れると中隊長から平手で頬をぶたれました。私たちはこの中隊長に叱られることがとても怖くて，叱られたときには泣きながら訓練を受けていました。」（甲 B 2 3 - 2 = 原告崔姫順陳述書 7 項）

（ウ）また，原告らは，その労働中，班長等と呼ばれる現場責任者から監視されるほか，職場を巡回する日本人からも監視を受けており，ノルマが達成できなかったときやミスがあると厳しく叱責された。こうした労働中の厳しい叱責や体罰については，原告らの陳述書において以下のように述べられており，多くの原告が記憶している。

「若い日本人女性の班長が見回りに来て，居眠りしないように監視していましたが，幼いのと睡眠不足で，うとうとしたことが何度もありました。歯車に着物の袖が挟まれかけて，びっくりしたこともありました。そういうところを班長に見つかりと，ひどく怖い様子でしかりつけられました。」（甲 B 1 - 2 = 原告李福実陳述書 1 2 項）

「工場では，『伍長』と呼ばれる日本人の男性が監視のために巡回していましたが，居眠りをしたりするとこの伍長さんから厳しくしかりつけられました。」（甲 B 3 - 2 = 訴外張点順陳述書 6 項）

「ノルマを達成することができないと，班長から厳しく叱られました。」（甲 B 6 - 2 = 原告李今順陳述書 4 項）

「仕事が遅いと，早くやれと言われて殴られたり蹴られたりしました。疲

れ過ぎて腰が痛くて倒れたら，班長が来て私を叩きました。お腹は空いて，何度も倒れたりその場に座り込んだりしていたら，『仕事の速さについていけない。』と毎日のように叱られました。私を監督する班長は，年を取った日本人の男性でした。私たちに対して，教官たちが非常に残酷で，とても恐く，毎日泣いて過ごしました。そして，泣いているのがわかると，とても酷い罰（手を挙げた状態で正座させられ，お昼用の三角パンは抜きになりました。罰を受けたときは，とてもひもじい思いをしました。）を受け，気合いを入れられました。…子供なので，仕事が疲れて，居眠りしそうになると，『馬鹿野郎，何を眠るか。』と言われて殴られました。」（甲 B 1 5 - 2 = 原告成順任陳述書 5 項）

「通常の労働時間内にノルマを達成できないと，残業してでも翌日までにノルマ分の仕事をしなければなりませんでした。それができなかった時は，工場長や班長から厳しく叱られました。工場長に叱られた時は，とても怖かったことを覚えています。」（甲 B 1 6 - 2 = 原告金正珠陳述書 4 項）

「工場には 4 0 歳くらいの日本人の監視員がいて，絶えず見張られていました。その日に任された仕事をその日のうちに終えることができなければ，大変叱られました。」（甲 1 7 - 2 = 羅花子陳述書 7 項）

「1日に完了すべき仕事のノルマが決められていて，それを達成しないとひどくしかられました。仕事の監督にはタムラ伍長と呼ばれる日本人の年配の男性が当たっており，仕事が遅れると厳しく私たちをしかりつけるのです。私たちが仕事を間違えたり，仕事のできが悪いときには，木の棒で肩や背中を叩くこともありました。私自身も何度か叩かれました。タムラ伍長は背も高く太っていて，子供の私たちにとっては本当に恐ろしい人でした。」（甲 1 8 - 2 = 原告金啓順陳述書 6 項）

「工場長は工場を歩き回って，私たちの仕事の様子を常に監視しており，このノルマが達成できないと，工場長から厳しく叱られました。」（甲 B

19 - 2 = 原告徐錦南陳述書 4 項 (1))

(エ) また、以下の原告らの陳述書からも明らかなおり、労働中以外の生活の中でも厳しい監視が行われ、外出を初めとする行動の自由は著しく制限され、規則違反に対しては厳しい叱責や体罰が加えられた。

「勝手に外出をした人が罰を受けたという話を当時聞いたことがありました...不二越から出たのは、第3次挺身隊を函館まで迎えに行ったときと、同じ挺身隊の子が入院して亡くなった時に、その子を病院まで迎えに行ったとき、その子のお葬式に参列したときだけです。」(甲B2 - 2 = 原告朴貞淑陳述書 5 項 (5))

「このころからずっと韓国に帰りたと思っていましたが、外出もできないし、監視されていてとても帰ることはできませんでした。いつも監視が厳しくて、幼い私たちはとても怖い思いをしました。噂で不二越から逃げた人がいると聞いたことはありましたが、監視が怖くてとても逃げるような気持ちにはなれませんでした。」(甲B4 - 2 = 原告李慈順陳述書 6 項) 「寮の入口のところに管理室があって、そこに常時3、4人の先生が入っていました。この監視が怖くて、一旦寮に入ったら外出はできませんでした。規則違反をしたため、罰として両手を挙げて長時間廊下に立たされた人もいました。この寮にいるときに、面会のためにお姉さんの旦那さんが寮まで訪ねて来てくれたことがあります。しかし面会は、寮の中の面会室で監視の日本人の先生と一緒にしか許されませんでした。面会ではハングルを使うことができたのですが、結局、苦労しているだろうが我慢しなさいという程度の当たり障りのない話しかできませんでした。後で聞いた話ですが、実はこのときこのお姉さんの旦那さんは私を連れて逃げ出す計画だったのですが、監視が厳しくて断念したそうです。」(同陳述書 9 項)

「不二越での仕事や生活が耐えられなかったのだと思いますが、脱走しよ

うとした人が1人いました。その人はすぐに捕まったのですが、その後は、寮長による監視がとても厳しくなりました。寄宿舍では、常に団体で行動することを強制され、また、寄宿舍の外に出ることは完全に禁止されました。」(甲B7-2=原告全玉南陳述書5項(2))

「このような生活に耐えかねて脱走した人もいるやに聞いています。しかし、私自身はそのようなことをすれば殺されるのではないかと思い、怖くて脱走することを考えることすらできませんでした。舎監の言うことを聞かなかったために棒で叩かれた人もおり、幼心に逆らえばひどい罰を受けるという恐怖を感じていました。」(甲B8-2=原告徐錦蓮陳述書6項)

「舎監の言うことを聞かないと罰を受けました。例えば、夜8時か9時に消灯でその時間に寝なければならなかったのですが、1人でも他の部屋にいたりするとその部屋の全員が廊下に出され、腕を上げたまま何時間も正座させられたのです。…外出がばれても罰を受けました。」(甲B12-2=原告安喜洙陳述書12項(7))

「寮でも工場でも、泣きながら家に帰らせほしいとしゃべっていました。それでうるさいと言われてよく叩かれました。」(甲B15-2=原告成順任陳述書5項)「外出は全くできませんでした。門のところに外出しないように監督する人がいました。いつも誰かの監視の視線を感じるような状態で、工場の廊下にいただけでもどこに行くのかと尋ねられる状態で、勝手に外出などできるはずもありませんでした。寄宿舍にも先生がいて、寮の入口近くには管理室があって、先生が見張っていました。寮では何でも先生の言うとおりにしなければなりませんでした。私は、ある時先生に『勉強もさせてくれ、お金も稼がせてくれ、よく食べられるようにしてくれるといわれて来たのに…。どうしてこんな所に連れてきたのか。』と聞いて質問すると、口答えするといって叱られて、罰を受けました。手を上に挙げたまま廊下に正座させられる罰を受けました。話し声がうるさい

と言われて、友達3、4人で一緒に気合いを入れられたこともありまし
た。」(同陳述書6項)

「工場の門には、必ず日本人の監視の人がいて、また、寄宿舍の中では日
本人の先生が私達を監視していました。」(甲16-2=金正珠陳述書5
項(5))

「私たちの生活は絶えず監視されていました。例えば、工場の門に監視員
がいるのは当然で、仕事でも監視員がおり、トイレに行くときさえも監視
されていました。」(甲B17-2羅花子陳述書8項)

「寄宿舍からの外出は禁止されており、万が一、勝手に外出して会社に見
つかると、棒で殴られるので、私は、外に出ようとは思いませんでした。
まして、寄宿舍を脱走して朝鮮(韓国)に帰国することなど、考えること
もできませんでした。」(甲B19-2=原告徐錦南陳述書5項(4))

「寝る時間や起床時間、工場に行き、また帰る時間など、決められた規則
を守らないとひどく怒られました。病院に行くときでも工場の正門で出入
りの時間をチェックされました。外出して戻ってくる時間を守らない人が
いて、この人たちは罰を受けていました。また、工場の門のところには門
番がいて、通る人を監視していました。」(甲B23-2=原告崔姫順陳
述書11項)「1945年3月ころ、みそ汁にご飯を入れて食べてはいけ
ないと言われていたのにそれを守らなかったために罰を受けました。不二
越では食事中も監督が巡回しており、その監督に見つかったのです。この
時は食事の間1時間ぐらい食堂の外で立たされていました。こんな生活で
すから、友達同士では韓国に早く帰りたいと話合っていました。先生
には怖くて言うことができませんでした。」(同陳述書12項)

(オ)女子勤労挺身隊に参加した原告らが幼い少女であったこと、家族と引き離
されて衣食住の生活の全てを被告らによって管理される状況下にあったこと
及び当時朝鮮が日本による植民地支配下にあったこと等の事情に鑑みれば、

原告らが曝された不利益の脅威は、原告らの抵抗を不能にするに足るものであることは明らかであり、本件においては「処罰ノ脅威」の下での強要の要件は十分満たされている。

(カ) また、原告らは日本人教師や地方公務員らからの欺罔や強制によって女子勤労挺身隊に参加したものであり、原告らの労働が任意に申し出たものでないことも明らかである。

よって、原告らの受けた強制労働が、ILO 29号条約2条によって定義され同1条によって禁止されている強制労働に当たることは明らかである。

(2) 奴隷禁止に関する条約

ア 奴隷禁止条約

1924年、国際連盟理事会は、暫定奴隷委員会を設置し、1926年に奴隷禁止条約が採択された。

奴隷禁止条約は、「奴隷制度」を「その者に対して所有権に伴う一部又は全部の権能が行使される個人の地位又は状態」と定義している(1条)。

そして、締結国はあらゆる形態の奴隷制度の完全な廃止を漸進的におよびできる限り速やかに実現する義務を負った(2条)。

被告国は、1926年の奴隷禁止条約を批准してはいなかったが、原告らが被告らに強制連行された1944年当時は、既に国際慣習法になっていた。

イ サン・ジェルマン・アン・レイ条約

仮に、1944年当時、奴隷禁止条約が国際慣習法になっていなかったとしても、被告国は、「1885年2月26日のベルリン一般議定書、及び1890年7月2日のブリュッセル宣言の改正に関する条約(いわゆるサン・ジェルマン・アン・レイ条約)を1922年4月6日に批准している。上記奴隷条約の前文には「サン・ジェルマン・アン・レイ条約の署名国は、あらゆる形態の奴隷制度並びに陸上及び海上による奴隷取引の完全な禁止を確保

する意思を確認した」とある。

それゆえ、サン・ジェルマン・アン・レイ条約に批准した被告国は、あらゆる形態の奴隷制度並びに奴隷取引を完全に禁止する国際法上の義務を負っていた。

ウ 本件強制労働・強制連行の違法性

前述のとおり、被告らは、原告らに対し、賃金を与えず、舎監や工場でも身体的自由を与えずに工場で働かせており、原告らが奴隷としての扱いを受けたことは明らかである。

したがって、被告らの行為は、奴隷禁止条約及びサン・ジェルマン・アン・レイ条約に違反する不法行為である。

(3) ILO 5号条約，同59号条約

ア 1919年に第1回ILO総会が採択したILO 5号条約は、工場に使用しうる児童の最低年齢を14歳と定め、1937年にこれを改正したILO 59号条約では、児童の最低年齢を15歳に引き上げた。

しかしながら、これらの各条約には日本に関する例外規定があり、そこでは最低年齢はそれぞれ12歳及び14歳とされていた。

イ 本件強制労働・強制連行の違法性

原告らの多くは、満14歳に満たない者であり、かかる少女らを朝鮮から連行し、工場に労働させた被告らの行為は、ILO 59号条約に違反する点でもその違法性は明らかである。

(4) 小括

よって、被告国及び被告不二越らの行為が、国際法上も違法であったことは明らかである。

第3 損害及び因果関係

1 以上に述べたことから、被告らの行為が、国内法及び国際法に違反する違法行為であったことは明らかである。

したがって、かかる違法行為を一体となつて行った被告らは、原告らに対し、連帯して、違法行為と相当因果関係を有する損害について損害賠償の義務を負う。

2 被告らは、幼い原告らに対して、虚偽の説明を行つて、女子勤労挺身隊に勧誘し、あるいは、両親の反対を押し切つて、原告らを不二越まで強制的に連行した。

そして、不二越においては、軍隊式の訓練への従事を強制し、日本人の上司らに対する絶対服従を強制した。また、鉄条網に囲まれ、日本人による監視下におかれた宿舎に原告らを押し込め、暖房設備もなくかつ1人1畳という広さしかない部屋での生活を強制し、外出を厳しく制限し、家族宛の手紙を検閲し、あるいは手紙を出すこと自体を禁止し、原告らが持参した金員を強制的に巻き上げて管理するなどして、監禁同様の扱いをした。さらに、育ち盛りの原告らに極めて少ない量の食事しか与えず、入浴や洗濯の機会も十分に与えず、不衛生で不健康な生活を強制した。

原告らに、安全教育や訓練をほとんどしないまま、工場において、大人でさえ困難な作業に従事させ、しかも、過労死しかねないほどの長時間労働を強制した。そして、労働災害により負傷したり病気になったりした者に十分な医療を施さず、その治癒を待たずに労働を強制し、原告らの肉体や健康を侵害した。その上、原告らに対し、何らの相当な対価も支払わず、支払いを求めた者に対しては、帰国時に渡すという虚偽を述べるなどして、いわば奴隷労働を強制した。

日本が敗退を続け、空襲警報が頻繁に鳴るようになっても、原告らを安全な場所に疎開させず、原告らの生命を危険にさらした。

その上、原告らは、戦後も、女子勤労挺身隊に参加した過去を隠さねばならず、あるいは、夫や家族に発覚して、軍隊慰安婦であったと誤解されるなどして、心の傷を抱えたまま困難な生活を強いられた。

以上に述べたような原告らの被った心身の苦痛は筆舌に尽くしがたいものであり、その苦痛を慰謝するには、少なくとも各自金500万円以上が必要である。

第4 求められる救済内容

1 「日本の協力者」としての社会的評価

戦後、帰国した原告らは、騙されて日本の侵略戦争遂行に協力させられ大変な苦勞をさせられたという屈辱的な思いとともに、侵略者日本の協力者として「売国奴」扱いされる恐怖の中で、女子勤勞挺身隊に参加した事実自体を誰にも話すことができず、胸に秘めてきた。

「解放となった後は、売国奴として非難を受けやしないかと、日本に行ったことを隠して、用心深く暮らしました。」（原告番号2 朴貞淑）「日本に同調した人間だとされて、非難されると思い、言いたいこともいえず暮らしたことが口惜しく、謝罪してもらわねばならない」（原告番号10 朴道一）など、多くの者が、晴れて念願の祖国の土を踏むことができた後も、祖国への裏切り者扱いされる恐怖におののかねばならなかった無念を、先行訴訟に向けた準備調査の中で赤裸々に語っている。

2 「軍隊慰安婦」との混同の社会的広まり

とりわけ、当時少女であった原告ら「女子勤勞挺身隊」として不二越に強制連行された被害者らは、韓国内において、「挺身」という言葉自体が性的な意味で身体を捧げることと誤解されたことにより、女子勤勞挺身隊と軍隊慰安婦を混同する誤解が広まっていたために、帰国後も、計り知れない精神的苦痛を味わった。

女子勤勞挺身隊と軍隊慰安婦とを混同する誤解については、1944年6月に朝鮮総督府が作成して閣議に提出したといわれる「官制改正説明資料」には「未婚女子ノ徴用ハ必至ニシテ中ニハ此等ヲ慰安婦トナスガ如キ荒唐無稽ナル流言巷間ニ伝ハリ此等悪質ナル流言ト相俟ツテ勞務事情ハ今後益々困難

二赴クモノト予想セラル」とあることから明らかなとおり、すでに戦時中から朝鮮において女子勤労挺身隊と軍隊慰安婦との混同が広まっていた。

また、韓国国内において、女子勤労挺身隊と軍隊慰安婦との混同が普通の人々の間にまで広まっていることは、韓国国内において使用されている多数の辞書において、「挺身隊」が「慰安婦」を意味する言葉として解説されていることから明らかなである（甲A77）。

そして、原告ら自身は、上記のような女子勤労挺身隊と軍隊慰安婦との混同が普通の人々の間にまで広まっていたことにより、以下のとおり、人生さえも狂わされた。

「韓国では『慰安婦』と挺身隊の区別がないので、夫以外に話したことはなく、子供にも話していません。話したら大変なことになるのです。」（原告番号8徐錦蓮）、「夫には1999年の新聞に出た時に初めて挺身隊のことを話しました。」（原告番号11羅賛徳）、「23歳の時、夫が女子勤労挺身隊のことをラジオで聞いて、『お前も慰安婦だったんだろう。汚い女だ。』と言って、私に暴力を振るうようになりました」（原告番号15成順任）、「千辛万苦の果て、私は帰国し結婚しましたが、夫はどうして知ったのか、『淫らな女』と言いながら、私をひどく蔑視するばかりでなく、別の女性を得て、今でもその女性と生活し、私を自由にさせず虐待しています。現在も夫は私のことを『慰安婦』だと思っていたおりいくら説明しようとしても頭から聞こうとしません。息子までも夫と同じように私の過去をよく思っていない。」（原告番号17羅花子）「当時、日本に渡ったらみんな『慰安婦』になると言われており、私は、女子勤労挺身隊として愛国のために働いたことを周囲の人間に話すことができなかつたことも、ずっと心の重荷となっていました。」（原告番号22朴順福）。

これら、訴訟に向けた準備調査の過程で語られた原告らの想像を絶する苦悶の言葉は、現在も原告らの名誉回復が喫緊の課題であることを示している。

3 小括

以上のとおり，本件においては原告らの名誉回復が是非とも必要であり，そのためには原告らが騙されて日本に連行された上，過酷な労働強いられた被害者であり，責任は被告らにあることを，謝罪広告の形で明らかにすることが不可欠である。

第5 まとめ

以上に述べたとおり，被告国及び被告不二越が一体となって行った原告らに対する行為は，極めて違法性の強い行為であり，共同不法行為に該当するのであるから，被告らは，前記のとおり原告らの精神的苦痛に対する損害を賠償する義務を負っており，また，謝罪広告をすべき義務がある。

また，女子勤労挺身隊の強制連行・強制労働は，幼い少女らを拉致・誘拐したに等しく違法性が強い点においても，また，被害者の中に挺身隊に参加した事実が家族に発覚したために家庭生活が破綻した者がいるなど，多くの者が戦後も精神的な不安と苦痛を味わい続けているという被害の深刻さにおいても，その法的救済の必要性は明らかである。

第5章 債務不履行責任（安全配慮義務違反）

第1 安全配慮義務を否定する被告国の主張の概要

被告国の第2準備書面及び同準備書面において被告国が援用する戦後補償関係の裁判例において，国による安全配慮義務を否定する理由とされている点についての批判は，既に原告第15準備書面において詳論したとおりである。

安全配慮義務を否定する被告国の主張は，概略

安全配慮義務の基礎として当事者間に雇用契約ないしこれに準ずる法律関係が必要であり，「準ずる法律関係」といえるには双方が忠実義務を負う関係にある必要があるところ，強制労働の当事者間の関係は一方的な権力的事実行為によって設定されたものであってそのような関係（契約的接触）とは

いえない，

強制連行被害者らの就労は，就労場所である企業の支配管理下でなされたものであって，当事者間に安全配慮義務成立に必要な直接具体的な労務の支配管理性が存在しない，

原告らの主張においては被告国のとるべき具体的な措置の内容が明らかにされているとはいえない

というものであった。

これらの被告国の論拠については既に原告第 15 準備書面で詳論したところであるが，以下に改めて原告の主張をまとめると共に若干敷衍して論じる。

第 2 被告国の主張の誤り

1 安全配慮義務の要件としての「特別な社会的接触の関係」について

(1) 特別な双務的・相互的关系は文献上も必要とされていないこと

被告国が上記主張の根拠として引用する，宮本健蔵「安全配慮義務と契約責任の拡張」及び柴田保孝・最高裁判所判例解説民事篇昭和 50 年度が指摘する安全配慮義務の当事者間の双務的关系とは，使用者側が労働者から忠誠を要求する対価として安全配慮義務を負う関係にあることを示すに過ぎないのであって，上記宮本も柴田も，それ以上に安全配慮義務を生ぜしめる要件として特別な双務的ないし相互的关系が必要だと述べているのではない。

(2) 一方的権力的関係である刑務所労働においても安全配慮義務は生じうるとされていること

また，安全配慮義務が対等な当事者間の契約又はそれに準じる関係からしか生ぜず，一方的権力的な関係からは生じないかのごとき被告国の主張については，判例上も，刑務所における労働関係によっても安全配慮義務が成立することを前提としていると思われるものが存在する。すなわち，刑務所において労働災害が生じ国に対する損害賠償請求訴訟が提起された場合について，国の責任を否定した判例の中には，安全配慮義務が刑務所労働について

も認められ得ることを前提に具体的状況においてこれを否定したものが複数存在するのである（大阪高裁平成4年10月30日判決訟月39巻8号1419頁，横浜地裁昭和63年5月25日判決判タ682号110頁）。

このうち横浜地裁昭和63年5月25日判決は，原告が国家賠償法1条の外予備的に安全配慮義務違反に基づく損害賠償を請求したのに対し，「被告は，矯正施設である刑務所を設置，管理，運営するものとして受刑者に課す刑務作業に関しその安全性に配慮する義務があるというべきであると解されるが，その具体的な義務内容は，刑務作業の内容，危険性の程度，作業者の経験，知識，熟練度等といった具体的事情により決定されるものである。」と判示し，結論において安全配慮義務違反は否定したものの刑務所労働においても安全配慮義務が生じることを明確に認めている。

（3）最高裁昭和50年・59年判決は「特別な社会的接触の関係」を契約的接触関係に限定する趣旨ではないこと

そもそも，最高裁昭和50年判決や昭和59年判決は，それぞれ「公務員が前記の義務（引用者注：職務専念義務，上司の命令に従う義務）を安んじて誠実に履行するためには，国が，公務員に対し安全配慮義務を負い，これを尽くすことが必要不可欠であり」とか「労働者は，使用者の指定した場所に配置され，使用者の供給する設備，器具等を用いて労務の提供を行うものであるから使用者は...労働者の声明及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務...を負っている」と述べているのであり，上記両判決によれば，安全配慮義務を生ぜしめる「特別な社会的接触の関係」とは，使用者が労働者に対してその指揮・監督のもとに使用者が提供する設備や器具等を用いた労務を提供させ，他方で労働者がそのような指揮・監督下でそのような使用者提供の設備や器具等を用いた労務を提供せざるを得ない関係にあることをいうと解されるのであり（松本克美「強制連行・強制労働と安全配慮義務（二・完） 合意なき労働関係における債務不履行責任成立の可否」立命館

法学2000年第5号1882頁)、契約的接触関係がある場合に限定されてはいない。

この場合使用者は、使用者自らが自らの意思で上記のような関係に労働者を置き、労務の提供を求めている以上、労働者の安全に配慮する義務を信義則上負うと解するのが公平である、という根拠により安全配慮義務を負うのであって(松本前掲1884頁参照)、上記のような「労使」の関係が、契約的接触関係により生じたか、使用者の一方的意思により設定されたかは問題とならないのである。

したがって、安全配慮義務の要件としての「特別な社会的接触の関係」を契約的接触関係に限定する被告国の主張は、安全配慮義務に関する最高裁判例の趣旨を曲解し理論的な誤りを犯すものである。

(4) 強制労働を貸すものが安全配慮義務を負うことは信義則上当然であること

そして、そもそも、奴隷労働及びそれに近接する強制労働こそは、使用者が被用者に忠誠を要求する関係の典型であって、かかる関係からして使用者が被用者に対して安全配慮義務を負うことは当然である。かかる関係において使用者の被用者に対する安全配慮義務を否定する被告国の主張は、まさに前近代的な劣悪な環境における奴隷労働を肯定するに等しいものであって、現代の人権理念に照らして到底許容できるものではないのである。

したがって、上記被告国の主張には何らの根拠もない。

(5) 強制労働条約上も国家の安全配慮義務が規定されていること

ア 以上により強制連行・強制労働により被告国が自ら設定した労務提供関係において安全配慮義務を負うべきことは明らかであるが、さらに強制労働条約が以下のように規定している点は、強制労働においても使用者が労働者の安全に配慮すべきことが国際社会の共通認識(法的確信)であり国際社会の条理となっていたことを示すものであり、また被告国自身も同条約において強制労働を行う際には労働者の安全に配慮することを約束した

のであるから，この点からも被告国は労働者である原告らとの関係でも信義則上の安全配慮義務を免れないというべきである（松本前掲 1893 頁参照）。

強制労働条約第 16 条

- 1 特殊ノ必要ノ場合ノ外強制労働ガ強要セラルル者ハ食物及氣候ガ其ノ慣レタルモノト著シク異ルガ為其ノ健康ヲ害スルガ如キ地方ニ移送セラレザルベシ
- 2 如何ナル場合ニ於テモ右労働者ノ移送ハ右労働者ヲ其ノ状態ニ適合セシメ且其ノ健康ヲ保障スル為必要ナル衛生及宿泊ニ関スル一切ノ措置ガ厳格ニ施サレ得ルニ非ザレバ許可セラルルコトヲ得ズ
- 3 右移送ガ避ケ得ラレザル場合ニハ権限アル医師ノ勸告ニ基キ食物及氣候ノ新シキ状態ニ漸次慣レシムル措置ヲ執ルベシ
- 4 右労働者ガ其ノ慣レザル規則正シキ労働ヲ為スコトヲ要求セラルル場合ニ於テハ其ノ規則正シキ労働ニ慣ルルコトヲ確保スル為特ニ漸進的訓練，労働時間，休憩時間ノ設定及必要ナルコトアルベキ食物ノ増加又ハ改善ニ関シ措置ヲ執ルベシ

第 17 条

労働者ガ労務場所ニ長期間留ルコトヲ必要ナラシムル建設又ハ保存ノ事業ノ為強制労働ヲ使用スルコトヲ許可スルニ先チ権限アル機関ハ左記ヲ確ムベシ

- (1) 労働者ノ健康ヲ保障シ且必要ナル医療ヲ確保スル為一切ノ必要ナル措置ガ執ララルルコト就中(a)労働者ガ労務開始ニ先チ及労務期間中一定ノ期間毎ニ医学的検査ヲ受クルコト(b)一切ノ要求ニ応ズル為必要ナル薬局，病舎，病院及設備ト共ニ充分ナル医員ガ存在スルコト及(c)労務場所ノ衛生状態並ニ飲料水，食糧，燃料，炊事道具及必要アル場合ノ住居及被服ノ供給ガ満足ナルコト

- (2) 労働者ノ生計ヲ確保スル為特ニ，労働者ノ要求ニ基キ又ハ其ノ同意ヲ得テ安全ナル方法ヲ以テ賃銀ノ一部ヲ家族ニ送付スルコトヲ容易ナラシムコトニ依リ右生計ヲ確保スル為一定ノ措置ヲ執ルコト
- (3) 労働者ガ労務場所ニ往復スル旅行ハ行政庁ノ費用ヲ以テ且其ノ責任ノ下ニ為サルベク右行政庁ハ利用シ得ベキ一切ノ運送方法ヲ最完全ニ使用スルコトニ依リ右旅行ヲ容易ナラシムベキコト
- (4) 一定期間ノ労働不能ヲ生ゼシムル疾病又ハ災害ノ場合ニ於テハ労働者ガ行政庁ノ費用ヲ以テ送還セラルルコト
- (5) 労働者ニシテ其ノ強制労働ノ期間満了ノ際任意労働者トシテ留ルコトヲ欲スルコトアルベキモノガ其ノ無料ニテ送還セラルルノ権利ヲ2年間喪失スルコトナクシテ之ヲ許可セラルルコト

イ 以上の諸規定は，以下の点において当然本件強制労働における被告国の負う安全配慮義務の根拠となるものである。

- (ア) 上記第16条は，労働者が「食物及氣候ガ其ノ慣レタルモノト著シク異ルガ為其ノ健康ヲ害スルガ如キ地方ニ」移送される場合に特別の配慮を要求するものであるが（1項），原告らが体験した食物等の環境の変化は極めて大きなものであり，また現にそのために原告らの多くが健康を害し様々な疾病に罹患したことからかかる特別な配慮が必要な状態であったことは明らかである。

さらに，そもそも強制労働条約は18歳～45歳の強壯な男子を対象とする場合にのみ強制労働を許容するものではあるが，より体力において劣る若い少女が条約に違反して強制労働の対象とされた場合には，より一層の安全 配慮が求められることは条約の趣旨からして当然である。

- (イ) また，第17条は，「長期間留ルコトヲ必要ナラシムル建設又ハ保存ノ事業ノ為強制労働ヲ使用スル」場合の規定であるが，ここにいう長期間とは条約が許容する強制労働の上限6か月をいうのである。

原告らは上記 6 か月の期間を超えて労働させられることが予定されており、実際に 6 か月を超えて労働したものが多いためであって、このことに原告らがそもそも強制労働の対象として予定されていない幼い少女らであったことを加味すれば、上記第 17 条の趣旨からして、原告らの安全について手厚い配慮をすべき義務が被告国が負うことは当然である。

2 使用従属関係について

- (1) 被告国は、被告国と原告らとの間には直接的な指揮監督、支配管理の下で労務を提供する使用従属関係が存在しないと主張するが、被告不二越が日本の軍需産業の中核を担う会社であり「軍管理工場」「軍需工場」の指定を受け、軍の指示・協力のもとに経営されていたこと、被告国が強制連行を被告不二越と一体となって推し進めたこと、被告不二越への引率、工場内での監視、拘束も被告らの共同によるものであること、被告不二越の賃金不払いに被告国も関与していたこと、等については、訴えの変更申立書 9 頁～13 頁において詳論したところである。

以上から被告国が被告不二越と一体となって原告らに労働を強制したことは明らかであって、そのことによって大きな利益を受けながら、安全配慮義務のみ免れようとする被告国の主張は極めて身勝手なものである。

- (2) 強制労働条約上も、第 16 条、第 17 条の義務の履行の責任を最終的に負うのが国であることは明らかであり、強制労働についての安全配慮義務は強制労働を行う国家の責任であることはこの点からも明らかである。
- (3) なお、立命館大学法学部教授松本克美も、「強制労働関係は、国の意思的関与だけでは成立せず、使用者たる各企業の意思的関与なしには成立しなかったものであり、また、強制労働者に対する安全配慮は、労働条件を大枠で規定する国と、労働条件を直接に支配する使用者との協議によって初めて達成されるものであり、したがって、国と使用者たる各企業は強制労働関係上の信義則に基づき、強制労働者に対して連帯して安全配慮義務を負うと解すこと

ができるし、また、そう解さなければ安全配慮の実効性がないことになる」と述べており（松本前掲 1895 頁）、強制労働においては国と使用者とが連帯して安全配慮義務を負うべきことを指摘している。

3 安全配慮義務の内容及び違反について

安全配慮義務の具体的内容及び被告らによる違反については、訴えの変更申立書 13、14 頁で述べたとおりであって、原告らにはできる限り安全配慮義務の内容を具体的に主張している。被告国は、個々の労働者ごとに個別に主張せよとか、当時の社会情勢、技術水準等に照らしてどの程度の水準が最低限度だったか明らかにせよ、原告らが訴えの変更申立書 13 頁で主張する安全配慮義務の内容は、およそ他人を使用して労働させる以上配慮すべき最低限のものを指摘しているのであって、個々の労働者の事情や、当時の社会情勢、技術水準といったものに左右される性格のものではない。

第 3 まとめ

したがって、安全配慮義務に関する上記被告国の主張は、いずれも失当であり、被告らが原告らに対して安全配慮義務違反に基づく損害賠償義務を負うことは明らかである。

第 6 章 国際法に基づく請求について

第 1 条約の国内直接適用の要件

1 国際法と国内法の関係（条約の国内的効力）

国際法と国内法の関係については、これを国際法レベルの関係と国内法レベルの関係に分けて考察されることが多く、国内法レベルで国際法にどのような効力を与えるかは、各国の国内法、とくに憲法の定めるところとなっている。そして、各国の憲法は、国際法を一般的に国内法として受容しその効力を認めている一般的受容方式と、国際法の内容を国内法に変型することを要する変型方式とに分けられる（甲 A 8 1 = 松井芳郎他「国際法〔第 4 版〕」17 頁ないし 22 頁、甲 A 7 6 = 五十嵐意見書 5 頁）。従って、国内

法レベルでどのような効力を与えるかは、各国の国内法、特に憲法の定めるところによるのである（甲A76 = 五十嵐意見書5頁）。

この点、わが国においては、憲法98条2項が一般的受容方式を採用しており、国際法はそのままの形で国内法としての効力を有する（甲A53 = 岩沢論文28～32頁、甲A76 = 五十嵐意見書5頁等）。

2 条約の国内直接適用可能性の要件

(1) 被告国の主張

そこで、条約がそのまま国内的効力をもつとして、それが裁判規範として直接適用可能かどうか、その要件如何が問題となる。

この点、被告国は、「条約が国内法としての効力をもつとしても、それだけ直ちに裁判所等の国家機関がこれを具体的請求権等の根拠法規として適用できるわけではない」と主張する。

すなわち、被告国は、「条約の内容が私人相互間又は私人と国家間の法律関係に適用可能なものとして裁判所等の国家機関を拘束するためには、原則として、…国内措置による補完が必要であり、現にそのような国内法が多数制定されている。例外的に条約の規定がそのままの形で国内法として直接適用可能である場合があり得るとしても、いかなる規定がこれに該当するかは、当該条約の個々の規定の目的、内容及び文言並びに関連する諸法規の内容等を勘案しながら、具体的場合に依じて判断されなければならない。そして、この判断にあたっては、第1に『主観的要件』として、私人の権利義務を定め、直接に国内裁判所で適用可能な内容のものにするという締約国の意思が確認できること、第2に『客観的要件』として、私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を具体化する法令を待つまでもなく、国内での直接適用が可能であることなどが挙げられる。これらの要件を考慮して、条約の自動執行的効力の有無を認定することとなる」と主張する（平成15年7月2日付答弁書47頁ないし48頁）。

しかしながら、以下に述べるように、このような国の主張は現在の国際法学説の通説からは到底容認されない誤った主張である。

(2) 被告国の主張する主観的要件は全く必要がないこと

ア 被告国は、前述のように、条約の国内直接適用可能性の要件として、「私人の権利義務を定め、直接に国内裁判所で適用可能な内容のものにする」という締約国の意思が確認できること」という主観的要件が必要であることを主張するが、かかる主張は明らかに誤りである。

すなわち、被告国の主張する主観的要件は、本来、欧州共同体条約に関する「直接適用可能性」の問題として議論されてきたものである。そしてこの「直接適用可能性」の問題は、超国家的性格をもった欧州共同体が独自の法制度を創設し、各国の裁判所が共同体条約を適用することを国際法上義務づけられるかという問題であって（原告第9準備書面1頁で整理したところの「条約の国内直接適用義務」の問題）、特定の条約規定が特定の国の国内裁判所で裁判規範となりうるかという問題とはもともと関係がないものである。

イ 主観的要件を要求する被告の国の主張が現在の国際法学説の通説からも受け入れられていない全く誤った主張であり、主観的要件といったものは全く必要のないものであることについては、本件訴訟において、五十嵐証人がその証言及び意見書等によって、次のように明かにしている。

すなわち、本来、「『直接適用可能性』は、もともと欧州共同体設立条約に関連して問題とされたように、一般の国際機構とは異なる『超国家性』を備えた欧州共同体が、独自の法制度を創設し、各国の裁判所が共同体条約を適用することを国際法上義務づけられる、という問題であって、特定の規範がいずれかの国の裁判所で裁判規範たりうるかどうかを判断する基準として創り出されたものではない。わが国の裁判所でしばしば問題とされる条約の『主観的要件』および『客観的要件』は、この『直接適用

可能性』について問題とされてきたものであり，わが国において『国内法化』された国際法に関連して提起されるのは極めて不適切であるといわなければならない。」のである（甲A76 = 五十嵐意見書6頁）。

- ウ そもそも，わが国において国際条約の国内直接適用の要件として主観的要件を要求する学説は，ダンツィヒ事件で常設国際司法裁判所の判決が条約は原則個人に権利を付与しないとしつつ，締約国の意思が認められる場合を例外としたことを根拠とするものであるが，この判決は，人権条約のような多数国間条約についての判例ではなく，ダンツィヒ自由都市とポーランドとの2国間条約をめぐる事件についての判決であって，多数国間条約の適用についてそのまま当てはめられる議論でないことは明らかである。
- エ また，様々な法制度を持つ多数の国の間で締結される多国間条約においてはあらゆる締約国内で適用可能な内容の条約を結ぶことはそもそも極めて困難である。

五十嵐証人も指摘するように，条約の国内適用上の制度が異なる多数の国が締約国となる多数国間条約においては，各締約国がどのようにして条約を実施するのか（条約の直接適用によるのか，立法措置に寄るのか）については各国の制度との関係に委ねられているのであって，締約国の意思としては，どのような方法であれ結果として条約が実施されることを目的にしているのである（証人五十嵐正博7頁）。

したがって，このような多数国間条約において締約国間に国内直接適用を可能とする意思（主観的要件）が確認されない限り条約を各国内で直接適用できない，などとする被告国の主張自体が，締約国の意思に反する誤った主張であることは火を見るより明らかといえる。

- オ 主観的要件が不要であることについては，上記の五十嵐証人の指摘から明かであるが，以下のように，現在の国際法学説の通説ともなっているのである。

(ア) 前「旧ユーゴ国際刑事裁判所」所長であったイタリアの著名な国際法学者であるカッセーゼは、欧米及び日本の多くの大学で国際法の教科書として使用されている著書「国際法 第2版」において、非自動執行規定を含む条約を「それらが執行されるために追加的な国内立法により補完されることが必要であるがゆえに、国内法体系において直接適用されえない諸規定」と定義し、それ以上のいかなる要件も付け加えておらず、主観的要件などは全く問題としていない(証人五十嵐正博8, 9頁, 甲A76 = 五十嵐意見書7頁)。

(イ) また、加藤信行北海学園大学教授も「わが国についていえば、内容が明確かつ具体的で国家の裁量の余地がない条約(規定)は、原則として直接適用できる憲法体制になって」と述べて、主観的要件を国内直接適用可能性の要件としていない(杉原高嶺ほか「現代国際法講義(第3版)」233頁)。

岩沢雄司東京大学大学院総合文化研究所教授も、「条約が自動執行的であるかどうかは当事国の意思によって決まり、したがってそれは条約の解釈問題であり国際法の問題だという説が従来は有力だった。しかし、条約が自動執行的であると当事国が意図することはほとんどなく、当事国の意図を探求するのはあまり意味がない。」(甲A95 国際法学会編「国際関係法辞典」437頁)、「条約が直接適用可能であるためには当事国がそう意図したことが必要であるという見解は、条約のほとんどが2国間条約であった時代には妥当であったかもしれないが、少なくとも多数国間条約が多くなってきた現代では妥当でなくなっているように思われる。」(甲A53 岩沢雄司「条約の国内適用可能性」〔以下「岩沢論文」という。〕299頁。小寺彰・岩沢雄司、森田章夫編「講義国際法」108頁)と述べ、主観的要件は条約の国内直接適用の要件として必要ではないことを指摘している。

さらに、「判例国際法第2版」124頁(甲A93)も、ダンチツヒ裁判所の管轄権事件の解説において、「…この意見は、条約の自動執行性の概念またはその判定基準を示すものとして参照される。国内の裁判所による適用・執行可能な権利義務の創設を当事国が意図した条約(規定)が自動執行的な条約(規定)であり、また、国内裁判所における自動執行性の有無は当事国の意思によるというのである。しかし、この種の積極的意思が明確に表明され、確認されることはあまりなく、自動執行性の判定基準としては問題がある。」と述べている。

(ウ) このように、主観的要件が条約の国内直接適用の要件とはならないものであることは現在の国際法学説の通説となっているのである。

被告国が主張するような主観的要件といったものは、何ら条約の国内直接適用可能性の要件となるものでないことは、現在の国際法学説からは明らかである。

(エ) また、従来の国際法関連の国内判例について、五十嵐証人が網羅的に検討した結果によっても、戦後補償訴訟を除く訴訟においては何ら主観的要件を問題とすることなく国際法が直接適用されており、五十嵐教授はシベリア抑留訴訟をはじめのする戦後補償関係の裁判でのみ主観的要件が問題とされることを、「非常に奇妙な状況」として批判している。

以上、いずれの点においても、条約の国内直接適用可能性の判断において主観的要件を問題とする必要がないことは明らかである。

(3) 被告国の主張する客観的要件について

ア 被告国は、条約の国内直接適用可能性の要件として、すでに述べた主観的要件のほかに、「『客観的要件』として、私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を具体化する法令を待つまでもなく、国内での直接適用が可能であること」を主張する(平成15年7月2日付答弁書47頁ないし48頁)。

従来，条約の国内直接適用可能性の要件としての客観的要件については，「狭義の明確性」と「完全性」の要件に区分されてきた。

すなわち，「条約の規定は直接適用されるためには『明確』でなければならないということには，厳密に言えば，二つの意味があると言えるように思われる。第一に，条約の規定は，狭い意味で『明確』でなければならないということである。一般的抽象的な概念を含んでいる条約規定は，直接適用されえない。また，一般的抽象的原則，単なるプログラムを定めるにすぎない条約規定も，直接適用されえない。」（甲 A 5 3 = 岩沢論文 3 1 1 頁），また，「条約規定は直接適用されるためには『明確』でなければならないということの第二の意味は，条約の規定は『完全』でなければならないということである。」とされ（甲 A 5 3 = 岩沢論文 3 1 3 頁），客観的要件は「狭義の明確性」と「完全性」の要件に区分されてきた。

イ 狭義の明確性について

- （ア）まず，狭義の明確性の要件は，権力分立の原則並びに法的安定性，信頼保護又はデュー・プロセスの原則から導かれる要件であり，一般的抽象的な概念を含んでいる規定や抽象的原則，単なるプログラム規定の直接適用可能性を否定するものである（甲 A 5 3 = 岩沢論文 3 1 1 頁）。
- （イ）しかしながら，個々の国によって，直接適用可能とされる狭義の明確性の程度は異なり（甲 A 5 3 = 岩沢論文 3 1 2 頁，甲 A 9 5 の 4 3 8 頁左段 2 0 ないし 2 1 行目），「条約規定が直接適用されるのに十分明確であるかの判断は，国によって異なりうるといえよう。司法府や行政府に広い法の適用権限が認められており，かなり一般的抽象的な国内法も直接適用されている国では，かなり一般的抽象的な条約規定が直接適用されるのに十分明確であるとみなされるかも知れない。」と言われている（甲 A 5 3 = 岩沢論文 3 1 2 頁）。

この点，わが国においては，従来，裁判所は，権利侵害の救済規定につ

いては立法府の裁量を厳しく制限し、『私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる』と定めた憲法 29 条 3 項について何ら具体化立法の存在を要求することなく直接適用を認めてきたのであるから、条約についてのみ徒に過度の明確性を要求する必要は何らない。

従って、この狭義の明確性については、憲法以下の国内法と同程度に明確であれば足りるのであって、条約についてのみ、ことさらに国内法にも要求されないような厳格性が要求することは、条約の誠実な遵守を求める憲法 98 条 2 項の趣旨に照らして到底許されない解釈態度であるといえる。

(ウ) しかも、五十嵐教授も指摘するように、国際人権条約においては、適用される、あるいは達成されるべき国際的基準を条約自体の中に規定しているのであるから、もともと立法府の裁量は当然小さくなるのであり(証人五十嵐正博 13 頁)、この点からも、条約の明確性を過度に問題にして条約の直接適用を躊躇する解釈態度は誤りといえる。

ウ 完全性について

次に、完全性について言えば、従来、条約の執行に必要な機関や手続について定めていない条約は完全性を欠き直接適用できないものとされてきた。例えば、「司法共助の囑託は、囑託国の領事館により、受託国の指定する当局...に転達される」と定める民事訴訟手続条約 9 条の場合、「当局」が指定されない限り執行は不可能であるのでそのままでは直接適用可能ではないとされるのである(甲 A 5 3 = 岩沢論文 319 頁注 1008)。この場合には、「当局」を指定する「補足措置」がとられて初めて、条約は直接適用可能となるとされる(同 313 頁)。

しかしながら、この点についても、条約の尊重を求める憲法 98 条 2 項の趣旨からして、条約についてのみ国内法に求められる以上の規定の完全性を厳しく要求するような解釈態度は許されないというべきである。

エ 小括

結局，憲法 98 条 2 項によって国内法化される条約は，何ら国内法とは異なる特殊なものではなく，国内法と同じ認識で適用すべきことを憲法 98 条 2 項が要請しているのであり，裁判所は国内法化される条約を国内法と同様に国内適用すべき責務を負うのである。

3 国際法主体性との関係について

(1) 被告国は，「原告らの請求権が国際法違反に基づく条約違反国に対する損害賠償請求権である以上，その請求が認容されるためには，原告らが国際法の法主体と認められなければならない。そして，国際法の主体は，原則として国家であり，個人にそのような国際法上の権利が認められるためには，特にその旨を条約において明確に定められている必要がある。」ものと主張する（被告国第 3 準備書面 4～5 頁）。

(2) しかしながら，本件で問題となっているのは，国内裁判所での条約の国内直接適用によって個人に請求権が認められるか否かであって，それ以上に個人が国際法主体であるか否かを問題とする必要は全くない。

そもそも，国際司法裁判所への出訴等国際法の平面において個人が国家と同等の法主体たり得るかという個人の国際法主体性の議論は，憲法 98 条 2 項によって国内法化された条約が国内裁判所で直接適用されることとは何ら関係のない全く次元の異なる問題である。憲法 98 条 2 項は国内法化された条約は当然に個人に適用されることを予定しているのであり，何ら個人への適用を排除していないことは憲法 98 条 2 項，個人の尊厳原理を基本原理とした憲法の全体構造からも明かなことである。

個人が国際法の法主体と認められない限り国際法の国内直接適用により権利救済を受ける余地はないとする国の主張は主張自体失当であるというほかない。

(3) この点についても，本件訴訟においては，五十嵐証人が意見書（甲 A 7 6）及び証言において，以下のように，個人の国際法主体性は本件において

問題になりえないことを明かにしている。

すなわち、「国際法主体性の議論は、国際司法裁判所への出訴など国際法の平面の議論であって、国内法の場面すなわち本件のように国内裁判所に国内的救済を求めて提訴している場合には当てはまらない。個人は国内法上紛れもない権利主体であり、国際法主体でないと国内法上の権利義務の帰属主体になれないという議論は誤り」であり、「この議論でいけば、人権条約など国内司法機関での適用が重視されている権利について、条約の期待に反して、国内的には個人の権利侵害が救済されない結果となるおそれがある。」と述べており（甲A76 = 五十嵐意見書9頁）、国際人権条約においては、たとえ国際法上個人に出訴権が与えられていなくても、条約が国内で直接適用されることによって個人の人権が保障されることが予定されていることを指摘している。

これまで「わが国の裁判所は、個人の国際法主体性の問題と関連づけることなしに、個人の国際法（特に国際人権関連諸条約）に基づく訴えを受理し、その解釈適用を行ってきた」にもかかわらず、本件のような戦後補償裁判に関してのみ、個人の国際法主体性の問題を全く場違いな条約の国内裁判所での適用の場面で持ち出すことは許されないのである（甲A76 五十嵐意見書9頁ないし10頁）。

（4）さらには、阿部浩己教授も、次のように、個人の国際法主体性の問題と、個人が国内裁判所において国際法を援用しうることは別の問題であることを明かにしているところである。

すなわち、「個人は国内法の紛うことなき主体であり、援用される法規も国内法なのだから、当該法規が特別の国際的手続によって支えられているかどうかを別途問う必要は全くない。この点は、同じ国内法である以上、他の国内法令を扱う場合となんら変わらない。個人の国際法主体性の問題は国際的平面における個人の地位をどう認識するか、あるいは国際社会をどう把握

するかの問題であり，その議論を国内的平面（国内裁判の場）にそのまま移入するのは適当ではない。ましてや，国際的手続の有無によって訴えの適法性が決せられると説くことは，国際法規をそのまま受容する日本の法制と相容れるものではない。国内の法廷で問われるべきは，援用される法規（国内法となった国際法規）の裁判規範性であり，それ以上でもそれ以下でもない。現にだからこそ日本では（あるいはアメリカでも），伝統的な見解によると国際法主体性を付与しえぬはずの国際法規であっても，裁判規範としてひんぱんに援用され判決の根拠となってきたのである。．．．．．特別の国際的手続が背後に控える規範でなければ個人の権利を発生させえず，したがって裁判の基準たりえない，という主張は，原理的に誤りであり，裁判実務からもかけ離れている。」ことを明言しているのである（甲A80，219頁）。

（5）以上のように，個人の国際法主体性に関する被告の国の主張は明らかに誤りである。

第2 強制労働条約の直接適用可能性について

1 強制労働条約14条の国内直接適用について

被告国は，強制労働条約14条（ILO29号条約）について，「個人の権利発生等に関する実体的要件が定められているとはいえず，また，権利の行使等に関する手続等の詳細についても，一切規定されていない。したがって，ILO29号条約14条は，前記客観的要件を満たしていない」等主張している（被告国第3準備書面6頁）。

しかし，このような被告国の主張は明らかに誤っており，同条約14条は，以下に述べるように国内直接適用可能性の客観的要件（狭義の明確性，完全性）を十分に具えた規定である。

（1）狭義の明確性について

ア 強制労働条約14条は，以下に述べるように，賃金額確定の基準，現金

払いの原則，直接払いの原則，労働日数の算定方法，糧食が現物支給される場合の算定方法などについて具体的に定めるものであり，明らかに狭義の明確性を満たしているのである。

すなわち，強制労働条約 14 条は 1 項において「本条約 10 条ニ定メラルル強制労働ヲ除キ一切ノ種類ノ強制労働ハ労力ガ使用セラルル地方又ハ労力ガ徴集セラレル地方ノ何レカニオイテ類似ノ労務ニツキ通常行ハルル率（其ノ何レガ高キヲ問ハズ）ヨリ低カラザル率ニ於テ現金ヲ以テ報酬ヲ与エラルベシ」として，賃金支払い義務及び支払われるべき賃金額の基準を明確に定めている。

また，同条 3 項は「賃金ハ各労働者ニ格別ニ支払ワルベク且其ノ部落ノ首長マタハ他ノ権力者ニ支払ワルベカラズ」として，賃金の支払い方法を具体的に規定している。

さらに，同条 4 項は労務場所への往復に要する日数を労働日数に加えるべきこと，5 項は賃金の一部を糧食として与える場合の基準を具体的に定めている。

このように，同条約 14 条は，国際条約としては異例とも言えるほどに具体的かつ明確に賃金支払いの基準を定めているのであり，締約国内での直接適用を可能とするべく具体的基準を定めたものであることが明らかである。

さらに，前述のとおり，わが国において権利侵害の救済規定については相当程度に抽象的な規定である憲法 29 条 3 項のような規定も裁判所により直接適用されているところ，強制労働条約 14 条は，憲法 29 条 3 項以上に詳細かつ明確な規定によって強制労働の被害者を救済することを目的とした，国内法以上の明確性をもった規定である以上，裁判所がこれを直接適用すべきことは当然のことである。

イ この点につき，五十嵐証人は，「強制労働条約 14 条は，1 項において，

賃金支払い義務および賃金額の基準を明確に定め、3項において、賃金の支払い方法を具体的に制限し、さらに、4項は、労務場所への往復に要する日数を労働日数に加えるべきこと、5項は賃金の一部を糧食として与える場合の基準を具体的に定めており、わが国国内裁判所において直接適用可能な裁判規範としての具体的な基準であることが明らかである。」と断言している（甲A76 = 五十嵐意見書21頁）。

また、阿部浩己教授も「強制労働概念、労働者の性別・年齢、労働時間、労働期間、報酬、生活保障、処罰等について詳細に定めるこれらの規定（引用者注：これらの規定とは、強制労働条約1条、11条ないし15条及び25条を指す 甲A80 239頁ないし240頁参照。）は、裁判判決の根拠として通常援用される国内法令以上に内容が明確である。」（甲A80 240頁）ことを明かして、強制労働条約14条が直接適用可能な明確な規定であることを断言している。

（2）完全性について

強制労働条約14条は、強制労働を行った締約国に対して強制労働の対価の支払いを義務づける規定であり、特段の手續規定がなくとも直接適用可能なことは当然のことであり、何ら不完全な条文ではない。

この点五十嵐教授も指摘するように、本件で問題となっている強制労働条約に基づく賃金相当損害金や慰謝料については判決で命じれば即執行可能な性質のものであり（甲A76 = 五十嵐意見書21頁）、こうした執行には何ら特別の機関や手續を新たに設ける必要のないものであるから、完全性の要件も満たされているといえる。

また、そもそも、これも五十嵐教授が述べるように、国際人権条約は裁判において個人がその権利を行使する方法による実行が重視される条約であるところ（証人五十嵐正博13頁）、国際人権条約の先駆としての強制労働条約は、裁判で判決が出されてそれが執行されるという形での実行をも当然予

定しているといえるのであるから（同調書 16 頁），その執行について特別の機関や手続が必要ないのは当然である。

2 ILO 29 号条約 1 条に基づく慰謝料請求について

（1）条約 1 条は禁止規定であり規定は明確であること

ILO 29 号条約 1 条 2 項は「右完全ナル廃止ノ目的ヲ以テ強制労働ハ経過期間中公ノ目的ノ為ニノミ且例外ノ措置トシテ使用セラルルコトヲ得尤モ以下ニ定メラルル条件及保障ニ従フモノトス」と規定しており，同条約が許容する期間，目的，条件以外の強制労働を全て禁止しているのであり，かかる規定の趣旨は極めて明白である。

そして，強制労働の定義については，同条約 2 条が「或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務」という明確な定義付けを行っている。

同条項の認めるもの以外の強制労働は直ちに国際法上違法とされ，そこに各締約国の政策的裁量の働く余地は全くない。

（2）損害賠償を定める 2 次規制については国際法においても具体的立法は必要とされていないこと

そして，国際法上，違法行為に基づく損害賠償の請求は何らの特別な規定を要せずして当然に認められるものであり，賠償金額の基準等が条約に規定されていなくとも，裁判所が相当と判断する損害の賠償を命じることができるとされている。

すなわち，国際違法行為国が国家責任の解除として損害賠償等の事後救済の義務を負うことは国際法の原則であり，「賠償は条約の不履行に欠くことのできない代償であって，このことが条約自体の中で述べられる必要は全くない」（ホルジョウ工場事件常設国際司法裁判所判決，Permanent Court of International Justice Series A, No.9 p.21）ということである。したがって，条約に損害賠償の規定がないからといって条約違反の効果としての損害賠償

請求権を否定するような解釈は許されないのである。そして、この2次規則については、国家責任上文条文草案等の近時の国際的文書にも確認されているところである。この2次規則の明確性については、五十嵐証人も「全く国際法上異論がない」と述べているところである（証人五十嵐正博16頁）。

権利侵害の救済において、客観的損害の認定とそれに相応する賠償金額の算定は司法的判断に最もよくなじむものであり、このことは国内においてのみならず国際的にも承認されているといえるのである。

したがって、国際的違法行為が存在する場合に、それと相当因果関係のある損害について裁判所が賠償を命じることができるということは、何らの特別規定も要することなく国際的に承認された公理である（この点は後述第4においても詳論する。）。

3 小括

以上のように、強制労働条約14条は、何らの問題もなく国内に直接適用されるべき要件を十分に満たした規定であり、裁判所においては、憲法98条2項の要請を十分に踏まえて、同条を、国内法と同様に直接適用しなければならない。

この点に関して、東京高裁平成12年11月30日判決（判例時報1741号40頁）も傍論ではあるが、「（強制労働条約は）専ら国家の義務を規定するものといえることができ、国家又はその権限ある機関に、私人による強制労働についてもこれを廃止し又は強制労働に制限を加えようとするものであるが、一方では、強制労働に対しては『通常行ハルル率ヨリ低カラザル率ニ於テ現金ヲ以テ報酬ヲ与ヘラルベシ』（第一四条）と規定するから、賃金に関しては個人の請求権を規定するものと解することができる」ものとして、強制労働条約が強制労働の加害国に対する個人の賃金請求権の根拠となりうることを明確に認めているのである。

また、2次規則に基づく慰謝料等の損害賠償についても、同様にきわめて

明確に国際法上認められているといえるのである。

第3 本件強制連行・強制労働の強制労働条約違反

1 ILO29号条約適用の要件たる「強制」の意義

ILO29号条約は、第2条において「本条約ニ於テ『強制労働』ト称スルハ或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務ヲ謂フ」と規定しており、そこでは強制労働の要件として、「処罰ノ脅威」の下に強要されたものであること、任意に申し出たものではないこと、の二つを満たすことが必要とされている。

そして、「処罰ノ脅威」には、刑事罰はもちろんのこと、不利益を被る全ての場合が含まれているとされる（吾郷眞一「国際労働基準法」46頁）。

この点、五十嵐教授も、不利益が課される場合を広く含むことが、ILOの条約勧告適用専門家委員会の見解からも明らかであることを証言している（証人五十嵐正博14頁）。

2 本件強制連行・強制労働のILO29号条約該当性

(1) 「『処罰ノ脅威』の下に強要されたものであること」の要件について

ア 原告第9準備書面（9頁～15頁）においては、本件において原告らが被告不二越において経験した強制労働の特徴として、不二越到着後の過酷な訓練、労働中の班長ら監督者による厳しい監視・体罰、労働中以外の生活の中での厳しい監視・体罰、の諸点を指摘して、上記特徴からして「『処罰ノ脅威』の下に強要されたものであること」の要件を満たすことを詳細に論じたところであるが、第3章に指摘した原告の各証言によって、さらに強制の実態が明らかになっている（なお、原告の陳述書に基づく上記要件該当性については、原告第9準備書面11～16頁において述べたとおりである。）。

イ 女子勤労挺身隊に参加した原告らが幼い少女であったこと、家族と引き離されて衣食住の生活の全てを被告らによって管理される状況下にあった

こと及び当時朝鮮が日本による植民地支配下にあったこと等の事情に鑑みれば、原告らが曝された不利益の脅威は、原告らの抵抗を不能にするに足るものであることは明らかであり、本件においては「処罰ノ脅威」の下での強要の要件は十分満たされている。

ウ 五十嵐教授も、「労務中だけではなくて、労務外におきましても厳しい監視のもとに置かれておりました。ノルマを守らないと厳しくしかられ、そして労務中以外についても外出の制限とか行動の自由が著しく制限されていたわけでありまして、規則に従わないと厳しくしかるられる、体罰も加えられるということがあったわけでした、…まさに今のようなことは強制労働条約にいう「処罰ノ脅威」の下に完全に該当するというふうに思います。」と述べており、上記の本件強制労働の特徴が「『処罰ノ脅威』のもとに強制された」との要件を満たすことを指摘しており、この点からも上記要件の充足は明らかである（証人五十嵐正博15頁）。

(2) 「任意に申し出たものではないこと」の要件について

また、原告らは日本人教師や地方公務員らからの欺罔や強制によって女子勤労挺身隊に参加したものであり、原告らの労働が任意に申し出たものでないことも明らかである。

この点、五十嵐教授も、「強制連行の場合もちろんのことではありますが、勧誘の場合にもだまされ、欺罔により、あるいは無理やり連れてこられたということがあったわけでありまして、これは当然任意ではありませんし、また帰りたくても帰れないというような状況に置かれていたわけですから、当然任意ではないということになります。」と述べて、原告らの労働に任意性は全くないと指摘している（証人五十嵐15頁）。

よって、原告らの受けた強制労働がILO29号条約2条が定義し同1条が禁止する強制労働に当たることは明らかである。

第4 強制労働条約違反の効果

1 条約違反の効果

五十嵐教授は、国際違法行為国は、被害国に対する違法行為から生じた一切の損害を賠償すべき義務を負うことを指摘し、また、2001年に国連国際法委員会が採択した「国家責任条約草案」(34条)に基づいて、十分な賠償が、原状回復、金銭賠償、満足の方式を単独でまたは組み合わせて行われるべきものであることを述べている(甲A76=意見書25頁、証人五十嵐16,17頁)。

(国家責任条文草案34条 賠償の方式)

この章の条項に関して、国際違法行為による損害に対する完全な賠償は、原状回復、金銭賠償、満足の方式を、単独でにせよ組み合わせてにせよ、とらなければならない。

なお、ここで「原状回復、金銭賠償、満足の方式を単独でまたは組み合わせて」ということの意味は、加害国が任意にいかなる方法でも選択できるという意味ではない。国家責任条文34条以下の条文は、第一義的に原状回復を、それでも十分でないときに金銭賠償を、上記2つの方法でも十分でないときに謝罪等による満足の方法をとる義務を加害国に明確に課しているのである。

このように、国際違法行為を行った国が損害の回復を上記の方法により図るべきことは、国際法上の確立された公理であり、本来何らの規定なくとも違反国は損害回復を行うべきであるが、本件ではさらに強制労働条約14条が極めて具体的に回復の方法を定めている。

2 損害賠償

(1) 強制労働条約第14条に基づく損害賠償(賃金相当損害金)

強制労働条約が直接適用可能であること及び本件強制労働が同条約違反であることについては既に述べたところであるが、同条約14条は、違反国に対して強制労働被害者に相当額の「報酬」(法的には賃金相当損害金)を支

払うことを義務づけており，同条項の直接適用により被告国が未払賃金相当額の支払義務を負うことは明らかである。

(2) 2次規則に基づく損害賠償（賃金相当損害金及び慰謝料）

ア さらに，慰謝料については強制労働条約には直接の規定はないが，国際法上特に損害賠償についての規定がなくとも条約違反国が損害回復の義務を負うことは当然とされている（2次規則）。

イ この2次規則の考え方は，常設国際司法裁判所のホルジョウ工場事件判決において確認されているばかりでなく，2001年に国連国際法委員会が採択した「国家責任条文草案」においても確認されている国際的公理である。

すなわち，国家責任条文草案34条については既に触れたが，31条は，次のように規定して精神的な損害も賠償の対象となることを明らかにしている。

（国家責任条文草案31条 賠償）

1 国際違法行為に責任を負う国家は，国際違法行為による被害に対して完全な賠償を行う義務を負う。

2 被害は，国家の国際違法行為による，物質的か精神的かを問わずいかなる損害をも含む。

ウ 九州大学吾郷眞一教授も，「国家責任の解除には，いろいろな方法があるが60年前に遡って強制労働を廃止するということは不可能で，『原状回復』ができない今日としては陳謝・損害賠償が有効な手段である。」と述べて，強制労働の加害者である国は当然に損害賠償と謝罪を行う義務があると指摘している（甲A89）。

3 謝罪

既に述べたとおり，国際法上は，謝罪が原状回復又は金銭賠償を補充する重要な損害回復手段として位置づけられており，被告国は損害賠償のみでは

目的が達し得ないときはこれに加えて謝罪の義務を負うものである。

この点，国家責任条文草案37条は，次のとおり明確に謝罪を含む満足についての規定をおいている。

（国家責任条文草案37条 満足）

- 1 国際違法行為に責任を負う国家は，原状回復又は金銭賠償が目的を達しない限りにおいて，国際違法行為による被害に対して満足を与える義務を負う。
- 2 満足は，違反を認めること，遺憾の意を表明すること，公式な謝罪その他適切な方法によることができる。
- 3 満足は被害に応じたものでなければならず，国際違法行為国にとって屈辱的な形態であってはならない。

このように，謝罪は国際法上も明確に加害国に義務づけられているのである。

五十嵐教授も尋問において強調するとおり，国際違法行為国が損害賠償と謝罪を行う義務を負うことについては国際法上全く疑問の余地がないのである。

第5 原告らの被害補償の国際法上の義務を放棄する被告国の驚くべき主張について

- 1 被告国は，平成18年12月14日付回答書及び同月28日付意見書において，強制労働条約が原告ら個人に請求権を付与するものでない以上，その実施のための補足的立法措置は問題とならない，との主張を行った。

これは，五十嵐教授も尋問において述べたとおり，まさに驚くべき無責任な見解というほかないものである。

- 2 そもそも，被告国は，条約でも国内直接適用に関する「主観的要件」を欠く条約は国内では直接適用されず個人の国内法上の請求権も認められないとの主張を行ってきた。

その上，上記のように，強制労働条約が原告ら個人に請求権を付与するものでない以上，その実施のための補足的立法措置は問題とならない，というのであれば，結局は国内直接適用についての「主観的要件」を欠く条約については，締約国はその実施のために何もする必要がない，という驚くべき結論に至ることになる。

これまで繰り返し述べてきたように，多国間条約の国内的实施の方法は各国の国内法体系に左右される事柄故に条約締結時に定められることはほとんどないが，どのような方法にせよ締約国が結果として条約内容を実現することは当然の国際法上の義務である。国内直接適用も認めなければ実施のための立法措置もしないなどという条約の解釈が，国際法上許されるはずがない。

- 3 強制労働条約が慰謝料を含めた個人請求権を保障するものであるか否かはひとまずおくとしても，同条約に違反して強制労働を行った国際違法行為国である被告国が，労働を強制された被害者らに報酬（法的には賃金相当損害金）を支払うべきことは，同条約14条の条文から全く疑問の余地のないところである。

被告国が，同条約上個人請求権は保障されていないというのであれば，むしろそうであればこそ，原告による請求を待つまでもなく自ら積極的に必要な措置を行って，速やかに原告らを含む多数の強制労働被害者に対して同条約が求める相当な補償を行うべき義務を，国際的に負っているといえるのであって，上記被告国の主張は，強制労働条約の締約国として自らが負っている国際法上の義務の履行を完全に放棄しようとするものにほかならず，国際的な強い非難を免れないものである。

- 4 以上の経過からすれば，強制労働条約実施の国際的義務が履行されるか否かが，専ら裁判所が同条約を適用して原告らを救済するか否かにかかっていることは明らかである。

被告国が，強制労働条約上の義務であることが明らかな原告らの被害補償に

ついて個人の請求権を否定した上でさらに自ら必要な措置を取る意思が全くないことを，訴訟の場において名言したことは，きわめて異常というほかない。かかる異常な事態において，あえて裁判所が，立法的措置が為されていないことを理由に強制労働条約の国内直接適用を否定し，原告らの救済を拒否するとすれば，それはまさに日本が国家全体として完全に強制労働条約の実施を放棄したことを意味するのであって，その国際法上の意味合いは極めて重大といわざるを得ない。

したがって，本件において強制労働条約の国内直接適用により原告らを救済することは，同条約により日本が国際法上負う義務の誠実な履行のためにも是非とも必要といえる。

第6 重大な国際法上の人権侵害救済は裁判所に課せられた責務であること

1 強制労働は国際法上の重大な人権侵害であり犯罪であること

既に原告第13準備書面19頁以下で述べたとおり，強制労働は，奴隷労働に容易に転化するものであり，身体の自由という人間のもっとも根源的かつ普遍的な自由を踏みにじり，個人の尊厳を著しく犯す恐れのあるものであることから，ILOも創立当初から一貫して強制労働問題を重視してきた，重大な国際法上の人権侵害行為であり，また五十嵐教授が指摘するように，「奴隷制度，ジェノサイドおよびアパルトヘイトを禁止する義務のように，人間を保護するために不可欠の重要性を有する国際義務の大規模で重大な違反」の一つとして，国際法上の犯罪とされる行為である（証人五十嵐20頁）。

だからこそ，ILOは，日本における強制連行・強制労働の問題に重大な関心を抱いてきた。ILO条約勧告適用専門家委員会は1996年から日本の軍隊慰安婦問題を取り上げてきたが，1999年からはほぼ毎年のように軍隊慰安婦問題とともに「戦時産業強制労働」問題を取り上げてきたのである。

2 強制労働条約に違反し被害者を放置することは許されないこと

まだ幼い頃に騙されて日本に連れてこられ、抵抗することもできずただ空腹と寂しさに耐えて重労働を続けさせられた原告らの証言は、改めて強制労働の犯罪性を浮き彫りにしたといえ、原告らの尊厳の回復こそ、強制労働条約の求めるところといえる。

しかるに、これまで日本はこうした強制労働の被害者である原告らに対し、被害補償や名誉回復はおろか賃金相当損害金すら支払わず、何らの効果的救済をも行わなかったのであり、明らかな強制労働条約違反の状態が長期にわたって継続してきたといえる。

しかも、原告の中には、強制連行被害者でありながら、韓国社会の中で差別や虐待の対象とされた悲惨な体験を持つ者もあり、こうした悲惨な被害者の声に日本が背を向け続けることは、国際的な道義を踏みにじるものとして強い非難を免れない。

3 国内的实施における裁判所の役割の重要性と実態との乖離

(1) 国内的实施における裁判所の役割の重要性

国際人権の保障においては、何よりもまず国内的な実施が重要であり、その重要な一端を担うのが裁判所であることも、既に原告第13準備書面21頁で述べたとおりである。

岩沢教授が指摘する「国内行政機関が国家の利益の推進に傾きがちなものに対して、真に国際社会の agent として機能することがより期待できるのは、国内裁判所である...人権条約の実効性も、結局は、それらが国内裁判所でどの程度直接適用されうるかにかかってくるといってもよい」という状況は（甲A53＝岩沢論文2，3頁）、まさに、国が条約実施の責務を放棄する本件においてこそ当てはまるものであり、裁判所がもつ国際人権法の国内実施機関としての司法的役割の発揮が是非とも発揮されるべきである。

(2) 日本の裁判所における人権条約の実施状況は批判されていること

ア しかるに，残念ながら，日本の裁判所においては人権条約が人権救済のために裁判規範として十分活用されてきたとは言い難い状況にあり，そのことは強い内外の批判を招いてきた。

イ 伊藤正己元最高裁判所判事は，1990年に，国際人権規約の最高裁における適用状況を批判して「少なくとも判旨において，すべての事例を通じて規約違反の主張に対する態度はきわめて冷淡であるというほかはない。極端に言えばその主張を黙殺しているといってもよい。」「わが国の裁判所は国際人権規約を裁判規範として活用することについてきわめて消極的な態度をとっていると考えられる。」と指摘し，国際人権規約の裁判規範としての活用を訴えた（伊藤正己「国際人権法と裁判所」芹田健太郎他編「講座国際人権法 国際人権法と憲法」所収12，13頁）。

岩沢雄司東京大学教授は，上記伊藤正己元最高裁判所判事の指摘は国際人権法に関する日本の裁判所の態度に共通して妥当する者であると指摘した上で，日本の裁判所には 国際人権法に基づく主張を無視する，日本国憲法についての検討のみで国際人権法に基づく主張を簡単に退ける傾向，国際人権法違反を認定することを躊躇する傾向，の3つの傾向があると批判している（岩沢雄司「日本における国際人権訴訟」杉原高嶺編「小田滋先生古希祝賀 紛争解決の国際法」254頁）

ウ また，日本における国際人権条約の適用状況は国際社会からも批判されている。

例えば，国連の国際人権（社会権）規約委員会は，経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下社会権規約という）の実施状況について2001年8月31日最終見解を公表し，23項目の懸念を踏まえ31項目の勧告を行なっている。この勧告は第1に，社会権規約，特にその中核的部分に関する政府の義務は法的義務であり，直接適用可能性を有すると指摘し，この点に関する日本政府の見解を見なおし，立法，行政及び司

法の過程において同規約の規定が必ず考慮されるシステムの導入を勧奨している。さらに、社会権規約についての裁判官、検察官及び弁護士に対する教育を実施するよう求めている。

エ このように、具体性をもち十分適用可能な人権条約の適用について、徒に立法府の裁量を強調して直接適用に消極的姿勢をとってきた日本の裁判所のあり方は、国内においても、また国際的にも強い批判にさらされているのであり、是非とも是正されなければならないものである。

4 国連「ガイドライン」は日本の戦後補償においてこそ十分尊重されるべきであること

2005年12月16日、国連総会が採択した「国際人権法および国際人道法の重大な違反による犠牲者の救済・補償の権利に関する基本原則およびガイドライン」において、国際人権法又は国際人道法の重大な違反により精神的苦痛や経済的被害を被った被害者とその家族らは個人の尊厳と人権を尊重され人道的に扱われなければならないと、行政、立法と並んで司法において、原状回復、金銭賠償、治療及び満足を含む被害者らの効果的救済が図られるべきであるとされていることについても、原告第13準備書面22頁で述べたとおりである。

五十嵐教授も強調するように、このガイドラインは、1990年代に、ルワンダ、ユーゴの重大な人権侵害と並んで、日本が行った軍隊慰安婦に象徴される重大な人権侵害の事実と、こうした重大な人権侵害の被害者らが十分な救済を受け得ていないことに対して、国際的に強い驚きと怒りが広がったことに端を発するものであって、以来10年以上にわたり国連において研究と議論が積み重ねられた重要な成果である（証人五十嵐19頁）。

こうした経緯からすれば、同ガイドラインはとりわけ日本の戦後補償問題の解決についてこそ十分尊重されるべきものであって、裁判所が同ガイドラインの存在にもかかわらず強制労働の被害者らの救済に背を向けるとすれば、

そうした裁判所の態度は、国際社会に新たな驚きと怒りを呼び起こすものといわざるを得ないのである。

第7 まとめ

以上からすれば、本件において、重大な国際法上の人権侵害であり犯罪である強制労働の被害者として、原告らが被害の補償を受ける権利は国際社会の保障するところであって、裁判所には、国際人権法の国内的实施機関として、原告らの権利の保障が強く求められていることは明らかである。

第7章 日韓請求権協定及び法律第144号について

第1 請求権放棄に関する被告国(政府)答弁の変遷の信義則違反

1 はじめに

原告は、原告第6準備書面において、いわゆる請求権放棄条項の解釈についての被告国（政府）の答弁の変遷とその理由（政府の責任回避の目的）とについて指摘し、本件での被告国の請求権放棄条項に関する主張には法解釈としての説得性がない旨述べたが、これに対して被告国は第2準備書面（39頁以下）で、上記原告の主張に対して反論し、被告国の主張は従前から一貫している旨主張するので、以下、再反論をする。

要点は、日韓請求権協定締結の際の立法者（日本政府）の意思は、請求権放棄条項は外交保護権の放棄をうたったものに過ぎず、個人（国民）の請求権を放棄したのではないとの立場（「外交保護権のみ放棄説」）に依拠していたと解されること、それは対日平和条約の締結から日韓請求権協定締結までの歴史的経緯、対日平和条約における同条項との規定文言の違い等から明らかであること、しかるに、被告国は対日平和条約においても日韓請求権協定においても、請求権放棄条項についての解釈を恣意的に変更して来て今日に至っているということである。

2 対日平和条約と日韓請求権協定の規定文言の違い

(1) 1951（昭和26）年9月署名のサン・フランシスコ平和条約のいわゆる

請求権放棄条項の規定文言・定式は、以下の通りである。

同条約 14 条 (b) 「 連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事経費に関する連合国の請求権を放棄する。」

同 19 条 (a) 「日本国は、戦争から生じ又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国およびその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。」

(2) 他方、1965 (昭和 40) 年 6 月の日韓請求権協定のいわゆる請求権放棄条項の規定文言・定式は以下の通りである。

2 条 1 項「両締結国は、両締結国及びその国民 (法人を含む) の財産、権利及び利益並びに両締結国及びその国民の間の請求権に関する問題が、 完全かつ最終的に解決されたものとなることを確認する。」

2 条 3 項「一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日¹に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができない。」

(3) 対日平和条約の文言は端的に請求権を放棄すると読める表現となっているのに対し、請求権協定の文言はそのようには表現されておらず、両者は明らかに規定の仕方が異なっている。それは、日韓請求権協定の締結の際に立法者 (日本政府) が対日平和条約の規定文言・定式を意図的に避けたことを示している。

3 日韓請求権協定における立法者意思の検討

(1) 日本政府は、対日平和条約の請求権放棄条項について、当初は、言わば文言通りに、個人(国民)の請求権そのもの(あるいはその実質)を国家が消滅させたということを意味するとの説(以下、「私人の権利自体放棄」説という。)をとっていた。

この点について、小畑郁名古屋大学教授・国際法はその論文「請求権放棄条項の解釈の変遷」(信山社「国債人権法と憲法」2006年)359頁)で次のように説明する。

「それは、2002年に公刊された外務省の「平和条約の締結に関する調書」に記録された、サン・フランシスコ会議におけるオランダ政府との次のようなやりとりから明らかである。

オランダは当初、対日平和条約14条(b)項にいう「国民の請求権」の放棄は、ただ連合国民による日本国または日本国民に対する日本裁判所での裁判を連合国政府が支持できないことのみを意味するとの解釈をとったが、日本政府代表は、これを拒否した。困難な交渉の結果、同規定について、オランダ側の主張を考慮して私権没収の効果をもつものではないとの形式的な留保付きで、請求権は条約発効後は存在しなくなる、との解釈が両政府間で確認されることになった。この間、米国のダレス特使は、日本側の主張を支持した。

この調書は、サン・フランシスコ会議にも全権委員随員として参加した外務省条約局長・西村熊雄がまとめたものであり、細部はともかく、概略としては事実であると考えられる。

対日平和条約の締結承認が問題となった国会における政府答弁においても、「国家間請求提出権のみ放棄」説《引用者注 一般には上記「外交保護権のみ放棄説」と呼ばれる説である。但し、小畑教授は、本論文で、この外交保護権のみ放棄との説は用語として不適切とし、正確には国民が(潜在的に)有している各種請求権を主題として、国家としては自ら請求しないことを意

味するとの説，つまり「国家間請求提出権のみ放棄」説と表現している。》をとっていることを窺わせるものは見あたらない。西村熊雄は、『．．．．．第19条では，日本国，日本国民の，連合国，連合国人に対する請求権を放棄する趣旨を明らかにしておるわけであります。』とされており，これはむしろ，「私人の権利自体放棄」説に基づくものといえるし，そう解釈されてきた。」（同365頁～366頁）

（2）他方，対日平和条約の規定の中でも，在外財産の処分を規定した14条（a）項2（I）については，政府の国民に対する外交保護権のみを放棄するとの「外交保護権のみ放棄説」（小畑教授の「国家間請求提出権のみ放棄」説）が，早くから日本政府により主張され，定着しつつあったとされる（前記小畑367頁）。

小畑教授の前記論文は以下のように述べる。この14条（a）項2（I）の規定では，「日本による賠償義務の原則としての承認を受けて，連合国は，連合国の管轄下にある日本国民の財産を処分することが許されることになっているが，財産権を保障する憲法29条との整合性は，すでに対日平和時要約締結承認時の国会論戦で問題とされていた。この点について，法務総裁大橋武夫は，当初在外財産は憲法施行区域外にあると言うことでこの「処分」の合憲性の問題は生じないと答弁していたが，さらに追及され，次のような答弁を行っている。

『元来は考え方といたしましては，この在外財産に対する措置というものは，直接日本政府がそういうふうに措置したわけではなく，所在国の政府の処置に対しまして，日本政府といたしましては，外国における国民の権利を保護しないという消極的な態度を決定しただけであるわけでございます。従いましてこのことは公共のために日本政府が財産権を取上げるということではなく，ただ財産権の保護のため政府の在外国民に対する保護権の行使を停止するというだけのことでございまして，憲法29条第3項に該当する場合で

はない，こういうように考えておるわけでございます。』（注 1951年11月16日）

この大橋武夫による国家間請求提出権の放棄という14条（a）項2（I）の解釈は，引き揚げ者への援護とリンクして在外財産処分に対する補償の問題が政治問題化してきたとき，「大橋ドクトリン」と呼ばれて，一方の立場の根拠とされた。政府（法制局）は，この大橋ドクトリンを根拠に補償義務を否定する立場をとった。1954年に当時の法制局次長は，同規定を説明して，『連合国側は，それぞれ自国内にある日本側の財産を無償で没収することができるわけであり，これに対して日本側は異議をはさまないことを約束した』と説明している。大橋ドクトリンに忠実な記述といえよう。』（前掲小畑367頁～368頁）

「このように，対日平和条約による在外財産処分については，「国家間請求提出権のみ放棄」説が政府解釈として早くから主張され，1950年代末には固まっていたといえることができる。」とされる（同上368頁）。

（3）その後，政府は，1962（昭和37）年4月に，進行中の原爆訴訟（アメリカ合衆国による原爆投下の被害者が日本国に対して賠償ないし補償を求めたもの）を明確に意識して，日本国の責任を回避するべく，請求権放棄問題についても初めて「外交保護権のみ放棄説」（小畑教授の「国家間請求提出権のみ放棄」説）に基づく国会答弁を行った。林修三法制局長官（当時）は「・・・国民の請求権の放棄につきましては，この〔19条〕（a）項の書き方が（c）項の書き方と多少違っております。・・・日本国民の請求権を日本国民のために放棄したとは書いてない。つまり，日本国政府が放棄したということ，これは要するに，いわゆる市民保護権と申しますか，そういう問題を日本としてはアメリカに対して主張しない，そういうことをした意味である。従って，国民自体の請求権までこれで直ちに放棄したことにはならないのじゃないか。これはあるいは観念としてはなお残っているのではない

か。それを請求する道があるかどうかは別問題でございますが、日本政府ももう援助はしないということでございますから、その道があるかどうかは別問題でございますが、それは観念的にはなお残っていると言えるのじゃないか、こういう考え方があるのじゃないか、かように考えております。」（第40回国会衆議院外務委員会議録21号（1962年4月4日）25頁）と述べ、当時すでに政府解釈としては固まっていた在外財産問題についての14条（a）項2（I）についての解釈を念頭に置きつつ、極めて慎重な言い回しで、国民の請求権自体の放棄ではないとしている。

- （4）以上の歴史的流れの中で1965（昭和40）年に締結された日韓請求権協定のいわゆる請求権放棄条項は、対日平和条約の請求権放棄条項が、その自然な文理解釈からは請求権の全面的放棄と解釈され易い文言であったこと（締結時の政府解釈が「私人の権利自体放棄」説であったことからむしろ当然である。）から、原爆訴訟等で日本政府が責任追及の危機に曝されていることを意識し、かつ、在外財産問題でも政府の補償義務を否定する結論を容易にするべく、対日平和条約の規定文言・定式を意図的に避けて、上述のように「請求権に関する問題が、……完全かつ最終的に解決されたものとなることを確認する。」（2条1項）との文言で規定されたのである。従って、少なくとも日本政府の立法者意思は、「外交保護権のみ放棄説」（小畑教授の「国家間請求提出権のみ放棄」説）に依拠していたことは明らかである。

4 日韓請求権協定締結後の展開

- （1）1964（昭和39）年末に設置された第3次在外財産問題審議会は、日韓請求権協定締結後の1966（昭和41）年11月30日の答申で、対日平和条約の請求権放棄条項について以下のように「外交保護権のみ放棄説」（小畑教授の「国家間請求提出権のみ放棄」説）を採用し次のように述べている。

「桑港平和条約第19条(a)は、戦争から生じ、または戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国およびその国民に対する日本国およびその国民のすべての請求権の放棄を規定している。……この中には、条約発効前に連合国が日本国民の在外財産に関してとった没収的な処分に基づく請求権も含まれていることになり、したがって、わが国としては、これについて連合国に対し異議を唱え、国民のために外交上の保護をなしうる立場にはない。」(厚生省編「引揚げと援助」654頁(ジュリスト362号50-51頁))。

(2) その後、政府の請求権放棄条項についての解釈は、その政府の責任回避の一貫した目的(原告第6準備書面5頁)の下、日韓請求権協定においても対日平和条約においてもそれ以外の場合においても、言わば文言の違いや歴史的経緯を捨象して、個人の請求権は喪失させてはいないという「外交保護権のみ放棄説」(小畑教授の「国家間請求提出権のみ放棄」説)として一旦は確立したのである。

例えば、1972(昭和47)年の沖縄返還協定の請求権放棄条項では、文言としては対日平和条約19条(a)項と同じ定式を採用し「日本国は、……日本国民の全ての請求権を放棄する。」(4条1項)とされながら、政府は同協定の承認国会において、4条の請求権の放棄は、外交保護権(国家間請求提出権)の放棄にとどまる旨答弁し、個々の沖縄県民が憲法29条に基づく補償を政府に求めるのを回避しようとしたのである。

即ち、高辻正巳内閣法制局長官(当時)は、「憲法29条をおあげになりましたが、これも考えてみれば、あるいは協定第4条の請求権放棄あたりのことかと思いますが、この請求権放棄の正確につきましては、平和条約19条のときにも大変論議がございましたが、これは国際法上、問題を日本国として提起しない、いわゆる外交保護権を放棄するということであって、わが国がその自己の公権力によって国民の財産を収用するというものとはおのず

から性格が違うというので、これも憲法29条の直接の問題ではなかろうと
考えております。」と答弁した(第67回国会参議院沖縄返還協定特別委員
会議録2号(1971年12月8日)31頁)。

また、その際、外務大臣福田赳夫は、松下正寿議員の、そもそも国家間の
条約で国民の請求権を放棄することができないのではないかとこの質問に対し
「その通りでございます。」と答弁しているのである(同上34頁)。

5 1990年代以降の政府答弁について

以上の歴史的経過の中で、1990年代に入って、従軍慰安婦問題が浮上
した段階で、宮澤首相が1992(平成4)年1月の訪韓時に「65年韓日
協定で国家間の請求権は解決したが、それでも個人が日本の法廷に損害賠償
などを訴訟する権利はあり、有効だ・・・。」と明言したこと、同年3月
16日の第123回国会参議院予算委員会で「国と国との関係は日韓の国交
正常化によって解決をされていると言うことは明らかであるが、韓国人個人
が我が国の裁判所に訴訟を起こすと言う権利は、これは消滅しておるわけ
ではない、こういうことは申しました。」と明言したことは原告第6準備書面
で指摘した通りである。

また、一連の柳井条約局長の答弁があり、同局長は日韓請求権協定では個
人の権利は喪失させてはいない、と答弁したと一般に理解されている(前掲
小畑377頁、原告第6準備書面3頁)。

若干具体的に指摘すると、柳井条約局長は1992(平成4)年2月26
日の答弁(第123回国会衆議院外務委員会議録2号10頁)で、
「・・・日韓間においては完全かつ最終的に解決していると言うことでご
ざいます。ただ、残っているのは何かということになりますと。個々人の
方々が我が国の裁判所にこれを請求を提起するということまでは妨げられて
いない。その限りにおいて、そのようなものを請求権というとするれば、その
ような請求権は残っている。現にそのような訴えが何件か我が国の裁判所に

提起されている。ただ、これを裁判の結果どういうふうに判断するかということは、これは司法府の方の御判断によるということでございます。」と述べている。

注目すべきは、宮澤首相も柳井局長も、請求権について裁判所への提訴を認めていることであり、それは司法的な救済・請求権の実現の可能性を認めているということである。裁判所が認容し得ない請求権についての提訴のみの権利を認めるということは無意味・ナンセンスだからである。この点、柳井条約局長の上記1992（平成4）年2月26日の答弁は、裁判の結果は司法府の判断次第であると言う趣旨を述べており、請求権の実現について認容と棄却の両方の判断があり得ることを明らかにしている。

6 被告国の主張の変遷ないし恣意性について

(1) 被告は本件訴訟の答弁書において、1994（平成6）年6月22日の参議院外務委員会での柳井局長の答弁を引用し、「この答弁は、日韓請求権協定等によって、個人の請求に応じる法的義務がなくなったのであるから、個人に対する補償を行うことができないと明言したものである。」（61頁）と述べ、日韓請求権協定の各規定により「日韓請求権協定で特に定められる場合を除き、同協定の処理の対象となった財産、権利及び請求権については、裁判所に訴えを提起しても、救済が拒否されることになる。」（52頁）と述べている。

しかし、前述のように、1992（平成4）年の宮澤首相の言明・答弁と同年の柳井局長の答弁とは、明らかに請求権の裁判所での認容の可能性を肯定しているものであり、もし、1994（平成6）年6月の柳井局長の答弁の趣旨が、被告国の答弁書での主張の通りであるとすると、柳井局長（＝政府）はわずか2年の間に主張を変更したことになる。また、もし、そうではなくて、柳井局長の1994（平成6）年6月の答弁は、個人補償について新たな制度を設けるなどの政治的解決の予定があるのかどうかについて否定

的見解を述べたに過ぎないと理解するのであれば（そのように理解するのがむしろ自然である。）、決してその時点で政府答弁に変更はなく、ただ、本件訴訟の場面において、被告国が恣意的に1994（平成6）年6月の柳井局長の答弁を利用して、従来の政府見解を変更して主張したものと理解できるのである。

（2）ちなみに、請求権放棄条項についての政府答弁の変更の重要な実例としては、被告国が第2準備書面（50頁）で引用する2001（平成13）年3月22日の海老原紳条約局長の対日平和条約の請求権放棄条項についての答弁がある（第151回国会参議院外交防衛委員会議録4号13頁）。この答弁について、前記小畑教授は前記論文において次のように指摘する。

「2001年3月22日、外務省条約局長が国会で行った答弁は、いわゆる戦後補償裁判のほとんどが前提としていたことを覆すようにみえる、衝撃的な内容であった。彼は、対日平和条約（日本国との平和条約、1952年条約5号）の請求権放棄条項の解釈をめぐるオランダ政府とのやりとりを紹介したうえで、次のように述べている。

『このような経緯からも明らかなように、我が国政府といたしましては、従来から平和条約の規定により連合国民の請求権は救済されないという立場をとってきております。』『今回の〔オランダ人元捕虜等訴訟控訴審における〕準備書面におきまして、我が国においては、平和条約14条（b）によって「これらの請求権ないし債権に基づく請求に応ずべき法律上の義務が消滅したものとされたのであり、その結果、救済が拒否されることになる。」と述べておりますのは、改めてこの趣旨を明らかにしたわけでございます。』

これは、……従来政府がとってきた、請求権放棄によって国民個人の請求権は失われたわけではなく、放棄されたのは請求を相手国に提出する国家の国家間請求提出権だけである、という解釈を180度展開させるもので

あった。条約局長は、権利自体を消滅させたわけではなく救済なき権利となった、と言う論理で、御都合主義的解釈変更だという批判を免れようとしたが、これは言い回しの違いにすぎず権利そのものを喪失させたのと効果においては全く相違がない。」（前記小畑「請求権放棄条項の解釈の変遷」361頁～362頁）。

本件訴訟の答弁書が上記海老原局長の答弁の2年後の2003（平成15）年7月2日付であることからすると、被告国は、対日平和条約の請求権放棄条項についての解釈（答弁）の変更を、（対日平和条約と日韓請求権協定との請求権放棄条項の規定文言の違いや歴史的成立経過の違いを無視して）そのまま日韓請求権協定の請求権放棄条約の解釈（答弁）の変更にも及ぼしたという歴史的流れが理解できるのである（なお、被告国は第2準備書面で、答弁書での被告国の主張について「・・・同協定により、「請求権」は国内法的に消滅したものではないが、・・・」と主張していたと主張する（39頁）。しかし、答弁書にはそのような記載・主張はないのである。被告国の主張の恣意的変遷について、裁判所におかれては十分に吟味されることを求めるものである。）。

第2 日韓請求権協定及び法律144号は憲法違反であること

日韓請求権協定（以下、この項では当該協定という）及びそれを国内法化した「日韓請求権協定第2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（昭和40年、法律第144号）（以下、この項では措置法という）により、原告らの請求は認められない、と被告は主張する。

しかし、当該協定及び措置法により原告らの請求権が認められずかつ個別の補償も必要ない、という被告国の解釈は、明らかに憲法29条に違反するものであって、誤りである。

これは既に原告第6準備書面等でも主張したが、被告国の第2準備書面での主張も踏まえて、更に主張を補充する。

1 本件請求権が前国家的権利であること

本件で請求されている未払給与債権及び慰謝料請求権（以下、この項では本件財産権ともいう）が憲法29条第1項にいう「財産権」に含まれることは言うまでもない。

被告側は、そのことを前提として、未払給与債権及び慰謝料請求権が「財産権」であるからこそ、当該協定2条3項にいう「財産、権利及び利益」に該当し、措置法第1項によって消滅したのだと主張する。

しかし憲法29条は、個人の財産権が公共のために強制的に剥奪又は制限される場合は、正当な補償がなされなければならないことを明記しているのであって、正当な補償がなされないまま財産権が剥奪又は制限されることは、憲法29条に違反するのである。

ここで注意を要するのは、日本国憲法における財産権の保障は、近代憲法が共通に掲げてきたところの、個人の財産に対する権利を前国家的なものとして確認したものであって、決して日本国憲法が新たに創設し、付与した後国家的権利ではない。その意味で、日本国憲法が施行された昭和22年5月3日以前に存在した個々の具体的な財産が、日本国憲法によっては保障されないという筋合いのものではない。もっとも、日本国憲法は、財産権に対しては公共の福祉による制限を明記したから、憲法施行後においては「公共の福祉」による制約には服することになるが、その場合には「正当な補償」がなされなければならないのである。

このような日本国憲法の構造を前提とすれば、たとえ憲法の施行前であったとしても、また、たとえ外国人の財産であったとしても、本件財産権を、昭和40年6月22日において消滅させるという措置は、「正当な補償」なしには、憲法上許されないとすべきである。

2 戦争損害との関係

被告国は、最高裁判所第1小法廷平成13年11月22日判決（判時177

1号83頁)の「敗戦に伴う国家間の財産処理といった事項は、本来憲法の予定していないところであり、そのための処理に関して損害が生じたとしても、戦争損害と同様に、その損害に対する補償は憲法の前記各条項の予想しないものといわざるを得ない。したがって、措置法が憲法の上記各条項に違反するということはできない。」などとした判示等を引用している。

この事案は、朝鮮半島出身者である上告人(原告)6名が、第2次世界大戦下の昭和17年ころに日本軍の軍属として採用され、タイやマレー各俘虜収容所等において俘虜の監視等の軍務に従事した後、俘虜に対する虐待等の行為をしたとして連合国による裁判に服し、刑罰や拘禁されるという損害を被ったことについて、「軍属国家契約」の債務不履行による損害賠償又は憲法若しくは条理に基づく損失補償、これらを理由とする謝罪、連合国による裁判で死刑に処せられた上告人の被相続人についてその死亡を公務死と同視することの確認、国家補償立法不作為の違法確認、軍属として勤務したことによる未払給与等の支払いを求めた事案であった。

しかし、戦争行為から生じた被害という意味での「戦争犠牲ないし戦争損害」一般が憲法の予想しないところであると仮定しても、未払給与債権は当人が労働の対価として獲得した具体的な財産権であり、この具体的な財産権が、なにゆえに「戦争損害と同様」と言えるのか、理解に苦しむところである。

本件はまさに、未払給与とその基礎となった強制労働についての慰謝料を求めるものであって、自らの労働を通して獲得した具体的な財産権について、「戦争損害と同様」という法的根拠に乏しくその適用範囲も曖昧な論法で一律に排斥するのは明らかに不当である。

確かに、第2次世界大戦において加害国の立場に立った日本国及び日本国民が被害国に対して持っていた財産を、当該被害国との協定やそれに基づく国内法によって放棄する法的措置を取ることに、恐らく問題はない。しかし、

そのことと、敗戦に伴う国家間の財政処理を理由に、韓国国民が日本国や日本国民に対して正当に有していた財産を、当該協定と措置法により消滅させるようなことは、それこそ「憲法の予想しないところ」と言わなければならない。

3 正当な補償の必要性

「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」という憲法29条3項の規定は、公共のために個人の財産権を剥奪制限する場合には損失補償をしなければならないことを意味している。そしてこの規定は、補償を受け得る具体的法律の規定を欠く場合であっても、この条項による直接請求が認められることは、最高裁自身が示している（最高裁大法廷判決昭和43年11月27日、刑集22巻12号1402頁）。これは、日本国籍を有しない者の場合であっても変わりはない。

そうだとすると、もし被告国の言うように措置法を解釈し、敗戦に伴う国家間の財政処理の問題として韓国国民の財産権を消滅させたものとしたならば、同条3項が要求する「正当な補償」がなされねばならないのは当然なのである。

（以上につき、右崎正博作成補充意見書（甲72号証）参照）

第3 単純な請求権消滅論も誤りであること

1 人権条約に基づく個人の請求権は外交保護権行使の影響を受けないこと

外交保護権による救済と人権条約に基づく人権保障とは根本的に法的性格を異にしており、人権条約によって保障される個人の権利が当該個人の属する母国による外交保護権行使によって国家の請求権に埋没する関係にないこと、したがって、日韓請求権協定は、仮に外交保護権のみを放棄する趣旨でなかったとしても（同趣旨であることについては既に上記第1において詳論した。）、人権条約である強制労働条約に基づく原告らの請求権に何ら影響を及ぼすことはないことについては、原告第13準備書面7頁～15頁にお

いて詳論したとおりである。

- 2 平和条約による請求権消滅を否定した国連人権小委員会決議及びその根底にあるユス・コーゲンスの趣旨からして原告らの権利の国家による放棄は無効であること
- (3) 国連人権小委員会は、1999年8月26日、「武力紛争下の組織的強姦、性奴隷および奴隷類似慣行」に関する決議1996/16を採択したが、この決議は特に重大な人権侵害である軍隊慰安婦等の武力紛争下の組織的強姦等の性暴力被害者については、「14. 本決議に言及された違反に関する国家および個人の権利および義務は、国際法の問題として、平和条約、平和協定、恩赦またはその他いかなる手段によっても消滅させられないことに留意する。」と規定し、平和条約等によって個人の補償を受ける権利は消滅しないことを明確にした。

五十嵐教授が明確に証言するように、同決議は、軍隊慰安婦などのユス・コーゲンス違反行為による被害者が賠償を受ける権利は、国家が自由に処分できる国益を超える、国際社会の一般利益であるという、国際社会の法的確信に基づくものである（証人五十嵐21～23頁）。

- (4) 重要なのは、重大な人権侵害や人道に反する行為による被害者の権利を国家さえも処分できないものとして保護しようとする考え方は、何も上記決議に始まったものではないということである。

ア すなわち、五十嵐教授が甲A76号証意見書21頁で指摘するように、アメリカ法律家協会が作成した第3リステイメント第702節のコメントnは、「すべての人権規範が強行規範（ユス・コーゲンス）ではないが、しかし本節(a)から(f)の各項のものはそれに当たり、それらに違反する国際合意は無効である」として、「(a)ジェノサイド、(b)奴隷制度または奴隷取引、(c)殺人または個人の失踪を引き起こすこと、(d)拷問またはその他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取扱いまたは処罰、(e)長期にわたる

恣意的拘禁，(f)組織的人種差別」が国際法上の強行規範 = ユス・コーゲンスであって，これに違反する国際合意は無効であると明言しているのである。

五十嵐教授も指摘するように，かかる重要な国際法上の強行規範に違反した行為によって生じた個人請求権を平和条約等の条約でいくらでも放棄できるとしたのでは，ユス・コーゲンスの意義が損ねられるのであって，上記人権小委員会の決議の理論的根拠はまさにこの点にあるのであって（証人五十嵐 23 頁），上記決議と上記コメント n とは同趣旨のものといえるのである。

イ また，名古屋大学小畑郁教授は，次のように述べて，1949年のジュネーブ4条約の規定を手がかりとしながら，人道に対する罪により被った賠償請求権を国家が消滅させることはできないことを指摘している（前掲小畑郁「請求権放棄条項 政府および裁判所の解釈の変遷」373頁）。

「1949年のジュネーブ4条約は，『締約国は，前条に掲げる〔各条役の重大な〕違反行為に関し，自国が負うべき責任を免れ，または他の締約国をしてその国が負うべき責任から免れさせてはならない』という共通規定をおいている。この規定の文面に依拠して，武力紛争法の重大な違反行為については，対日平和条約等による請求権放棄が及ばないと解釈することは可能であろう。…もし犯罪発生地国あるいは加害国が，人道に対する罪によりこうむった損害に対する賠償請求権を自由に消滅させることができるとすれば，この規定の実効性は実質的には失われるであろう。このように，国際法は，武力紛争法の重大な違反行為ないし人道に対する罪によりこうむった損害に対する被害者の賠償請求権を，国家は自由に処分できない，という方向に発展してきている。だとすれば，条約上の請求権放棄の妥当範囲をこの趣旨で限定する解釈は，現代的正義の要請にかなうといえるだろう。」

以上の指摘にも，ユス・コーゲンス違反行為により生じた個人請求権は平和条約等による放棄の対象とならないとの考え方が，国際法の現代的発展の中で確立されてきたことが明らかにされているといえるのであり，上記人権小委員会の決議もこうした国際法の発展の中に位置づけられるのである。

(5) 甲A76号意見書22頁において五十嵐教授も明言するように，強制労働が軍隊慰安婦と並んでユス・コーゲンス違反行為にあたることは，上記第3リストメントのコメントnからも明らかである。

したがって，強制労働条約が単なる国際人権条約というにとどまらず，強制労働の禁止という国際法上のユス・コーゲンスに関する規程である以上，こうしたユス・コーゲンス違反行為によって生じた原告らの被害について，日韓条約及びこれに付随する日韓請求権協定等の平和条約によっても被害者の救済を受ける権利が奪われるものでないことは明らかなのである。

第4 まとめ

以上より，日韓請求権協定は外交保護権のみを放棄するものであって原告らの請求権を消滅させるものではなく，仮に消滅させるとすれば法律第144号と共に憲法29条違反であり，またユス・コーゲンス違反行為によって生じた原告らの被害については日韓請求権協定等の平和条約によっても請求権が奪われることはない，といえる。

第8章 国家無答責について

第1 はじめに

1 被告国の主張

被告国は，概ね以下のように主張している。

本件行為当時，国の権力作用に対しては，国家無答責の法理が，法律上，判例上，学説上等も確立していた

よって，権力作用に対し，民法709条の適用はない

本件行為に關与した公務員の行為は，権力作用である，
よって，本件行為に対し，民法709条の適用はない。

国家賠償法は，その付則6項に同法施行以前は「従前の例による」と
規定しているので，本件行為に対して国賠法は適用できず，従って，
上記 ~ そして の通りとなり，結果，原告の請求は不可能である。

しかし，上記 ~ は，以下の通り，いずれも誤りである。

2 法律上の根拠の不存在

- (1) 被告国は，行政裁判法16条や明治憲法61条そしてその立法者意思等によ
り，法律上，国家無答責の法理が確立していた等と主張するようである。
- (2) しかしながら，行政裁判法16条も明治憲法61条も，行政裁判所と司法裁
判所の管轄についての規定であって，司法裁判所が国に対する損害賠償請求
訴訟を受理することを禁止した規定ではない。

もちろん，民法の不法行為に関する規定の中にも，国の損害賠償責任を否定
した規定はない。

- (3) また，上記条文の規定の仕方そのものや明治23年以前の段階で多くの国家
賠償請求事件が提起されていたこと，立法に關与した外国人顧問のロエスレ
ル，ボアソナードらが国の賠償責任を認める見解を有していたこと，民法制
定の審議過程等からすれば，当時の立法者意思としては，国の賠償責任をめ
ぐる問題については民法が適用されることを認めた上で，例外的に国が免責
される場合については，司法裁判所の判断に委ねたものと考えられること等
からして，国家無答責の法理には法律上の根拠はなく，同法理は，判例上の
一解釈にしかすぎなかったものである。

3 判例上も確立していないこと

- (1) 被告国は，判例上，国家無答責の法理が確立していたとする。
- (2) しかし，明治憲法下の判例は，例えば，田中二郎「判例より見たる行政上の
不法行為責任」「行政上の損害賠償責任」等を見ても，極めて多様，区々で

あり、むしろ様々な分野で様々な構成により、国や公共団体の損害賠償責任を拡大してきているものである。

確かに、国家無答責の法理をもって請求を排斥した事例も存在するが、それらも国家無答責の法理の根拠を明示したこともなく、かつ国家無答責の法理を適用する基準にも明確なものはなかったのである。

しかも、大審院判決昭和7年8月10日(大民新聞3453号)のように、国家無答責の法理を正面から否定する判例すら存在しているのである。

(3) 即ち、国家無答責の法理が判例上確立していたとは、到底言えない状況であったのであり、同法理は、明治憲法下での一法解釈にしか過ぎず、かつ適用の基準も明確なものがないものに過ぎなかったものである。

4 学説上も確立していないこと

学説上も権力的行為について民法の適用ないし類推適用を認める見解は存在したし、民法の適用を否定する学説もその根拠は明らかではなく、むしろその不合理性を自覚していた。また、非権力的作用や工作物の設置・管理に関する行政の不法行為については民法により賠償を認めることが通説であり、かつ権力的作用と非権力的作用の区別の困難さと区別することの不合理さから、全体として民法不法行為法を適用すべきとする考えが、むしろ主流となり、上記判例の傾向を支える状況であったものである。

5 小括

以上、国家無答責の法理は、本件行為当時においても何ら確立したものではなく、国による本件行為が、権力作用であるとしても、国家無答責の法理を全く正当性も合理性もないものとして排斥し、民法709条の適用により、その賠償責任を認めることになんの問題もないものである。

なお、国賠法付則6項の「従前の例による」を被告国のように解釈することは、それ自体で憲法に反すること、原告の第3準備書面で述べた通りであり、また、国家無答責の法理そのものが取りえないのであるから、従前の例によ

ったとしても，民法の不法行為の規定が適用されるものである。

第2 判例

1 国家無答責の主張を排斥した判例

国家無答責の法理についての国の主張を排斥した判決としては，いわゆる京都地裁平成15年1月15日判決及び東京地裁平成15年3月11日判決のほか，東京高裁平成15年7月22日判決が続き，さらに新潟地裁平成16年3月26日判決及び福岡高裁平成16年5月24日判決が出された。

結果としての原告請求を認容したかどうかはともかく，これらの判決は，明確に被告国主張の国家無答責の法理を退けたものである。

それぞれ理由付けは異なるし，必ずしも原告としては賛成しがたいものもあるが，最後の福岡高裁判決を例に，再度，国の主張に反論する。

2 福岡高裁平成16年5月24日判決

同判決の該当判断部分は以下の通りである。

「・・・(4)そこで検討するに，

ア 民法715条は，文理上，公務員の権力的作用に基づく行為を同条の適用から排除していない。

イ 行政裁判所法16条は，実体法上は公権力の行使に違法があった場合に国に損害賠償責任が生じることを前提としながら，行政裁判所は損害賠償請求訴訟を受理しないという訴訟手続上の定めをおいたものと解釈する余地がある。

(5)ア 旧民法の制定過程で，当初の草案では「公ノ事務所」として国又は公共団体も不法行為責任(使用者責任)を負うこととされていたが，後にこれが削除されたのは，公務員の権力的作用に基づく不法行為については特別の配慮を要すると考えられたためであると解される。

イ しかし，我が国は成文法国家である。

(ア) 戦前も，原則的な規定としての民法709条，715条は存在して

いた。

(イ) 法理とは，字義どおりには，法の原理であるから，例外を許さないものを意味すると解される。

(ウ) しかし，公務員の権力的行為に基づく不法行為に関してはすべからく国の責任を否定すべきであるということについては，

a 明確な実定法規定はなかったし，

b 一種の法の欠缺であったと解することまでは許されようが，

c bを超えて，当然に実体法上も，責任の成立要件がすべからく消極的に過重されている(公務員の権力的行為に基づかないもの)と解するのは法解釈としては異例である。

ウ(ア) すなわち，

a 民法715条が公務員の権力的作用に基づく不法行為責任の発生する余地を文理上排斥しておらず，

b 行政裁判所法16条はともかく，実体法としての特別法が制定されていない以上，

c 公務員の権力的作用に基づく不法行為について民法715条を適用するか否かの解釈は，国賠法施行前においても，判例に委ねられていたものと解さざるを得ない。

(イ) 大審院の判例が，当初は権力的作用と非権力的作用を問わず，私経済的作用を除くすべての公務員の行為に責任を認めていなかったのに，大正5年の遊動円棒事件判決以来，非権力的作用については民法の適用を認め，不法行為責任を肯定するように変遷してきたことも，そのように解して初めて合理的に説明し得る。

エ 戦前の有力な学説も，国家無答責の法理につき，一致して支持していたわけでもなければ，異論がなかったわけでもない。

(6) 以上によれば，旧憲法下における事例であっても，すべての権力的作

用に基づく行為について民法が適用されないとする法理があったというのは相当でなく、戦前の判例法理を前提としても、特段の事情がある場合には、国は不法行為責任を負わなければならないと解釈する余地は残されていたと解するのが相当である。

(7) そこで、本件を見るに、・・・

(8)ウ　・・・連行して強制的に労働に従事させることは、個人の尊厳、人間的価値を否定する、甚だしく人倫にもとる行為である。旧憲法の基礎をなす自然法に違背し、著しく正義・公平に反している。

エ　してみると、本件強制連行・強制労働は、公務員の権力的作用に基づく行為ではあるが、正義・公平の理念に著しく反し、行為当時の法令と公序に照らしても許されない違法行為である。国家無答責の法理を適用して責任がないというのは不当であり、民法により不法行為責任が認められるべきものである。

(9)・・・(国賠法附則6項の)「なお従前の例による」とは、改廃直前の法令を含めた法制度をそのままの状態で適用することを意味する。・・・

(イ) 我が国は成文法国家ではあるものの、最上級審の判例は成文法を補うもの(としての法源)であると解されるから、ここにいう法制度とは判例上確立したものも含まれると解される。

(ウ)しかし、判例といっても、同種の事実、事件に対して事実上拘束力を持つにすぎないことに想到すれば、民法715条が公務員の権力的作用に基づく行為を文理上排斥せず、ほかにこれを否定する実定法がない以上、いわゆる国家無答責の法理は、実定法上の根拠に基づくものではなく、同法理を採用した判例も、国賠法施行前の当該事案限りの解決を示した事例判決であったと解するのが相当である。

イ　しかして、本件事案は、過去の国家無答責の法理の適用事例とされた事案とは全く異なっている。

ウ したがって、本件については、

(ア) 国賠法が遡及適用されることはないが、

(イ) 同法附則 6 項によっても、本件がいわゆる国家無答責の法理の適用対象となるか否かは、当該事案の内容に即して判例の解釈するところにゆだねられている。

というのが相当であり、「従前の例による」との法令用語の意味が、被控訴人国の主張を根拠付けるものとは解されない。

エ してみると、国賠法施行前の判例の解釈としても、

(ア) 本件強制連行・強制労働は民法の適用対象たり得るところ、

(イ) 上記附則の存在にかかわらず、被控訴人国は民法上の責任を負うべきもの

と解するのが相当である。

オ エの判断は、

(ア) 戦前の判例法理によっても、本件においては不法行為責任が認められる余地があるとした上で、

(イ) 昭和 25 年判決及びその他最上級審判例の事案とも、事実関係が異なるのであるから、それらに反するものでもない。

(10) 以上のとおりであって、本件についてはいわゆる国家無答責の法理は適用されず、・・・」

3 同判決についての評価及び本件との関係について

(1) 同判決は、上記の通り、ややもって回った言い方で種々述べるが、国家無答責の法理に関する各種議論、特に国側の主張に十分留意しながら、それを排斥するものである。

原告としては、異論を唱える部分もないわけではないが、ともかく国家無答責の法理は、以下の通りに限定されるものとした。

ア 成文法上の根拠はなく、

- イ 民法制定過程でも積極的に国家無答責とされたわけでもなく、
- ウ 学説上も定説的なものではなく
- エ 結局、旧憲法下での判例法理であること、かつ判例上、国家無答責の法理を認めたものは限定され、権力的作用についても、国が民法の不法行為責任を負うとする解釈の余地もあったこと
- オ そして同法理を採用した判例も、当該事案限りの解決を示したものにすぎないこと。

これは、証拠として提出した芝池義一京都大学教授の意見書・「日本軍による外国での「逸脱行為」と国の賠償責任」や岡田正則南山大学教授の論考・「大審院判例からみた「国家無答責の法理」の再検討(一)(二)」における見解とも矛盾しないものである。

- (2) そして、判例法理である以上、事案の事実関係が法理適用の前提であり、同判例も強制連行・強制労働の事実を詳細に認定している。
- (3) その上で、認定した事実は、旧憲法下の法状況においても、著しく正義・公平に反した人倫にもとる行為であると評価できるとしている。
- (4) そして、この判決の論を本件の事案に即して考えると、
 - ア まず、国家無答責の法理そのものが現行法下では維持されるべきではない。
 - イ 保護されるべき権力作用がないことはもちろんであるが、もともと本件の場合は、中国人強制連行の場合のような軍隊による連行ではなく、民間企業の雇用募集という形態をとった欺瞞的連行であり、外形上はもちろん実質的にも非権力的行為として、国が関与しているにすぎないものである(国は、国策として、朝鮮人労働者を狩り集め、国の許容のもと被告企業を通じて強制労働を強いたという国の関与の密接さ・非道さとその行為形態の性質とは別である)。
 - ウ 原告らへの募集やその後の労働等は、幼い女子児童らを詐欺的言辞で勧誘して、遠く離れた異国へ連れ去り、賃金を支払うこともなく実質的強制労働

を強いるものであったのであり、現在の法観念上も当然、旧法下においても、各種法令や国際法規に反し、かつ正義・公平に著しくもとるものである。

エ 大審院判例において国家無答責の法理が適用された事案は、本件と全く異なる事案である。

これらの点を考慮しただけで、本件に同法理を適用する余地はないものと言うべきである。

第3 本件行為は私法的関係であること

1 被告国は、被告国の本件行為は、公務員としての権力的作用であると決め付けている。

確かに、本件強制連行・強制労働は、国策として位置付けられ、公務員が積極的に違法な行為を遂行したことは事実であり、単に現場の公務員が権限を濫用等して逸脱した行動を取った事例等に比べ、国の責任は重いと言わざるを得ない。

2 しかし、本件は、被告不二越が労働者を募集し、それと労働契約を結び、雇用するという形式で行われた。その労働者募集や雇用契約さらに実際の労働の場で、直接・間接に国が、不二越と共同して行動したり、さまざまな援助等を与えたものであった。強制連行という批判に対し、戦後における政府答弁も契約関係であるとの説明であった。

たとえそれが隠れ蓑的なものであったとしても、本件強制連行・強制労働は、被告不二越という民間企業と被告国が、共同して、労働者募集・雇用等という私的経済的行為の形態をもって行われた共同不法行為の性格も有するものである。

被告不二越だけが責任を問われ、被告国が国家無答責として責任を問われないのは、結果としてもおかしい。

3 本件行為に、国家無答責の法理を適用するのは、この点からも妥当ではなく、民法709条の適用による責任追及がなされることに、より一層の正当性が

あると言うべきである。

- 4 なお、中国人慰安婦二次訴訟東京高裁判決平成17年3月18日は、結果としては国家無答責の法理が適用される場合もあり得るとの前提は認めたものの、現実の事件の判断においては、「・・・本件加害行為は、・・・中隊本部の、隊長を含む兵士らにより行われたものであるが、何らかの法令、規則又は軍の命令に基づいて行われたものではないし、非戦闘員(一般市民)であった控訴人らを連行して長期間監禁し、繰り返し性暴力を加えたという残虐非道なもので、当時においてもヘーグ陸戦条約及びヘーグ陸戦規則等の国際法に反していたことが明らかであり、戦争行為・作戦活動自体又はこれに付随する行為とはいえ、国の公権力の行使に当たるとは認められない」として、国家無答責の法理の適用はせず、民法の規定によって、責任の有無を判断すべきであるとした。

この判決の上記部分は、軍隊の組織的な行為にも拘らず、公権力の行使ではないとしたほか、行為の非人道性にも着目して、公権力性を否定したもので、ある意味では戦前の判例が、民事訴訟での審理を認めてきた事案にも相通ずる考え方である。また、条理に基づいて責任追及が可能との考え方にも通ずるものである。

本件の場合には、上記の通り、この判決と比較しても、明らかに私的な雇用契約への関与が問題となっている事案である。しかも、その募集、現地での労働実態や生活実態は、明らかに国際法に反する非人道的な強制労働であり、幼い子供達へ強いた強制労働であった。

この点でも、国家無答責の法理の適用はあり得ないものである。

第4 法の欠缺と条理法による救済

- 1 被告国主張の国家無答責の法理は、結局のところ成文法の解釈としては、訴訟法上の救済手続きが欠如していることを意味する訴訟法上の法理であると解さざるを得ない。

実体法上は、公権力の行使に違法があった場合に国に対する損害賠償請求権が成立しているのである。

- 2 当時、国の損害賠償責任を追及する法令上の根拠規定が存在しなかったとしても、それは訴訟法上の問題にしか過ぎなかったのである。

そして、訴訟法上の問題は既に解決しており、現在の訴訟手続において過去の実体的違法の有無を審理するに、何の問題もないというべきである。

- 3 更に、それは単に法の欠缺にしか過ぎず、条理・正義による救済が可能であり、しかも、それは当時の民法709条を国家賠償法的法理を含むものと今日的に解釈できるのであり、民法709条ないしは条理あるいはその条理を具現した国賠法の遡及適用により、本件行為の責任を判断することが可能と
言うべきである。

第5 最後に

1 国家無答責の法理の非常識性

- (1) ところで、被告国が主張するような国家無答責の法理なるものにつき、一般国民は、どう思うであろうか？

法理といえば、もっともらしいのであるが、君主は不善を為さず、国家は不善を為さず、よって国家がいかにかひどいことをしようとも一切責任がないなどという理屈を、誰が納得するというのか？

裁判という場で、大真面目に、このような非常識が主張されていることをおかしいと感じるのが、国民の常識であろう。

- (2) 後に述べるとおり、強制連行・強制労働は、本件当時、国際法的にも国内法的にも既に違法であった。

その明白な違法を前にして、少なくとも現行憲法下では、全く許容されない国家無答責の法理などというものが主張されること自体、憲法98条に抵触し、かつ憲法99条にも反するものである。

2 国家無答責の法理の非許容性

(1) 上記の通り，国家無答責の法理には，何らの正当性も合理性も認められない。

そのような法理を，現在の裁判において許容することは，正義に反するものである。

(2) 更に，日本は，ポツダム宣言の受諾，日本国憲法の制定，憲法17条及び国家賠償法により，国家無答責の法理なるものは完全に排斥している。

国家賠償法付則6項の「従前の例による」という規定も，その従前の例によって，現憲法に反する法理等を許容できないこと，憲法98条からしても当然である。「従前の例」は憲法に反しない範囲での「従前の例」でしか許容されず，国家無答責の法理が，「従前の例」として適用されることはできない。

(3) よって，本件行為は，民法709条によって判断されるか，国家賠償法の遡及適用によって判断することができるものである。

3 被告国が国家無答責の法理を主張することの不当性

(1) 本件行為当時，被告国は，既に労働者募集取締令を規定し，強制や欺罔による労働者募集や拘束状態での使役等を禁止していた。

更に，被告国は，1932年，ILO29号条約を批准しており，強制労働は，国際的にも国内的にも禁止されていた。

(2) 即ち，被告国は，自らが制定した法や認容した条約法を，積極的に無視して本件行為を為したものであり，それに国家無答責の法理を主張することは許されないとすべきである。

第6 まとめ

1 以上の通り，現行法下において，国家無答責の法理そのものが許容されず，それを本件に適用することも考えられない。

2 また，国自身が，自ら定めた法等に違反し，違法かつ正義に反する行為を行っておりながら，その責任を否定するような法理の主張は，信義則上も許されない。

- 3 そして、仮に、そのような法理が在りうるとしても、その法理が適用されるような場面は極めて限定的であり、本件は、同法理が適用されるような事実関係には全くないものである。
- 4 かつ、何といたっても、まず事実関係の確定が必要である。本件の場合、原告代理人の陳述や原告第3準備書面でも指摘した通り、被告国は、原告主張事実につき、認否を全くなさず、単に、抽象的な法理なるものを主張するだけである。しかし、被告国の主張を前提としても、本件が国家無答責の法理を適用すべきものかどうかを判断するには、既に大審院の判例を検討した通り、当然に、事実関係の確定が必要であろう。

被告国の訴訟進行対応は、極めて不誠実であるが、ある意味では原告の事実主張を明らかに争わないものとも評価できる。

とすれば、本件においては、仮に国家無答責の法理なるものが存在するとしても、それが適用されるような事案ではないこと、繰り返し述べた通りである。

第9章 時効・除斥について

第1 はじめに

- 1 戦争における非人道的行為の責任に対しては、消滅時効は適用されないというのが、国際的に確立した正義である。

戦争による残虐非道な行為は、時が経過したということだけで忘れ去られるものではなく、その責任がなくなるものではない。

時が経過しているということだけで、国及び企業が責任逃れをすることは、著しく正義公平の理念に反して許されるものではなく、国際的に確立した正義にも反する。

- 2 原告らは、被告国及び被告不二越が、国際的に確立した正義に反して、時効・除斥期間によって、責任逃れをすることのないよう強く求めるものである。

3 原告第5準備書面においてすでに述べているところであるが、義務者の消滅時効援用が信義則違反・権利濫用に該当する場合には、その援用権の行使が許されないことは、今日では確立された判例となっている。

そして、消滅時効援用が信義則違反、権利濫用に該当し、その行使が制限されるか否かは、消滅時効・除斥期間を理由に債権者の権利行使を拒絶することが正義公平の観点から著しく不正義と判定されるか否かにより判断されることになる。

本件においては、後述するとおり、被告らの加害行為の悪質性、強制連行、強制労働により被告らが多大な利益を得たこと、権利行使の妨害、権利行使の困難性、解決についての不誠実性から、消滅時効の援用が正義公平の観点から著しく不正義と判定される場合にあたることは明らかである。

第2 民法724条後段の趣旨・法的性質論

1 被告国の反論

原告らの民法724条を本件に適用することは許されないという主張に対し、被告国は、除斥期間の適用制限に関する原告らの主張は、平成10年6月12日最高裁第2小法廷判決（判時1644号42頁）（以下「最高裁平成10年判決」という。）によって排斥されており、失当であると反論する。

しかし、そもそも、民法724条後段は、消滅時効と解すべきであるから、まず、その点について検討する。

2 民法724条後段は「除斥期間」ではなく「消滅時効」であること

(1) 民法724条前段の3年と後段の20年の両期間は、ともに消滅時効期間と解すべきである。

(2) 民法724条後段が前段と同様に消滅時効を定めたものであることは今日の学説では多数説である。

まず、民法724条前段の3年の期間も後段の20年の期間も、起草者はこれを明確に時効と意識して規定しているものであることは、異論をみない。

立法者の立法当時の意思を立法政策と見るならば，我が国の不法行為制度における民法724条後段の期間制限は消滅時効を立法政策としているといえる。

さらに，民法が継承したとされるドイツ民法も，不法行為に基づく損害賠償請求権に長短二重の期間制限を採用し，その期間はいずれも時効とされており，特にその長期30年が時効であることはまったく争いが無い。

また，条文の文言上もそれを裏付けている。

民法724条後段は，前段を受けて「亦同シ」と規定しているところ，前段が「時効に因りて消滅す」と規定している以上，後段も「不法行為の時より20年を経過したるとき時効に因りて消滅す」と読むのが規定からいって当然であった。

さらに，今回の民法改正により，民法724条は，期間の制限と見出しにより，「不法行為による損害賠償の請求権は，被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから三年間行使しないときは，時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも，同様とする。」とされたが，今回の民法改正にあたっては，文語体の法文を口語化するとともに，判例・学説上異論のない点については法文の文言も改正する場合の在りうることが起草方針にされていた。しかし，現代語化された民法724条は，「除斥期間により消滅する」とはされず，従来の「亦同シ」に相当するであろう「同様とする」という文言に止まったのである。したがって，今回の民法改正による条文の文言上もまた，民法724条は，前段後段とも消滅時効と解するのが相当なのである。

そして，724条後段を消滅時効と解することにより，時効の停止・中断規定，信義則・権利濫用法理等，法の明文あるいは確立された判例法理を活用して不法行為をめぐる複雑で多様な法律紛争の各事案に応じて，不法行為制度の究極の目的である損害の公平な分担をはかり，正義にかなう解決が可能となる（平成10年6月12日最高裁判決の河合裁判官の意見及び反対意見同旨）。

かえって、硬直的な除斥期間説をとることは正義・公平の理念に反することになり、平成10年6月12日の最高裁判決以降、特段の事情がある場合には除斥期間の適用の例外をもうけるという解釈が必要になっていることから、除斥期間説の破綻を示しているのである。

(3) 除斥期間と解する平成元年12月21日最高裁判決の希薄な理由付け

最高裁平成元年12月21日判決は、「民法724条後段の規定は不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解するのが相当である」とした。

その根拠としては、「同条がその前段で3年の短期の時効について規定し、更に同条後段で20年の長期の時効を規定していると解することは、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する同条の規定の趣旨に沿わず、むしろ同条前段の3年の時効は損害及び加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成が左右されるが、同条後段の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であるからである」としているだけである。

後述する平成10年6月12日の最高裁判決も河合判事が批判するように、除斥期間と解する何らの根拠も示さず、この平成元年の最高裁判決をあげるだけである。

これらに対する批判は、原告第5準備書面において詳細に主張しているところであるが、結局、最高裁平成元年12月21日判決は、民法724条後段を、除斥期間と解する実質的な理由については、何ら実質的な根拠を示せていないのである。

(4) 以上のとおりであるから、民法724条後段は消滅時効と解すべきである。

- 3 本件における民法724条後段についての問題の所在(適用制限を認めるか)

(1) 上述のとおり，民法724条後段の期間については，消滅時効と解すべきであるが，しかし，消滅時効か除斥期間かという概念の問題は，重要ではないということについては，原告第5準備書面で述べたとおりである。

民法724条後段が消滅時効にしても，除斥期間にしても，重要なのは，消滅時効・除斥期間は加害者保護となる加害者の法的地位の安定や確定自体が目的なのではなく，期間の経過を理由に被害者の権利行使を拒絶することを制限することを認めるか否かなのである。

(2) この点，平成10年6月12日の予防接種禍訴訟の最高裁判決で，河合判事が問題の所在として以下のように述べていることが，本件でもあてはまる。

「そもそも，ここでの問題の核心は，不法行為に基づく損害賠償請求権の権利者が本条後段の期間内にこれを行行使しなかった場合に，(イ)当該事案における具体的事情を審理判断し，その内容によっては例外的に右期間経過後の権利行使を許すことにするのか，それとも(ロ)そのような審理判断をすることなく，常に期間経過の一事をもって画一的に権利行使を許さないこととするかである。そして右のいずれの立場を採るにしても，その理由が示されなければならない。しかるに，平成元年判決の判示するところは，除斥期間の概念を中間的に用いてはいるけれども，結局，(ロ)と解するのが相当であるからそう解するというに尽きるのであって，問題の核心について十分な理由を示しているとはいえないと思われる。

以上のとおり，平成元年判決は，不法行為に基づく損害賠償請求権の権利者が本条後段の規定に定める期間内に訴えを提起しなかったときは，そうしなかったことに関する事情のいかんを問わず，同請求権は期間の経過によって当然に消滅するから，これに反する主張はそれ自体失当として排斥すべきものとしているのであるが，少なくとも前記特段の事情のある場合については，そのように解することは不法行為制度の目的ないし理念に反するものであり，また，そのように解する十分な理由も示されていないといわざるを得ない。」

「ところで、前項で述べた(イ)(ロ)いずれの立場を採るかは、学説上、本条後段の規定による期間制限を時効と解するか、又は除斥期間と解するかの問題として、論じられている。そして、かつては右規定をもって除斥期間を定めたものと解する学説が通説であるとされていた。しかし、実は、それらの学説は、本件のような事案とそこに含まれる前記の問題を視野に入れて検討した上で提唱されたものではなかった。平成元年判決以後、この判決が契機となって前記問題が鮮明に意識されるようになり、多くの学説が発表されたが、そのほとんど右規定をもって消滅時効を定めたものと解している。私は、これら近時の時効説の説くところは概ね首肯できると考えるし、また、その説を採れば、義務者の時効援用権行使を信義則あるいは権利濫用の法理によって制限するという既に確立した調整手法を用いることによって、私の正当と考える結論を容易に導くことができる。

しかしながら、本条後段の規定が除斥期間と消滅時効のいずれを定めたものとするかについては、前記の問題のほかにも多くの重要な問題があり、関連する論点も多岐にわたる。他方、たとえ除斥期間を定めたものとしても、義務者がその利益を受けることを制限する方法があり得ることは近時の学説が明らかにしているところである。したがって、本件において除斥期間説と時効説のいずれが正しいかを決する必要はなく、相当でもない。要は、前記特段の事情の存在が主張され、あるいはうかがわれるときには、期間経過の一事をもって直ちに権利者の権利行使を遮断するべきではなく、当該事案における諸事情を考究して具体的正義と公平にかなう解決を発見することに努めるべきなのであって、それについて民法1条の宣言する信義誠実ないし権利濫用禁止の法理に依拠するか、あるいは、前述の不法行為制度の目的ないし理念から出発するかは、結局、同じ山頂に達する道の相違として、いずれであってもよいと考えるのである。」

(3) 民法724条後段の期間の性質論から「消滅時効」とか、「除斥期間」とい

ういわけ解釈の「道具概念」から出発するのではなく、「特段の事情の存在が主張され、あるいはうかがわれるときには、期間経過の一事をもって直ちに権利者の権利行使を遮断すべきではなく、当該事案における諸事情を考究して具体的正義と公平にかなう解決を発見することに努めるべきなのである。本件のような大規模な朝鮮人強制連行事件について、加害者と被害者との諸事情を考慮し、原告らを強制連行し、寒風吹き荒れる異国の地で、幼い少女たちを拘束し重労働させた非人道的行為を免責させることが、本件の具体的事実関係に照らして正義・公平の理念に合致するのかどうか問われているのである。

特段の事情の存在が主張され、あるいはうかがわれるときには、期間経過の一事をもって直ちに権利者の権利行使を遮断すべきではなく、当該事案における諸事情を考究して具体的事案における正義と公平の理念にかなう解決を発見することに努めるべきことは、最高裁平成10年判決の多数意見、少数意見とも一致した見解である。

4 最高裁平成10年判決による民法724条後段の制限

(1) 被告国の反論

前述のように、原告らの民法724条を本件に適用することは許されないという主張に対し、被告国は、除斥期間の適用制限に関する原告らの主張は、平成10年6月12日最高裁第2小法廷判決（判時1644号42頁）（以下「最高裁平成10年判決」という。）を正解しておらず、失当であると反論する。

そこで、この点について検討する。

(2) 消滅時効・除斥期間の適用の本質的な前提

不法行為制度の究極の目的は損害の公平な分担を図ることであり、公平が同制度の根本理念である。不法行為制度の究極の目的が損害の公平な分担を図ることにあるという点は多くの最高裁判例（最高裁昭和36年（オ）第413号

同39年6月24日第三小法廷判決・民集18巻5号874頁，最高裁昭和47年（オ）第457号同51年3月25日第一小法廷判決・民集30巻2号160頁，最高裁昭和49年（オ）第1073号同51年7月8日第一小法廷判決・民集30巻7号689頁，最高裁昭和59年（オ）第33号同63年3月21日第一小法廷判決・民集42巻4号243頁，最高裁昭和63年（オ）第1383号平成3年10月25日第二小法廷判決・民集45巻7号1173頁，最高裁昭和63年（オ）第1094号平成4年6月25日第一小法廷判決・民集46巻4号400頁等）が指摘していることである。

「この理念は，損害の分担の当否とその内容すなわち損害賠償請求権の成否とその数額を決する段階においてのみならず，分担の実現すなわち損害賠償請求権の実行の段階に至るまで，貫徹されなければならない。これを民法724条後段の規定についていうと，不法行為に基づく損害賠償請求権の権利者が右規定の定める期間内に権利を行使しなかったが，その権利の不行使について義務者の側に責むべき事由があり，当該不法行為の内容や結果，双方の社会的・経済的地位や能力，その他当該事案における諸般の事実関係を併せ考慮すると，右期間経過を理由に損害賠償請求権を消滅せしめることが前記公平の理念に反すると認めるべき特段の事情があると判断される場合は，なお同請求権の行使を許すべきである。けだし，右のような特段の事情（以下「前記特段の事情」という。）がある場合にまで，それを顧慮することなく，単に期間経過の一事をもって損害の分担の実現を遮断することは，その限りにおいて，前記不法行為制度の究極の目的を放棄することになるからである。」と，平成10年6月12日最高裁判決で河合判事が述べているように，画一的な法律関係の確定ということ自体を自己目的化して，その制度の根本の趣旨を忘れてはならない。

消滅時効，除斥期間といっても，不法行為制度におけるものであり，その解釈と適用にあたっては不法行為制度の究極の目的である，損害の公平な分担によって正義を実現するという大前提がある。

(3) 最高裁平成10年判決による除斥期間の適用制限

最高裁平成10年判決は、除斥期間の適用が正義公平の理念によって制限があることを示したものである。

この最高裁平成10年判決の多数意見は、民法724条後段を平成元年の最高裁判決の理由を引用して除斥期間と解しながら、民法158条の規定に言及し、この規定の「趣旨は、無能力者は法定代理人の有しない場合には時効中断の措置を執ることができないのであるから、無能力者が法定代理人を有しないにもかかわらず時効の完成を認めるのは無能力者に酷であるとして、これを保護するところにあると解される」とし、民法724条後段の規定をその文言どおりに適用すれば、「不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において心神喪失の常況にあるのに後見人を有しない場合」「その心神喪失の常況が当該不法行為に起因する場合であっても、被害者は、およそ権利行使が不可能であるのに、単に20年が経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないこととなる反面、心神喪失の原因を与えた加害者は、20年の経過によって損害賠償義務を免れる結果となり、著しく正義・公平の理念に反するものと言わざるを得ない。」として、「少なくともこのような場合にあっては、当該被害者を保護する必要があることは、前記時効の場合と同様であり、その限度で民法724条後段の効果を制限することは条理にもかなう」として、「特段の事情があるときには、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないと解するのが相当である」と、724条後段の適用を制限した。

このように、最高裁平成10年判決は、およそ権利行使が不可能であるにもかかわらず、単に20年が経過したということのみをもって、権利者の一切の権利行使を許さないとすることで、反面加害者が損害賠償義務を免れる結果となることを、「著しく正義・公平の理念に反する」として除斥制度の適用を排除し、現在では、後述するように、この趣旨に沿った裁判例が多数存在してい

る。

(4) 最高裁平成10年判決の判例としての意義

ア 最高裁平成10年判決は、上記のように民法724条後段を除斥期間として解しながらも、「特段の事情」がある場合には民法724条後段の効果(20年以上の時の経過によって権利が消滅するという効果)が生じないというのである。

イ 問題は、この最高裁平成10年判決でいう「特段の事情」をどのように解するかであるが、この判決では、

「不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において」

「その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは」

「民法158条の法意に照らし、」

「民法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当である」

としている。

なお、上記の指摘する民法158条は、権利行使が事実上不可能なときに時効を停止する規定である。

民法158条の適用のある場合でも、当該未成年者や親族その他の利害関係人の請求により家庭裁判所が後見人を選任すれば権利行使ができるのであるから、同条における「権利行使ができない」というのは相対的なものであって、その内実は権利行使の事実上の困難性である。

したがって、上記の「民法158条の法意」というのは、この規定の趣旨が無能力者が「法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができ」ず、権利の行使をすることができないにもかかわらず「時効

の完成を認めるのは無能力者に酷であるとして、これを保護するところにある」というのであるから、権利行使ができないという事情が無能力者にあるにもかかわらず、時効完成することが無能力者に酷である（＝この場合に時効完成を認めることが正義公平の理念に反する）ので、時効の進行を停止するというのが法意ということになる。

の「その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右損害賠償請求権を行使した」というのは「特段の事情」の例示でしかなく、これに限定されないことは「など特段の事情」となっていることから明らかである。

ウ この最高裁平成10年判決が「特段の事情」がある場合に20年を経過しても権利の消滅という除斥期間の効果を生じさせない理由が「被害者は、およそ権利行使が不可能であるのに、単に20年が経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないこととなる反面、心神喪失の原因を与えた加害者は、20年の経過によって損害賠償義務を免れる結果となり、著しく正義・公平の理念に反するものと言わざるを得ない」ということにあるとしているのであるから、「著しく正義・公平の理念に反する」場合というのは民法158条のような場合に限定されないことも明らかである。

要は、特段の事情がある場合、単に20年という時の経過だけで被害者の権利を消滅させることが著しく正義・公平の理念に反する場合には権利の消滅という効果を認めるべきでないというのが最高裁平成10年判決のいわんとすることである。

以上から、上記最高裁平成10年判決は、権利行使が事実上困難なとき時効を停止する旨の法意について民法158条の場合を例示したのであって、限定をしたと解すべきでない。

エ 「6箇月内に損害賠償請求権を行使した」というのも、「特段の事情」

の1つの判断要素，例示でしかなく，被害者に権利行使が可能となったときから「6箇月内に損害賠償請求権を行使した」場合だけに限定されるものではない。

また，被害者の権利行使ができない事情は加害者の不法行為を原因とするものに限定されないことも，最高裁平成10年判決の判旨から明らかである。

民法724条後段を消滅時効と解する場合はもちろんであるが，除斥期間と解する立場であっても，時の経過の一事をもって画一的に法的安定を求めることが（それは加害者の保護という結果になることが）不法行為制度の究極の目的を害し，著しく正義・公平の理念に反する場合には被害者側と加害者側の諸事情を考慮して制限されることを明らかにしたのが，最高裁平成10年判決である。

要は，民法は724条後段をそのまま適用した結果，加害者の不法行為が原因となって被害者の権利行使ができない状況にしておきながら，被害者が「単に20年が経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないことになる」反面，不法行為によって権利行使ができない状況にした加害者が「20年の経過によって損害賠償義務を免れる結果となる」ことが「著しく正義・公平の理念に反するものとなる」という「特段の事情」がある場合には，民法724条後段の効果を制限するというものである。

最高裁平成10年判決の事案は加害者のなした不法行為自体が原因で被害者が権利行使できない状況となったという事案であることから，被害者の権利行使が加害者の不法行為を原因として不可能となったことをあげているが，最高裁平成10年判決の趣旨は「特段の事情」がある場合には時の経過のみをもって被害者の権利の消滅の効果を認めることが著しく正義・公平の理念に反するときは権利の消滅の効果を認めるべきではないと

いうことを判例として述べているのである。その場合の特段の事情を限定する趣旨ではない。

(5) 最高裁平成10年判決後の裁判例について

ア 被告国は、上記最高裁平成10年判決の趣旨に沿った劉連仁国家賠償請求事件についての東京地裁判決、中国人三池鋳業所強制連行事件についての福岡地裁判決、中国人毒ガス遺棄国家賠償請求事件についての東京地裁判決を「これら一連の判決は、最高裁判所平成元年判決及び最高裁平成10年判決に反し、民法724条後段の解釈を誤った違法な判決であって、かかる違法な判決を引用して主張する原告ら主張もまた失当である」（被告国準備書面61ページ）とする。

しかし、これらの判決は、被害者の事情と加害者の事情を検討し、当該具体的事案において、時の経過のみをもって、被害者の権利を消滅させる効果を認めることが正義・公平の理念に反しないかという問題に正面から取組み、被害の重大性・実態、加害者の行為の悪質性等を検討し、除斥期間や消滅時効の適用を認めなかったものであり、最高裁平成10年判決の枠組みの中で、その判決の趣旨に沿った判断をなしているものである。

イ そして、戦時中の中国人の強制連行・強制労働について、広島高裁平成16年7月9日判決では、不法行為にもとづく損害賠償請求権は除斥期間の経過により消滅しているとしたが、安全配慮義務違反にもとづく損害賠償請求権についての時効の援用は、著しく正義に反し、条理に悖るもので、権利濫用として許されないと判示されており、その中で同判決は、「債務についての消滅時効の援用は、債務者の権利に属するが、債権者が期間内に消滅時効に係る権利を行使しなかったことについて、債務者に、債権者の権利の行使を妨害するなどの責められるべき事由があったり、債務発生に至る債務者の行為の内容や結果、債権者と債務者の社会的・経済的地位や能力、その他当該事案における諸般の事実関係に照らして、時効期間の

経過を理由に債権を消滅させることが、著しく正義・公平・条理等に反すると認めべき特段の事情があり、かつ援用権を行使させないことによって前記時効制度の目的に著しく反する事情が内場合には、時効の援用は権利の濫用としてこれを許さず、債権の行使を許すべきであると解するのが相当である。」としている。これも、時の経過のみをもって、被害者の権利を消滅させる効果を認めることが正義・公平の理念に反しないかという見地から、消滅時効の適用を制限する判断をしており、義務者の消滅時効援用が信義則違反・権利濫用に該当する場合には、その援用権の行使が許されないことは、今日では確立された判例となっていると認められるのである。

5 判断基準

(1) 結局、民法724条後段は、それを消滅時効と解するか除斥期間と解するかに関わらず、

被害者が長期間権利を行使しない場合一般論として権利の上に眠る者との評価が妥当し、

副次的に時の経過による法的安定性の要請や攻撃防御・採証上の困難の回避、権利不行使への信頼の保護等の理由から、被害者と加害者との利益の調整の見地に立ち、法律関係の早期確定という公益的政策的観点からそのような規定を設けたということにある（松本克美「時効と正義」195頁）。

(2) したがって、民法724条後段は、再三述べるように、要は消滅時効・除斥期間を理由に被害者の権利行使を拒絶することが正義公平の観点から著しく不正義と判断されるか否かに帰着するのである。

第3 本件の特徴に関する考察 - 民法724条を本件に適用することは許されない

1 はじめに

以上論じてきたとおり、不法行為についての民法724条を被告らの主張の

とおり適用することが是か非かは，同条前段の消滅時効はもとより，同条後段の消滅時効（又はこれを除斥期間と解したとしても）の双方について，消滅時効・除斥期間を理由に被害者の権利行使を拒絶することが正義公平の観点から著しく不正義と判断されるかに帰着する。

そこで，この基準を本件にあてはめると，加害行為の悪質性，強制連行，強制労働により被告らが多大な利益を得たこと，権利行使の妨害，権利行使の困難性，解決についての不誠実性という本件の特徴に照らし判断されなければならないことは，原告第5準備書面のとおりである。

2 原告第5準備書面において，その中でも，「第6 本件の特徴」として，すでに，本件の原告らの被害の実態を検証し，原告らの強制連行強制労働の被害の実態がいかに苛酷なものであったかについて主張している。

この点，甲A78号証において，立教大学名誉教授山田昭次氏が，「朝鮮女子勤労挺身隊における強制連行・強制労働・民族差別」と題して，この問題について歴史的な分析を加えているが，山田名誉教授の分析からも，原告らの主張が裏付けられる。

(1) 原告らは，前記第5準備書面第6，2項（52頁）において，被告らの行った加害行為の悪質性について，以下の点を，指摘した。

被害者が若い女性であること

積極的欺罔行為によって連行したこと

多くの場合，両親の反対を押し切って連行していること

労働の態様において強制労働とみなされること

労働に対して賃金を支払っていないこと

外出の制限等日常生活を束縛したこと

食事，暖房，入浴において劣悪な日常生活を強いたこと

これらは，被告らの行った強制連行・強制労働の悪質性を示す特徴であるが，山田教授によれば，以下に述べるとおり，戦時中の労働動員のために相互に深

く関連し、より効果的に意味を持つものであり、被告らはいわば意図的に上記のような加害行為を行ったと言える。

(2) 朝鮮からの労働動員

ア 朝鮮からの労働動員の推移は、甲A78号証23頁以降に見られる。

朝鮮人戦時労働動員は、最初は、動員する分野は、炭鉱、鉱山、土建に限定されていたが、1940年3月26日、動員産業分野の拡大が決定された。そして、1940年度から工場にも動員された(26頁)。

工業分野に動員された朝鮮人の労働力の質は、男子、女子ともに炭鉱・鉱山・土建に動員された労働力のそれとは異なる。原告らもそうであったように、国民学校卒業者もしくはそれに近い者を採用した(27頁)。

それは、日本語によって工業技術を修得させる必要があったためであった(27頁)。

まさに、被告不二越の利益と被告国による戦争の遂行という目的のためには、原告らのような国民学校卒業かそれと同程度以上の学力を備えた者を、工場に動員する必要があったのである。

イ そして、国民学校卒業程度の者を動員するために、効果的な方法は何か。それが、まさに、学校の利用だった。

1943年当時、朝鮮総督府司政局労務課長林勝寿も、「その母校の校長に極力斡旋を図るように委託するだろう」と述べており(10頁)、現に、山田教授の調査した39事例中29事例もが、学校が動員している。

しかも、学校で動員された29事例の中、女学校教員の説得による応募は、1事例のみで、それ以外は全て国民学校で動員された少女であった。女学校生徒が動員されなかったのは、朝鮮人女性の早婚のためかもしれないが、甘言に騙されない精神年齢に達していたからかもしれないと分析されている(11頁)。

被告らが企図した動員に応じたのは、その結果、判断力の十分でない、

幼い少女たちとなったのである（上記特徴）。

ウ さらに、効果的に動員するため、被告らは、積極的な欺罔行為を行った。

その方法は、「上級学校に行ける、勉強ができる」という甘言を用いた方法であった（上記特徴）。

これらの甘言は、少女たちの進学希望の強さを利用したものである。少女たちの進学希望の強さについては、甲A78号証12頁に指摘されており、原告ら第5準備書面55頁以下にも指摘したとおりである。

エ そして、このような方法を用いた被告らの動員に、日中戦争開始とともに強化された皇民化教育が、非常に大きな役割を果たした。

山田教授は、「彼女たちが教員や不二越社員たちの甘言に何の疑惑を感じなかった原因は、幼い時期に徹底的に皇民化教育に洗脳されたために、日本を信頼していたからにちがいない。」（甲A第78号証14頁）と指摘している。

1937年10月1日に皇国臣民の誓詞が制定され、学校はもちろん、地域や職場では国民総力朝鮮連盟の末端組織がこれを朝鮮人に斉唱させた。

児童用は、

「一、私共は 大日本帝国に臣民であります

二、私共は 心を合わせて

天皇陛下に忠義を尽くします

三、私共は 忍苦鍛錬して 立派な強い国民となります」

というものだった。動員当時、13、14才だった原告らは、まさにこの皇国臣民の誓詞の斉唱とともに育ったと言っても過言ではない。

原告らは、皇民化教育により、被告らの行った欺罔に応じる結果となったのであり、被告らは、このような反応を利用して、幼い原告ら少女たちを、日本へと動員した。

オ さらに、山田教授は、「皇民化教育による洗脳に加えた甘言も、親の拒

絶によってその効果を発揮しない場合には，脅迫や強制で少女たちを動員した。」と，上記特徴 の点も指摘する（甲 A 第 7 8 号証 1 6 頁）。

カ 以上より，被告らが原告らに対して行った強制連行は，他の工場への動員とも共通する特徴を持っており，まさに組織的計画的に行われた国家と企業の連携による動員であって，極めて悪質な方法によるものであることが明らかになった。

被告らが行ったのは，暴力的な方法による「強制」と何ら変わるところのない，むしろ，判断力の不十分な幼い少女たちに対するものであるだけに，より悪質な，「欺罔」による連行である。

（ 3 ）原告らに対する拘束

ア 原告らは，第 5 準備書面において，前記 ないし の特徴を指摘した。

これらは，山田教授の分析によれば，全てが一連の意味を有するものであった。

イ まず，原告らは，「原告らが不二越に到着すると，まもなく，軍隊式の訓練をさせられた」（第 5 準備書面 5 8 頁）。

この軍隊式の訓練について，山田教授は，不二越の朝鮮女子勤労挺身隊員の訓練の基本理念は，「一，内鮮一体の精神 二，皇国婦人勤労精神 三，不二越産業精神」だったことを挙げ，次のように指摘する（甲 A 第 7 8 号証 1 7 頁）。

「軍事訓練を通じて皇民精神を叩き込むのが目的であろう。要するに，少女たちに対する訓練の第 1 の目標は皇民化教育だった。朝鮮女子勤労挺身隊に対する企業の皇民化教育のうち，不二越のそれが最も体系化されていて，かつ厳しい。」（同 1 7 頁）

「少女達はすでに朝鮮の国民学校で日中戦争開始後に強化された皇民化教育の洗脳を受けていた。その上に，」「皇民化教育を施したのである。その目的はいうまでもない，少女たちに天皇のために働くという精神を徹

底的に叩き込んで、強制労働がどんなに厳しくともこれに不満を抱かずに自発的に服従させることを意図したのであろう。」

ウ そして、仕事にはノルマが課され（原告第5準備書面59頁）、工作中、日常生活のあらゆる場面において監視や制限を受けていた（同60頁、61頁以下（前記特徴、））

エ さらに、被告不二越は、原告らに対し賃金を支払わず、現金をほとんど持たせなかったが（同60頁（前記特徴））、これは、原告らの逃亡を防ぐ非常に効果的な方法であった（甲A第78号証18頁）。

オ 以上の特徴について、山田教授は、次のように指摘する。

「企業は、朝鮮の国民学校で強化された皇民化教育を受けた子どもたちに、改めて皇民化教育を施し、企業の管理に自発的な服従をさせるように精神的束縛を試みた。そうした精神的束縛に加えて、さらに寄宿舍からの自由な外出は禁じて絶えず監視下に置き、賃金も支払わなかったのみならず、故郷から持参した小遣いまで取り上げて、逃亡ができない状態において露骨な強制労働も課した。労働の強制は精神面から外面的規制の両面にわたる、いたって苛酷なものであった。」（甲A第78号証29頁）

被告不二越が行った厳しい訓練は、原告らを精神的に束縛するための、まさに皇民化教育の一環であり、被告不二越が行った精神的束縛であった。そして、前記に簡単に指摘し、原告第5準備書面において指摘した、被告不二越における現実の生活は、直接的に原告らの生活を束縛するものであった。

このような二重の束縛が、被告らがおこなった強制労働において、いかに絶大な効果を持つものであったかは、明白である。その上、原告らには、もともと幼いころから朝鮮においても施された皇民化教育の素地があった。

（4）以上のとおりであり、被告らが行った強制連行・強制労働の実態は、精神的にも肉体的にも束縛するものであって、まさに山田教授が、「戦時労働動

員に際しての朝鮮人少女に対する虐待」と表現されるとおり（甲A第78号証2頁），苛烈きわまるものであった。

3 また，強制連行・強制労働の苛烈な実態は，原告ら本人尋問にも顕著に表れている。

（1）被害者が若い女性であること

原告らは，徴用で連行された原告朴道一（原告番号10）を除いて，12歳から19歳の間，被告らによって，韓国から日本に連れてこられた。21名の女性の原告のうち，連行当時12歳だったのが4名，13歳7名，14歳5名，15歳3名，16歳1名，19歳1名であった。

原告らは，本人尋問において，連行されたときの年齢について，国民学校6年生2月（原告全玉南1頁）（数えて14歳），高等科1年生（原告李慈順2頁）（13歳 同7頁），小学校6年生のとき，14歳のころに女子勤労挺身隊への勧誘を受けた（原告崔姫順1頁）と述べ，被害者が若い女性であるという事実を明らかにしている。

被告らが若い女性たちを強制連行した行為がいかに悪質なものであるかについては，原告第5準備書面に述べたとおりであり，このような年齢の子どもたちを連行してきた被告らの行為の不当性は，明白である。

（2）積極的欺罔行為によって連行したこと

被告らは，原告らを連行する際，積極的な欺罔行為を行っている。

原告らは，本人尋問において，「勉強もできるし，2年後に帰るときにはお金も上げるし，それから生け花も習えるし，技術も習得することができるというふうに勧めた」（原告全玉南2頁），「勉強しながら技術が学べる，2年後に帰ってくるときには立派な技術者になっているだろうと勧めた」（原告全玉南3頁）「お花が習える」（原告全玉南3頁），「一つの家に女性が2人いる場合は，1人は必ず行かなくてはならないというふうに言いました」（原告全玉南3頁），「学校の先生は，自分も一緒に行くので，みんな

な一緒に楽しく過ごせるし勉強もできる，生け花もできるというふうに強く勧めました」（原告李慈順3頁），「そういう怖い話（空襲）を聞いて出発したのではありません」（同6頁），「勉強も技術も教えてあげると言いました。給料は毎月くれると言っていました。習い事として書道や生け花，ミシンも教えてくれると言いました」（原告羅賛徳4頁），「2年間不二越に行けば，高等科を卒業したのと同じ扱いにして帰国後女学校に行けるようにしてあげる」等と言われて，不二越へ行こうと思った」（原告李福実6頁），「日本に行けば勉強もできる，お金も儲けられる，生け花も覚えられるという話でした」（原告安喜洙4頁），「勉強もすることができるし，お金も稼げるし，おなかも空かない」（原告崔姫順3頁），「日本に行けば空襲があるという説明は，ありませんでした」（原告崔姫順6頁），「（勉強や習いごとは）全くできませんでした」（原告崔姫順13頁），「そこに行くと自由時間がたくさんあって，学校にも行けるし，お金も稼げる」（原告羅花子4頁），「お姉さんに会える。その次に，お姉さんと一緒に暮らすことができ，一緒に学校に通えると言いました」（原告金正珠5頁）と述べ，被告らの積極的な欺罔行為を明らかにしている。

このような勧誘行為の悪質性は，明白である。

（3）多くの場合，両親の反対を押し切って連行していること

原告らは，尋問において，次のように述べた。

お父さんがいないので，（お母さんが）必死にとめました（原告全玉南4頁）

村の長の人が，女性が2人いれば1人は行かなければいけないと言ったので行くことにしました（原告全玉南4頁）

お父さんは，学校に行って校長先生に申し入れしました。「印鑑が押したけれども，行かせることはできない。」と申し入れましたが，校長先生は，「もう，一度決まったことだから取り消すことはできない。」と言いまし

た（原告李慈順 4 頁）

里長からは、お母さんに対して、絶対に子どもを送らなければいけないと言いました。できなければ、（母を）供出されると言いました（原告羅賛徳 5 頁）

女性を供出させるというのは、当時、軍隊に送られて、性的に慰めてあげる、相手をさせられることとされていました（同 5 頁）

ご飯を食べずに 1 週間寝ていました。断食して許してもらいました（原告安喜洙 6 頁）

先生が承諾のはんこを押した。先生は、書類に判子を押して、書類ができしており、すでに上級機関に上がってしまっていたので、だめだと（原告崔姫順 4 頁）

もしおまえが行かなければ、お父さんでも連れて行くという話をしました（原告羅花子 6 頁）

印鑑を持ってこいというふうに先生が言ったので、両親に内緒でこっそり印鑑を私が持っていきました（原告羅花子 6 頁）

祖父の印鑑を内緒で持ち出してオオガキ先生に渡した（原告金正珠 5 頁）

これらの証言により、原告らの両親の反対を押し切ってあるいは両親の反対を押さえ込んで、原告らが連行されていることが明らかになった。このような行為こそが、強制連行であり、悪質な行為である。

（ 4 ）労働の態様において強制労働とみなされること

原告らは、強制労働の実態を次のように語った。

ア ノルマについて

1 日大きいものを 26 個つくるノルマがあった、女性の先輩と同じノルマであった（原告全玉南 9 頁） ノルマを達成できない、分量を達成できないときに（工場長が）怒りました（同 9 頁）。ばかやろうとか半島人とか机の上を何か鉄でできた道具で机をたたきながら怒りました（同 10 頁）

一日に小さいものは900個作るノルマがあった(同15頁)

600個の大きさのものもあるし,700個のものもあり,200個の大きさのものもありました(同15頁)

1日大体20本ぐらいだったと思います。できないと,最後までやらなくては行けません(原告羅花子10頁)

1日20個くらい。それが終わるまで待たなければ行けません(原告金正珠13頁)

イ 仕事の状況について

朝8時から夕方7時まで 早く終わって7時です。忙しいときは10時,11時までかかりました(原告李慈順9頁)

朝,4時30分起床,5時に工場へ向けて出勤,途中で,食堂によって食事を摂りました。夜6時から7時まで働きました。休憩はありませんでした。休憩場所もありませんでした(原告李福実7,8頁)

勤務中はトイレへ行くにも責任者が班長に申し出て,許しを得てから行きました(原告李福実8頁)

ウ 検閲について

手紙は検閲があった(原告李慈順13頁)

封筒の手紙は許されていなかったのだから,葉書に送ってほしいと書いて送りました。葉書は検閲されました(原告李慈順11頁)

講堂に皆が集まって先生の言うとおりに書きました(原告李福実9頁)

手紙は検閲されているから,秘密のことが書けないなと思いました(原告安喜洙12頁)

どこの手紙は全部あけられていました。それでよくないことが書いてあると送ってくれませんでした(原告羅花子16頁)

エ 訓練について

軍隊式の訓練をしていました。手足を高く上げて前に前進するというよう

な訓練です。先生の言葉に従わなくて訓練がうまくできないとき殴られました（原告李慈順 6 , 7 頁）

軍隊訓練のように、足を 90 度まで振り上げるなどのことです（原告李福実 16 頁）

大隊長、中隊長、小隊長として、それから軍服や訓練帽をかりました。歩調を取れとか、膝を 90 度にあげろとか。そういうような訓練でした（原告崔姫順 7 頁）

オ 体罰について

突き飛ばしたり、引っ張ったりした、蹴られたりした。居眠りしたときだけでなく、気に入らない時にも何度もしました（原告李福実 17 頁）

休憩しているときに、急に集合という声が掛かりますと、遅くなった 2 , 3 名は、ほっぺたを叩かれます（原告崔姫順 7 頁）

そのとき、ほっぺたが痛くて、耳がジーンとなって、聞こえないような状態になって、痛くても痛いと言えず、中隊長を見ると怖かったです（原告崔姫順 8 頁）

原告らは、強制労働の実態について詳細に語っており、強制労働の悪質な実態が明らかとなっている。

(5) 労働に対して賃金を払っていないこと

ア 原告らは、賃金をもらっていないことを明確に述べている。原告らは、次のとおり、賃金不払いの事実、それに対する思いを語っている。

給料をもらえなかったことをとても悔しく思っています（原告全玉南 17 頁）

1 円足りたとももらっていません（原告李慈順 18 頁）

給料というものをもらっていなかったなので、お金がなくて帰れませんでした（原告李慈順 19 頁）。

給料はもらえませんでした。通帳に貯めて全部保管してあると言われま

した（原告羅賛徳 9 頁）

我々の給与は銀行に預けてあって、2 年過ぎたら払ってあげると言いま

した（原告安喜洙 1 1 頁）

給料をもらったことはありません（原告羅花子 1 6 , 1 7 頁）

お金はもらっていない（原告金正珠 1 7 頁）

イ 労働保護法の水準の低い当時においてさえ、賃金不払いは犯罪であったことから被告不二越の行った賃金不払いが大変悪質な行為であることは明らかである。

（ 6 ） 外出の制限等日常生活を束縛したこと

原告らは、日常生活を束縛されていたことについて、次のとおり述べている。

ア 監視について

寄宿舍の出入り口には舎監の先生（男 1 人、女 2 人）がいつもいた（原告全玉南 1 1 頁）

外出できませんでした（原告李慈順 8 頁、1 7 頁）

（寮の規則に違反したら）両手を高く挙げて立たせました（原告李慈順 1 6 頁）

余りにも監視がきつかったので（連れて逃げること）、試みることができませんでした（原告李慈順 1 8 頁）

外出は禁止されていました。出たいときには許可が必要でした。宿舍の出入り口にも先生がいる場所がありましたし、会社の門には守衛がいました（原告羅賛徳 1 0 頁）

トイレに行くといっていました。すると監視の人がついてきた（原告羅花子 1 0 頁）

イ 逃亡について

あとの 1 人はこのとき逃げて消息が知れません（原告全玉南 1 2 頁）

私たちよりも年の多い生徒が逃げたというふうに聞きました（原告李慈

順 8 頁)

(寮から逃げ出した人は)金村という人です(原告安喜洙 13 頁)

ウ 以上の証言から,原告らの労働の実態が,苛烈であり,強制労働であったことは明らかである。

(7) 食事,暖房,入浴等において劣悪な日常生活を強いたこと

劣悪な日常生活について,原告らは,本人尋問において,次のとおり述べている。

ア 食事

朝食はみそ汁とたくわん 2 かけら,ご飯(原告全玉南 10 頁)

昼は弁当が来るときもありましたし,三角パンが来るときもありました(同 10 頁)

夕食は朝ご飯と全く同じもの(同 10 頁)

(朝は)ご飯とおつゆとおかずです。ご飯は,今で言えば 5 歳ぐらいの子どもが食べるような,そのぐらいの分量です。普通のご飯茶碗の半分ぐらい。おかずは 1 種類でした。おつゆは,でなかったこともあります(原告李慈順 12 頁)

(昼は)三角パンが 3 つ出てきました。でも,朝が足りなかったので,朝のうちに食べてしまうこともありました(同 13 頁)

(夜は)朝と同じでした(同 13 頁) 古くなったご半が出てくることもありました。

朝ご飯のときに,昼の分として三角パンをもらいましたが,朝ご飯が足りないので,一緒に食べてしまい,結局昼は食べられませんでした(原告羅賛徳 10 頁)

三角パンというのを,昼に工場に行って食べると言われてもらいましたが,朝ご飯が少ないために昼ご飯の三角パンも一緒に,朝,食べてしまいました(原告崔姫順 12 頁)

私の国では3歳の子どもが食べるような分量にしかないような量でした（原告羅花子11頁）

イ 寒さ

暖房はありません（原告全玉南12頁）

（布団は）下に敷くものと，それから上にかける毛布と1枚ずつです（同12頁）1人1枚ずつなのを2人で重ねて抱き合って寝ました（同13頁）

医者先生は，小さいときに身体的にたくさん成長する時期にひどい労働をしたので，それで特に座骨の神経痛はそういったところに起因していると医者先生は言っています（同13頁）

暖房は全然ありませんでした（原告李慈順11頁）

凍傷になりました。手が腫れ上がって，かゆかったです（原告金正珠8頁）

暖房器具は，工場にもありませんでした（原告金正珠9頁）

ウ 入浴

浴室はありませんでした（原告李慈順15頁）

1週間に1度程度です。寄宿舍の中にお風呂があります（原告安喜洙18頁）

浴槽がありませんでした（原告金正珠27頁）

エ 病気，けが

飛んでくる鉄のくずをよけることができないで，それで左指にけがをしました。薬指を3針縫いましたが，仕事は休めませんでした（原告全玉南5頁）

右手ばかり使うようになり・・・右手に無理がかかって右手の関節が曲がってしまいました。関節が最近曲がってしまったのは，その当時のことが原因だというふうに韓国の医者先生が言っています（同6頁）。目に見えて曲

がってきたのは30年前ぐらいからだと思います（同23頁）機械の手入れをしなければならぬんですが、その機械の手入れをするときに機械のある部分にたまった油を抜いてやらないと、その機械がその後うまく動かないということがありました。それでパイプのようなもので吸って、その油を抜きとるのですけれども、うまくかげんをして吸って、一たんとめて外に出てくるようにします。その外に出てくるようにするとき、早くパイプから口を離さないと口の中に油が全部入ってしまうことになります。それで今とても気管支が悪いんですけれども、それはやはりそのとき油を何回も飲んでしまったせいだと思います（同6頁）（今でも）せきが出ます。肺の方も具合を悪くしています。それらの病気について、お医者さんから機械油を飲んだことが原因ではないかというふうに言われた（同7頁）風邪を引いても病院に行かせてもらえず、仕事も休めなかった（同7頁）日本での重労働のために座骨神経痛になり、現在でもつらい状態（同17頁）。不二越に行ってきたから、7、8年後から15分歩いていると、もうつらくなるし、座るときもつらくなったので、診てもらったら座骨神経痛だということがわかりました。そうなったのは、やはり小さいときに重い機械とか道具を扱ったので、今の機械とは違う、とても扱いにくい機械でした、ですから、そういうふうになってしまったんだというふうに思います（同23頁）

目がとても具合が悪くなって病院に行ったことがあります（原告李慈順10頁）

ジフテリアにかかった。高熱が出て、髪の毛が抜けました（原告李慈順11頁）そのときは、病院には行きませんでした（同12頁）

怪我をしたときには病院へは行きましたが、帰ってきて仕事をしたので休んだことはないです（原告崔姫順10頁）

（城原さんは）全州から来たときは健康でしたが、不二越で病気になった

(原告崔姫順 11頁)

帰る汽車の中で、足が、膝が痒くなって、皮膚病になりました。足が痛くなったそのときに、一緒に耳も痛くなった(原告崔姫順 15頁)

手にたくさんけがをしました。刺さったり、ひっかいたりという傷がたくさん出ていました。聞いた話では一緒に働いていたほかの子が指が1本なくなってしまう子もいたというふうに聞いています(原告羅花子 9頁)

髪の毛がたくさん抜けてしまいました。それで不二越の病院に入院をしました。韓国では腸チフスというふうにいいます。とにかく髪の毛が抜けて、頭が痛くて、そういう病気です。右足に湿疹のようなものがたくさんできて、すごくかゆくて痛かったです。非常に高い熱がでました(原告羅花子 13頁)

オ 上記の原告らの証言からは、原告らが置かれていた状況がいかに不当なものであるかが明らかとなっている。

(8) 差別的扱いについて

さらに、原告らは、日本人との差別的扱いについて、「日本人達は出退勤していたので、自由だったのですが、私たちは外出のようなことはできませんでした(原告全玉南 14頁)」「半島人だから仕事ができないと言われた(同 14頁)」「韓国から来た人たちは旋盤を使っていたんですが、日本人たちは仕上げを担当していました(原告金正珠 14頁)」「私たちは1月に15日、1日だけ休めましたが、その人たちは日曜日も休んでいました。(原告金正珠 14頁)」と述べ、原告らと日本人との間に差別的扱いがなされていたことを明確にした。

差別的扱いがなされていたことは、原告らが苛烈な状況におかれていたからに他ならず、戦時中であろうとも決して許されない状況に原告らは置かれていたのである。

(9) 原告らの強制連行・強制労働の被害の実態は、苛烈なものであった。本件加

害行為は，まさに原告ら少女を遠い異国へその意思に反して連行し，自由を奪い，労働を強制し，搾取し，劣悪な生活を強いたものであり，その悪質性は顕著といわねばならない。

4 被告らが強制連行，強制労働により多大な利益を得たこと，被告らの原告らによる権利行使の妨害については，原告第5準備書面のとおりである。

5 権利行使の困難性

(1) 一般の韓国国民にとって，歴史の経過の中で，歴史的な経過，女子挺身隊と従軍慰安婦の混同等により，権利行使は長い年月にわたり不可能であったことは，原告第5準備書面のとおりである。

(2) 女子挺身隊と従軍慰安婦の混同については，原告第5準備書面のほか，原告本人尋問によっても，次のとおり明らかとなった。

ア 韓国では，慰安婦と挺身隊というのを区別して使わないので，挺身隊といえば慰安婦ということになるので，言えませんでした。子どもや友達には挺身隊のことは話すことができません（原告李慈順 21頁）

イ 解放後に，慰安婦というものの実態が韓国の方で知られるようになりました。そのときから慰安婦と挺身隊が同じものであるというふうに考えられるようになったのです（原告李慈順 23頁）

ウ 慰安婦の話に誤解されることも恐れました（原告羅賛徳 13頁）

エ 韓国社会では，挺身隊も慰安婦と同じように思われる，誤解を招くおそれがあり，話のできない状況にありました（原告李福実 12頁）

オ 挺身隊に行ったということで慰安婦と間違えられて冷たくされるので（原告羅花子 19頁）

カ 挺身隊と軍隊慰安婦とは違うと説明したが信じてもらえず，35歳で離婚した（原告金正珠 19頁）

6 解決について被告らが不誠実であったことについては，原告第5準備書面のとおりである。

特に被告会社においては、被害の救済には応じなかったため、第1次訴訟が提起され、平成12年7月、被告会社は、被告会社における強制労働について、「真摯に受け止め」として、最高裁において和解したのである。この和解は、まさに被告会社がその責任を認めたものであるにもかかわらず、その和解の対象を、アメリカで訴訟の準備を開始していた被害者に広げながら、このほかの被害者との和解を拒絶した。さらにその後も被告会社は、和解をした被害者らのほかにも1000名を越える被害者がいる事実を把握しながら、これを放置し、解決に向けた取り組みを一切してこなかったのである。

被害者らが高齢化する中で、外国まで直接足を運び、その解決を被害者らのほうからこれだけ頻回に働きかけているにもかかわらず、被告不二越は、門前払いをするばかりで、誠実な対応を全くせず、最高裁でその責任を認めた態度とも相反するものであり、被告会社の不誠実性は、明らかである。

第4 重大な人権侵害の責任に対しては消滅時効の適用を否定した国連総会決議について

- 1 戦争における非人道的行為は戦争犯罪として処罰され、戦争犯罪には時効はないというのが国際法で認められた原則である。

1968年(昭和43年)11月26日に「戦争及び人道に対する罪に対する時効不適用条約」が国連総会で決議され、1970年(昭和45年)11月11日に発効している。

この条約は前文で、「戦争犯罪及び人道に対する罪が国際法における最も重大な犯罪に属することを考慮し、戦争犯罪及び人道に対する罪の効果的処罰がこれらの罪の防止、人権及び基本的自由の保護、諸人民間の信頼の奨励と協力の推進、並びに国際の平和と安全の促進における重要な要素であることを確信し、通常犯罪の時効に関する国内法規則の戦争犯罪及び人道に対する罪への適用はこれらの犯罪に対し責任を負う者の訴追及び処罰を妨げるがゆえに、世界世論にとって重大な関心事であることに注目し、戦争犯罪及

び人道に対する罪にとって時効は存在しないという原則を，本条約を通じて，国際法において確認し，並びにその普遍的適用を確保することが必要かつ時宜に適ったものであること」を認めて，協定したとしている。

この時効不適用条約でも，「戦争犯罪及び人道に対する罪の効果的処罰がこれらの罪の防止，人権及び基本的自由の保護，諸人民間の信頼の奨励と協力の推進，並びに国際の平和と安全の促進における重要な要素である」として，非人道的な行為，戦争犯罪が時の経過によっても処罰を免れないことを明確にすることこそ，これらの罪の防止と国際平和と安全の促進に寄与するものであるという認識に立っている。

我が国はこの決議に対し棄権しているが，戦争による残虐非道な行為は時が経過したということだけで忘れ去られるものではなく，その責任がなくなるものではない。また，再び戦争による惨禍を繰り返さないためには残虐非道な行為をした者には，たとえ時が経過しても責任をとらせ被害者に賠償させることが不可欠であることが，長い間のおびただしい悲惨な犠牲の結果到達した歴史的教訓なのである。

2 2005年の国連「ガイドライン」について

2005年12月16日，国連総会は「国際人権法および国際人道法の重大な違反による犠牲者の救済・補償の権利に関する基本原則およびガイドライン」を採択した。

同ガイドラインでは，国際人権法又は国際人道法の重大な違反により精神的苦痛や経済的被害を被った被害者とその家族らは，個人の尊厳と人権を尊重され人道的に扱われなければならない，行政，立法と並んで司法において，原状回復，金銭賠償，治療及び満足を含む被害者らの効果的救済が図られるべきであるとされていることは，すでに述べたとおりである。

戦後60年が経過した2005年において，1990年代のルワンダ，ユーゴの内戦と並んで，第2次世界大戦中の日本の戦後補償の問題について，

ガイドラインの対象として指摘されたことは、本件を含む日本の戦後補償の処理がいかに国際的に不誠実なものであるかを如実に物語るものである。

そうであるとすれば、同ガイドラインによって、被害者の効果的救済を求められている裁判所が、強制労働の被害者らの救済に背を向け、本件原告らを含む戦時中の強制連行強制労働の被害者からの請求に対して、時効・除斥期間によって、その権利行使を制限することが、如何に現在の国際的正義からも大きく逸脱し許されないものであるかは、自明である。

- 3 したがって、国際的に見ても、国際人権法の重大な違反による被害である本件について、期間の経過により原告らの権利行使を制限することは許されない。

第5 まとめ

以上、縷々述べたとおり、国際人権法の重大な違反による被害に時効の適用が無いことは、国際的に確立された正義であり、また、原告らの本件被害についても、民法724条の趣旨及び本件の特徴から、同条を適用して加害者である被告国及び被告不二越の法的責任を否定することは、著しく正義公平に反することは明白であり、被告らの消滅時効の完成及び除斥期間の経過の主張は、到底許されないものである。

第10章 おわりに

- 1 はじめにも述べたとおり、本件強制連行・強制労働の特徴は、一言でいえば、被告らが一体となって、幼い少女がほとんどをしめる原告らに対して、拉致・誘拐に等しい犯罪的手段で強制連行・強制労働を行い、著しい肉体的・精神的苦痛を与えた（そして現在も与えている）にもかかわらず、現在に至るまでその責任をとっておらず謝罪もしていない、ということである。

原告らの被害がいかに悲惨なものであり救済が求められているかは、原告らによる多数の証言と陳述書が十分に物語っている。

- 2 これまで繰り返し述べてきたとおり、本件は戦争被害の救済を求めるもの

ではない。戦争だからといって、幼い少女を拉致・誘拐に等しい犯罪的手段で強制連行し強制労働させることが合理化できようはずがないことは、法の正義に照らして明らかであろう。さらに、戦前においてさえ強壯な男子以外に対する強制労働は国際法上きびしく禁じられていたことも、既に述べたとおりである。こうした国家的犯罪行為は戦時であろうとなかろうと絶対に許されるものではなく、かかる悪質な行為による損害を戦争損害として片付けることもまた許されるべくもないのである。

また、戦争中の日本人の苦勞を理由に、原告らを差別的に扱った訳ではない、などという主張も、何ら説得力を持たない。日本人の少女の中に、欺罔や脅迫を用いて親元から遠く引き離されて朝鮮半島に渡り、帰りたくても帰れず、監禁状態に近い厳しい監視の中で原告らが体験したような重労働を強いられた者は、一人もいないのである。

- 3 このように、本件強制連行・強制労働は、きわめて差別的で不公正であり、重大な国際人権法違反を伴う国家的犯罪行為である。

既に述べたように、世界の法律家は、1980年代から90年代にかけて、軍隊慰安婦という、本件と優劣つけがたい重大な国際人権法違反の国家的犯罪行為が世界的に知られるようになり、その被害者が未だに何ら救済を受け得ていないことが明らかになると、被害者の救済に向けた議論を積み重ね、近年その成果が2つの国際的決議に結実したところである。

他方、日本の裁判所においては、戦後補償の法的障害を取り除く努力がいくつかの裁判所で積み重ねられる一方で、軍隊慰安婦問題についてさえ救済を拒否する裁判例も生み出されている。

我々は、日本の法律家全体が、重大な国際人権法違反を伴う国家的犯罪行為の被害者の救済を世界から求められていることを、深く自覚しなければならない。そして、原告らをはじめとする重大な国際人権法違反を伴う国家的犯罪行為の被害者の救済なくして、日本が真の意味において、「平和を維持

し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占め」（日本国憲法前文）ることは決してないことを、強く認識しなければならない。

- 4 一見して異常で、恥ずべき国家的犯罪行為であることが明らかな、少女らに対する強制連行・強制労働の被害に、日本の司法がどう向き合い、どう解決をつけるのか、それが本件訴訟に課せられた課題である。

裁判所が、原告ら被害者の声に真摯に耳を傾け、日本国憲法と国際社会の要請に応じて人権救済の一步を踏み出すことを切に願い、原告の弁論を終える。